

第4章 整備の基本的な考え方

第1節 整備の基本理念と目標

1 整備の基本理念

本史跡の価値を確実に保存して未来に継承し、その価値を顕在化し、有効に活用するためには、史跡の保存・活用・整備及び運営・体制に関して、計画的かつ実効性のある取組を行っていく必要がある。

とりわけ山陰道は山中に位置することから、住民・地域活動団体等の参加、そして協働のもとに、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、史跡の調査や整備、及び教育文化、観光、まちづくり、地域活性化などの観点から、史跡を生かすことも重要になる。

また、島根県文化財保存活用大綱では、基本理念として「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めると共に、人々の交流を進める」とされている。

このため、行政だけではなく、山陰道に関わる様々な主体・住民等が共有する、史跡の保存・活用の基本理念を設定する。

【史跡の整備（保存・活用）の基本理念】

**津和野の往来・交流の記憶と歴史文化が息づく山陰道を、
みんなの力で、守り、生かし、伝える**

2 整備の目標

整備の基本理念を具体化するため、整備のあり方や内容を方向づける柱（整備目標）として、「価値・歴史（遺構等）」、「利活用」、「安全・管理」の3つの観点から次のように設定する。

また、こうした目標は事業を体系的・総合的に実施するための柱（施策・事業の基軸）として位置付けるとともに、事業実施後の検証・評価において、どの程度到達できているかを確認する対象として、基本理念と併せて活用する。

□整備目標1：「価値・歴史（遺構等）」に関する整備目標

●山陰道の本質的価値の顕在化

- ・本質的価値に関わる遺構等を適切に保存・整備し、さらにその価値を顕在化（整備・活用）する。

□整備目標2：「利活用」に関する整備目標

●利用しやすい環境づくり

- ・史跡を巡ったり、眺望を楽しんだりできる環境を整備・充実させる。
- ・史跡の利用を支える便益施設などを整備・充実させる。

●山陰道を生かした地域づくり

- ・子どもたちの郷土愛の醸成や地域の活性化などに向け、住民・地域活動団体等と

連携し、山陰道の活用を進める。

- ・山陰道の活用と併せて、山陰道とつながる津和野廿日市街道、津和野奥筋往還、津和野町内の他の史跡との連携を促進する。

□整備目標3：「安全・管理」に関する整備目標…基礎的な条件

●防災・安全性と管理を支える条件づくり

- ・山陰道やその周辺の防災・安全対策を、歴史的環境や自然環境との調和に努めながら講じる。
- ・史跡の維持管理や運営を支える施設の整備などに、体制の確保と併せて取り組む。

以上の整備目標を、前述の基本理念及び整備（事業実施）後の検証・評価などを含めて、全体的な枠組みと流れを示すと、下図のようになる。

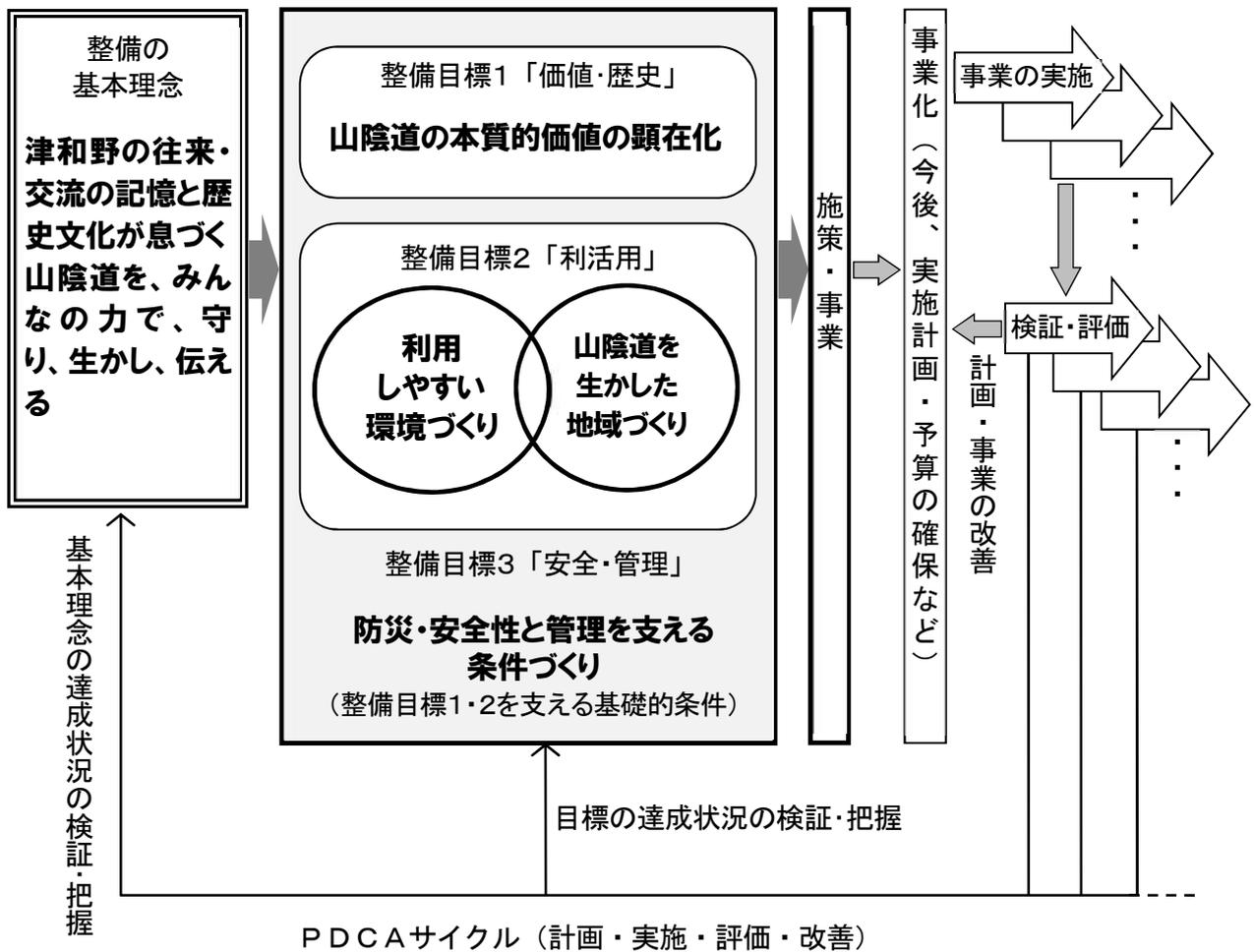


図 4-1 整備の基本理念・目標と事業化及び評価・改善の流れ

第2節 整備の基本方針

計画地の現状や整備課題を踏まえながら、前述の整備目標のもとに基本方針の主要事項を設定する。

また、整備の前提として、次の点に留意することとする。

○遺構の保存を前提としながら、道としての機能を復元する整備とする。

○史跡としての景観と調和する整備とする。

○利用者の安全に配慮した整備とする。

○地域住民はもとより地域外・町外の人々の山陰道への関心や交流を高める整備とする。

なお、整備の基本方針をもとに、具体的整備の内容などについては「第5章 整備基本計画」に記載する。ただし、公開・活用及び管理運営に関しては「第6章 公開・活用及び管理運営計画」で記載する。

| 整備目標 | 整備の基本方針 | 参考：主に関係する整備基本計画（第5章）・その他 | |
|--------------|-----------------------|----------------------------|---|
| 整備目標1「価値・歴史」 | 山陰道の本質的価値の顕在化 | ア 調査研究の実施 | 調査計画 |
| | | イ 遺構の復旧 | 遺構整備計画 |
| | | ウ 歩行する道としての整備 | 遺構整備計画 動線整備計画 |
| | | エ 街道の遺構（石畳、側溝など）の表現（野坂峠越） | 遺構整備計画 |
| | | オ 番所跡・茶屋跡等の遺構の表現 | 遺構整備計画 |
| | | カ 史跡指定地からの眺望条件の確保（徳城峠越） | 遺構整備計画 樹林整備・修景・景観形成計画 管理・便益施設整備計画 |
| | | キ 保存施設（標識、境界標等）の整備 | 保存施設整備計画 |
| 整備目標2「利活用」 | ●利用しやすい環境づくり | ア アクセスの円滑化 | 動線整備計画 周遊ネットワーク形成計画 |
| | | イ 駐車場の確保・整備 | 管理・便益施設整備計画 |
| | | ウ 休憩・展望の場の確保・整備 | 管理・便益施設整備計画 |
| | | エ トイレの確保 | 管理・便益施設整備計画 |
| | | オ 案内表示板の整備（説明板、案内板、誘導標識など） | 案内・解説施設整備計画 |
| | | カ ガイダンス機能の整備 | 案内・解説施設整備計画 ※第6章「第1節 公開・活用計画」 |
| | ●山陰道を生かした地域づくり | ア 情報の提供・発信 | 同上 |
| | | イ 関係する文化財などとのネットワークづくり | 周遊ネットワーク形成計画 |
| | | ウ 公開・活用に関する取組 | ※第6章「第1節 公開・活用計画」 |
| | | | |
| 整備目標3「安全・管理」 | ●防災・安全性と管理運営を支える条件づくり | ア 森林の管理 | 樹林整備・修景・景観形成計画 |
| | | イ 防災対策及び法面等の維持管理 | 樹林整備・修景・景観形成計画 |
| | | ウ 維持管理施設等の整備 | 管理・便益施設整備計画 |
| | | エ 害獣・害虫被害防止対策 | 保存施設整備計画 案内・解説施設整備計画 |
| | | オ 管理運営に関する取組 | ※第6章「第2節 管理運営計画」 |

1 整備目標1に基づく基本方針

(1) 山陰道の本質的価値の顕在化

ア 調査研究の実施

- 山陰道に関わる文献・資料の調査、整備・活用の事例調査、及び点検・経過観察などを継続的に実施する。
- 整備に伴う考古学的調査や測量、設計等、及び植生や防災等の調査を適宜、実施する。
- 調査研究などの成果・情報を適切に公開・活用する。

イ 遺構の復旧

- 山陰道の遺構が毀損している箇所（石垣、路面など）、また今後毀損した場合は、その状況を確認し、どのような方法で復旧するかを検討し、応急的な対策を含め復旧を行う。
- 遺構の状況を定期的に点検し、崩落等の毀損が生じる可能性がある場合は、その防止対策を講じる。

ウ 歩行する道としての整備

- 山陰道の毀損箇所（陥没、崩落箇所）の復旧や遺構の表現においては、その周辺を含め歩きやすい道の整備を行う。
- 上記以外の区間においても、路面の凹凸の解消、雨水排水対策を行うとともに、徳城峠越の仮設的な歩行者橋は老朽化しており、歩行者橋の修繕・再整備、又は排水対策を講じた盛土等による整備を検討する。
- 徳城峠越の崩落箇所や谷側に深い急傾斜地がある箇所・区間については、転落防止の柵等の設置を検討する。

エ 街道の遺構（石畳、側溝など）の表現（野坂峠越）

- 野坂峠越の基礎石敷き、石畳、側溝、石製の暗渠等の遺構については、往時（江戸末期～明治初期）の構造・利用状況及び今後の利用や維持管理を考慮しつつ、保存の方法及び表現を検討する。

オ 番所跡・茶屋跡等の遺構の表現

<野坂峠越>

- 番所跡は、今後調査を行い、その結果に基づき遺構の表現を検討する。
- 遺構が確認できていない茶屋跡は、推定地において名称表示板を設置する。今後、遺構が確認された場合は、その状況をみて遺構の表現を検討する。

<徳城峠越>

- 遺構が確認できていない茶屋跡は、推定地において名称表示板を設置する。今後、遺構が確認された場合は、その状況をみて遺構の表現を検討する。

カ 史跡指定地からの眺望条件の確保（徳城峠越）

- 徳城峠越の峠付近において、防災や自然環境に留意しつつ樹林を整備し、日本海や青野山などを眺望することのできる場所を確保する。

キ 保存施設（標識、境界標等）の整備

- 標識（史跡標柱）を野坂峠越、徳城峠越の南北（両端）付近に、それぞれ設置する。
- 地籍調査の進捗状況を勘案しながら、境界標の設置に取り組む。
- 遺構の保存のため、必要に応じて囲い等の整備を検討する。

2 整備目標2に基づく基本方針

(1) 利用しやすい環境づくり

ア アクセスの円滑化

<野坂峠越>

- 国道9号や県道沿いにおいて、関係機関と協議し、山陰道の誘導標識の設置に努める。
- 町道などにおいて、山陰道の誘導標識を計画的に設置する。
- 自転車(サイクリング)によるアクセスの円滑化・促進に努める(徳城峠越も同様)。
ただし、史跡指定地内への乗り入れは禁止する。

<徳城峠越>

- 国道9号から町道に入る付近において、関係機関と協議し、山陰道の誘導標識の設置に努める。
- 徳城峠越の北端付近の大木川、南端付近の柳川を渡る歩行者橋は、安全性を確保するとともに、軽量の作業車も通行できるよう架け替える。

イ 駐車場の確保・整備

<野坂峠越>

- 野坂峠越の北側付近には公有地(町)があり、それを利用して駐車場等の整備に努める。
- 来訪者等への情報提供を行い、道の駅「津和野温泉なごみの里」の駐車場、及び山口市の道の駅「願成就温泉」の駐車場の利用を促進する。
- 自転車利用を促進するため、サイクルスタンド等の設備の整備・充実に努める。(徳城峠越も同様)。

<徳城峠越>

- 徳城峠越の南側付近には、町道の幅員がやや広がっている場所などがあり、関係機関や担当課と調整し、駐車スペースとしての利用又は駐車場の整備を検討する。

ウ 休憩・展望の場の確保・整備

<野坂峠越>

- 番所跡の遺構の表現と併せて、ベンチ等の設置による休憩の場の整備を検討する必要がある。
- 二間茶屋跡において、ベンチ等を整備し、休憩の場とする。
- 北側付近で駐車場を整備する場合には、ベンチ、説明板等の設置を検討する。

<徳城峠越>

- 茶屋跡(推定地…峠付近)において、日本海や青野山などを眺望できる場所を樹林整備と併せて確保するとともに、ベンチ等の設置による休憩の場を整備する。

○道沿いの幾つかの場所においては、誘導標識（○○まで□□mなどの表示）の設置と併せ、丸太のベンチなどの設置に努める。

エ トイレの確保

○トイレについては、維持管理や費用対効果を考慮し、原則として山陰道の利用者を主対象としたものは整備しないこととする。ただし、野坂峠越の史跡指定地北側付近には、まとまった公有地があることから、駐車場等の計画と併せて、トイレについても案を作成し、基本設計段階などで整備の有無を判断する。

○野坂峠越は道の駅「津和野温泉なごみの里」、徳城峠越は道の駅「シルクウェイにちはら」の施設の利用を、案内表示板やパンフレット、情報通信技術の整備・活用により促進する。

○野坂峠越については、山口市の道の駅「願成寺温泉」のトイレの利用も想定できる。また、山口市及び関係機関との調整・連携が必要となる。

オ 案内表示板の整備（説明板、案内板、誘導標識など）

○全体説明板を野坂峠越、徳城峠越の南北（両端）付近に、それぞれ設置する。

○主要な遺構に説明板を設置する。

○史跡の利用に関する注意札の設置、又は説明板等への表示を図る。

○説明板の位置や記載内容と調整しながら、案内板や誘導標識などを全体的な配置等を検討し、計画的に整備する。

○案内表示板のデザインや表示様式を工夫し、新規整備及び更新を行いながら、段階的に全体の統一化を図る。

○案内表示板については、外国語（英語）表記を検討する。なお、外国語表記については、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月 国土交通省 観光庁）などを踏まえることとする。

カ ガイダンス機能の整備

○津和野町郷土館や道の駅などの既存施設や情報通信技術の活用などにより、ガイダンス機能の確保・整備を進める。

○休憩所を整備する場合は、案内・説明パネルを作成し、壁面等に設置する。

※1 QRコード（次頁「ア」）

白と黒の格子状のパターンで情報を表し、携帯電話などのデジタルカメラで読み取ることで、複雑な文字入力することなく情報を取り込むことを狙った技術。

※2 AR（拡張現実感：Augmented Realityの略）

CGなどで作った仮想現実を現実世界に反映（拡張）していく技術（代表例：『ポケモンGO』）。

参考：VR（仮想現実感：virtual realityの略）

コンピュータ上で現実に似せた仮想世界を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術。通常は「ヘッドセット」というゴーグルのようなものをかぶって体験

(2) 山陰道を生かした地域づくり

ア 情報の提供・発信

- 山陰道や関連する文化財、地域資源などの情報の提供・発信に関して、案内表示板の設置やパンフレットの作成とともに、QRコード^{*1}の利用や専用アプリの作成、AR^{*2}（拡張現実感）など情報通信技術の活用を検討する。
- 外国観光客等への情報の提供・発信について検討する。

イ 関係する文化財などとのネットワークづくり

- 野坂峠越と徳城峠越をつないだり活用、及び町内の関係する文化財、その他地域資源のネットワークづくりに、関係団体（津和野町観光協会等）、地域活動団体等と連携して取り組む。
- ネットワークを支える案内板や誘導標識、トイレ等の確保・充実に努めるとともに、情報提供機能の充実・強化に取り組む。（再掲）
- 近隣及び関係する自治体等と連携し、山陰道をはじめとした文化財の広域的な活用に取り組む。

ウ 公開・活用に関する取組

- 山陰道に関する歴史や調査の成果（遺構の状況、往時の姿）、『津和野百景図』に描かれている内容、及び便益施設等の立地状況などの情報発信に取り組む。
- 山陰道を学校教育や社会教育、健康づくり等に生かし、郷土の歴史文化を学び、愛着と誇りの醸成につなげる。
- 地域活動団体等の連携し、山陰道をまちづくりや観光振興に生かすとともに、来訪者の受け入れ体制の確保・充実に努める。

3 整備目標3に基づく基本方針

ア 森林の管理

- 山陰道沿いの樹林・竹林及び一帯の森林の状況を把握し、原則、その保全を基本とする中で、遺構や歩きやすさに影響のある樹木の除去、景観上の樹林整備などに対処する。
- 徳城峠越の山頂部付近からは、『津和野百景図』に描かれている眺望の確保に向けて樹林の整備に取り組む。

イ 防災対策及び法面等の維持管理

<野坂峠越>

- 土砂崩れ箇所の現状の把握と測量を行い、史跡と調和する形で復旧及び土砂崩れ対策を行う。
- 土砂の流出入及びゴミの投棄・堆積の状況を把握し、対策を講じる。

<徳城峠越>

- 徳城峠越における土砂の流出入等の状況を把握し、対策を講じる。

ウ 維持管理施設等の整備

- 史跡の維持管理や運営のため、その体制と併せて、用具・備品の確保（購入等）、及びそれら保管場所を確保する。

エ 害獣・害虫被害防止対策（全体的に関連）

- イノシシによる史跡指定地や周辺の表土の掘り返しなどから遺構や史跡の環境及び自然環境を保護するため、事例等を調査し、当該地域で有効と考えられる方策の実行に努める。
- 山陰道の利用者が、イノシシ、クマ、マムシ、スズメバチなどの動物による被害に遭わないよう、情報提供などを行う。

オ 管理運営に関する取組

- 地域活動団体等と連携し、山陰道の保存管理（維持管理等）から運営に関する地域社会総がかりの体制を構築し、持続的な保存・活用に取り組む。

第5章 整備基本計画

第1節 全体及び区域別計画

1 全体計画

ここでは、整備の基本理念と目標の達成を目指し、整備の全体像を明らかにする。

内容としては、主たる計画対象区域である史跡指定地における部門（区分）ごとの整備メニューを設定するとともに、関連する計画対象区域（史跡指定地外）及びそれ以外の広域的な検討対象に関する整備メニュー（項目）についても整理する。

これらの整備メニューを踏まえ、本章の第2節以降で部門別に具体的な整備内容を明らかにする。

なお、「2 区域別計画」においては、整備メニューを区域で整理し、整備の方針を明らかにする。

表5-1 全体計画（整備の全体メニュー）

(1/3)

| 部門 (区分) | 主要な整備メニュー（整備項目） | | |
|-----------------|---|---|---|
| | 史跡指定地 (主たる計画対象区域) | 史跡指定地外:町内 (関連する計画対象区域) | その他 (広域的な検討対象) |
| 調査計画 | <ul style="list-style-type: none"> ○測量、基本設計・実施設計、事例調査 ○考古学的調査、文献・資料調査 ○樹木・植生等の調査 ○点検・経過観察 ○調査等の情報の適切な公開・活用 | <p>(必要に応じて史跡周辺でも左記を実施)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○保存・活用及び整備の事例調査 ○文献・資料調査 ・山陰道 ・関係する街道等 |
| 遺構整備 | <p><野坂峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○石垣・暗渠等の毀損箇所の復旧 ○基礎石敷き・側溝の表現（露出展示、埋め戻し表示などの検討） ○横断溝等の保存・表現（排水機能の確保） ○石畳の表現（露出展示など） ○番所跡の表現 ○石碑（現・津和野町郷土館敷地）の移設（移設候補地：県境付近） ○その他街道（道）の復旧・表現 <p><徳城峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○街道の毀損箇所の復旧（陥没箇所、土砂流出入箇所） | <p><野坂峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○二間茶屋跡の表現（遺構が確認できた場合） ○石碑（旧国道完成）、石垣（旧国道沿いなど）が毀損した場合の復旧の検討 <p><徳城峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○茶屋跡の表現（遺構が確認できた場合） ○石造物（猿田彦大神2基）の保存…点検、転倒した場合などの対応 | — |
| 動線整備 (園路・広場) | <p><野坂峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記の遺構整備による動線の確保 ○廃棄物（堆積）の撤去と動線整備 ○土砂崩れ・土砂流出入箇所の整備（防災対策とセット） ○雨水排水対策：「防災・環境基盤整備」と一体的に取り組む（以下同様） <p><徳城峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記の遺構整備による動線の確保 ○木道等（ぬかるみ）の修繕・再整備 ○小規模な歩行者橋の再整備又は暗渠管・盛土整備 ○崩落箇所の復旧、安全対策 ○雨水排水対策 | <p><野坂峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○雨水排水対策 <p><徳城峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩行者橋（大木川、柳川）の架け替え（2箇所） ○茶屋跡への動線の確保 ○雨水排水対策 | — |

表 5-1 全体計画（整備の全体メニュー）

(2/3)

| 部門 (区分) | 主要な整備メニュー（整備項目） | | |
|------------------|---|--|-------------------------|
| | 史跡指定地 (主たる計画対象区域) | 史跡指定地外:町内 (関連する計画対象区域) | その他 (広域的な検討対象) |
| 樹林整備・修景・ 景観形成 | <p><野坂峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構や通行、眺望に影響のある樹木等の除去（眺望は一部の区域） <p><徳城峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構や通行、眺望に影響のある樹木等の除去（眺望は茶屋跡付近など） | <p><野坂峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構や通行、眺望に影響のある樹木等の除去 ○竹林対策 ○街道からの棚田、山並み、集落等の眺望の確保 ○景観計画に基づく景観づくり（中座・大蔭景観形成地区などの基準） <p><徳城峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構や通行に影響のある樹木等の除去 ○茶屋跡等からの日本海、青野山等の眺望の確保 ○景観計画に基づく景観づくり（全町の基準） | — |
| 防災・環境基盤 整備 | <p><野坂峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂崩れ・土砂流出入箇所の防災対策 ○ぬかるんだ区域における雨水排水対策 ○廃棄物（堆積）の除去 <p><徳城峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂流出入箇所の防災対策 ○ぬかるんだ区域における雨水排水対策（史跡指定地外と一体的に対応） | <p><野坂峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂崩れ・土砂流出入箇所の防災対策 ○森林の管理 ○竹林対策 <p><徳城峠越></p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂流出入箇所の防災対策 ○ぬかるんだ区域（農地等）における雨水排水対策 ○森林の管理 | — |
| 保存施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○標識（史跡標柱）の設置 ○境界標の設置 | <p>※標識については、土地条件等によって、史跡指定地の近接地への設置も検討</p> | — |
| 案内・解説施設 整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○説明板（全体説明板、個々の遺構等の説明板）の設置 ○案内板、誘導標識等の設置 ○注意札又は案内板・説明板への注意事項の表示：史跡利用、安全、害獣・害虫等に関する注意事項） ○ガイダンス機能の確保・整備 ○その他情報提供の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の作成と活用 ・ICTを活用した情報発信機能の整備 ・外国語表記の検討 | | <p>※「周遊ネットワーク形成」で対応</p> |

表 5-1 全体計画（整備の全体メニュー）

(3/3)

| 部門 (区分) | 主要な整備メニュー（整備項目） | | |
|----------------|--|---|----------------------|
| | 史跡指定地 (主たる計画対象区域) | 史跡指定地外:町内 (関連する計画対象区域) | その他 (広域的な検討対象) |
| 管理・便益施設 整備 | <野坂峠越> ○休憩の場：ベンチ等の整備 <徳城峠越> ○休憩の場：ベンチ等の整備 | <野坂峠越> ○駐車場の確保・整備 ○休憩の場：ベンチ等の整備…茶屋跡等 ○倉庫（用具など）の検討 <徳城峠越> ○駐車場又は駐車スペースの確保・整備 ○ベンチ等の整備…茶屋跡等 | ※「周遊ネットワーク形成」で対応 |
| 周遊ネットワーク 形成 | ※史跡指定地の山陰道もネットワークの一部 | ○町域における地域資源活用のネットワークづくり ※史跡指定地外の山陰道もネットワークの一部 | ○町域を越えた広域的なネットワークづくり |

2 区域別計画

(1) 史跡指定地及びその周辺の区域区分

山陰道の保存・活用に向けた整備を計画的に行うため、本質的価値を構成する要素やその他の構成要素などの状況を踏まえ、計画対象区域のうち史跡指定地及びその周辺について、現状・特性及び想定できる整備を考慮して区域区分を行う。

ア 野坂峠越の区域区分

<史跡指定地>

■山陰道・街道区域

山陰道の街道の区間であり、発掘調査により、路盤強化の基礎石敷き、石畳、石垣、側溝、石製暗渠、横断溝、側溝などが確認されている。

■山陰道・番所跡区域

番所跡の区画が確認された区域であり、野坂峠越の区間のやや南寄りの街道沿いに位置する。

<史跡指定地内外>

■防災・環境対策区域

野坂峠越の区間のうち、北側部分の一部で土砂崩れにより通行止めとなっている区間とその周辺（特に山側に広がる区域）、及び南側で廃棄物の堆積と土砂の流出入がある区域である。

<史跡指定地外>

■エントランス区域

野坂峠越の北端付近の公有地を中心とした区域であり、北側の玄関口といえる立地にある。

■山陰道沿道・環境保全・形成区域

街道沿いの森林や農地等のある区域であり、山陰道と一体的な環境・景観の保全・形

成が求められる区域である。

■山陰道・旧国道沿道区域

山陰道のうち旧国道の区間の沿道であり、旧国道に関する歴史的資源・環境の保全が求められる区域である。

■山陰道周辺森林区域

山陰道周辺の山地部（森林）であり、防災性の確保や自然環境・景観の保全が求められる区域である。

イ 徳城峠越の区域区分

<史跡指定地>

■山陰道・街道区域

山陰道の街道の区間であり、地盤がしっかりしていることから、土の道が中心となっている。

<史跡指定地外>

■エントランス区域

野坂峠越の北と南の玄関口といえる区域であり、北は大木川、南は柳川がながれ、歩行者橋で史跡指定地につながる。

■山陰道・茶屋跡推定区域

野坂峠越の山頂（峠）付近にあったとされる茶屋跡の推定位置（現状では未確認）とその周辺の区域であり、日本海や青野山などが眺望できる条件を有している。

■山陰道沿道・環境保全・形成区域

街道沿いの森林や一部農地のある区域であり、山陰道と一体的な環境・景観の保全・形成が求められる区域である。

■山陰道周辺森林区域

山陰道周辺の山地部（森林）であり、防災性の確保や自然環境・景観の保全及び一部では眺望の確保（茶屋跡付近）が求められる区域である。

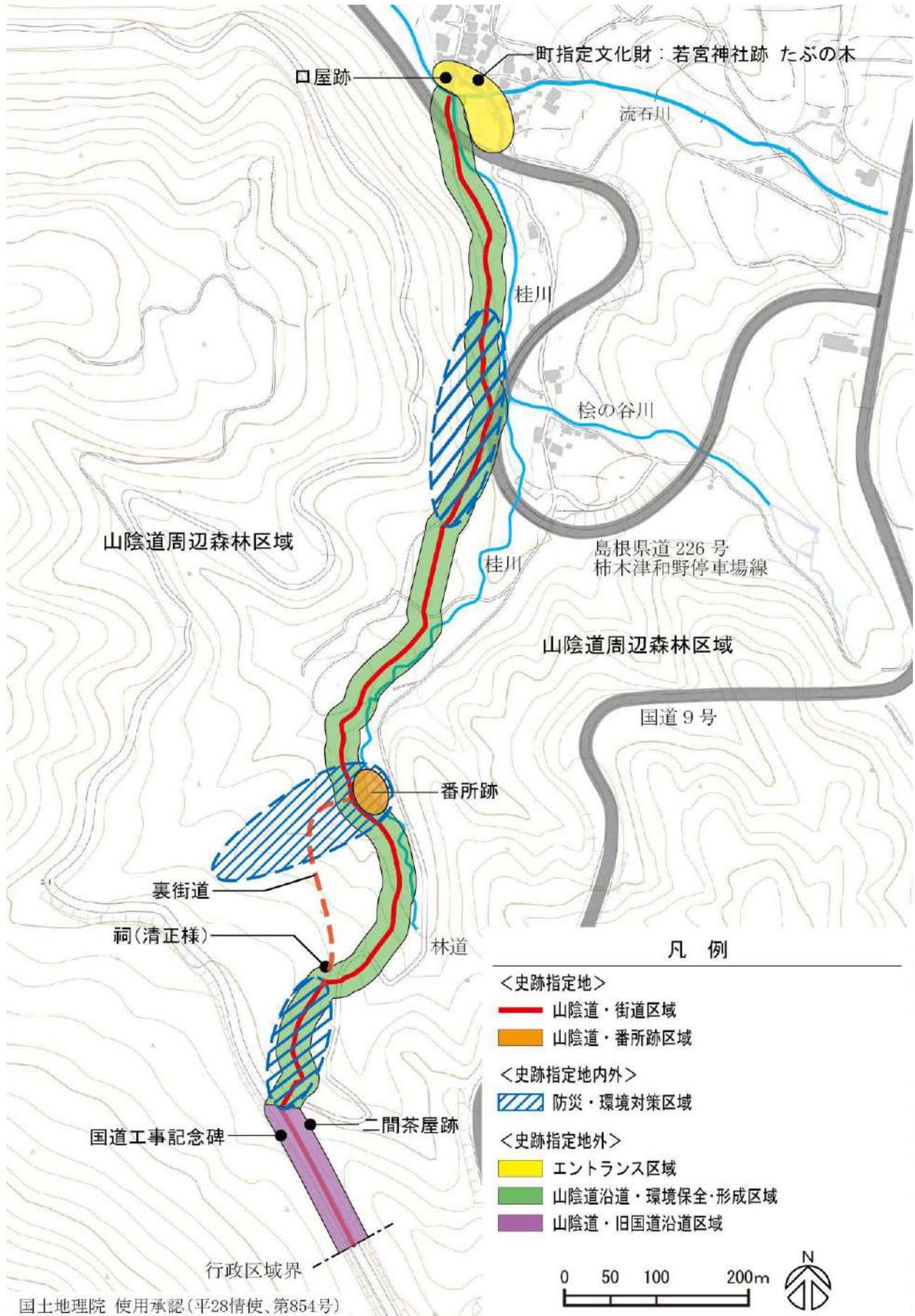


図 5-1 野坂峠越の区域区分

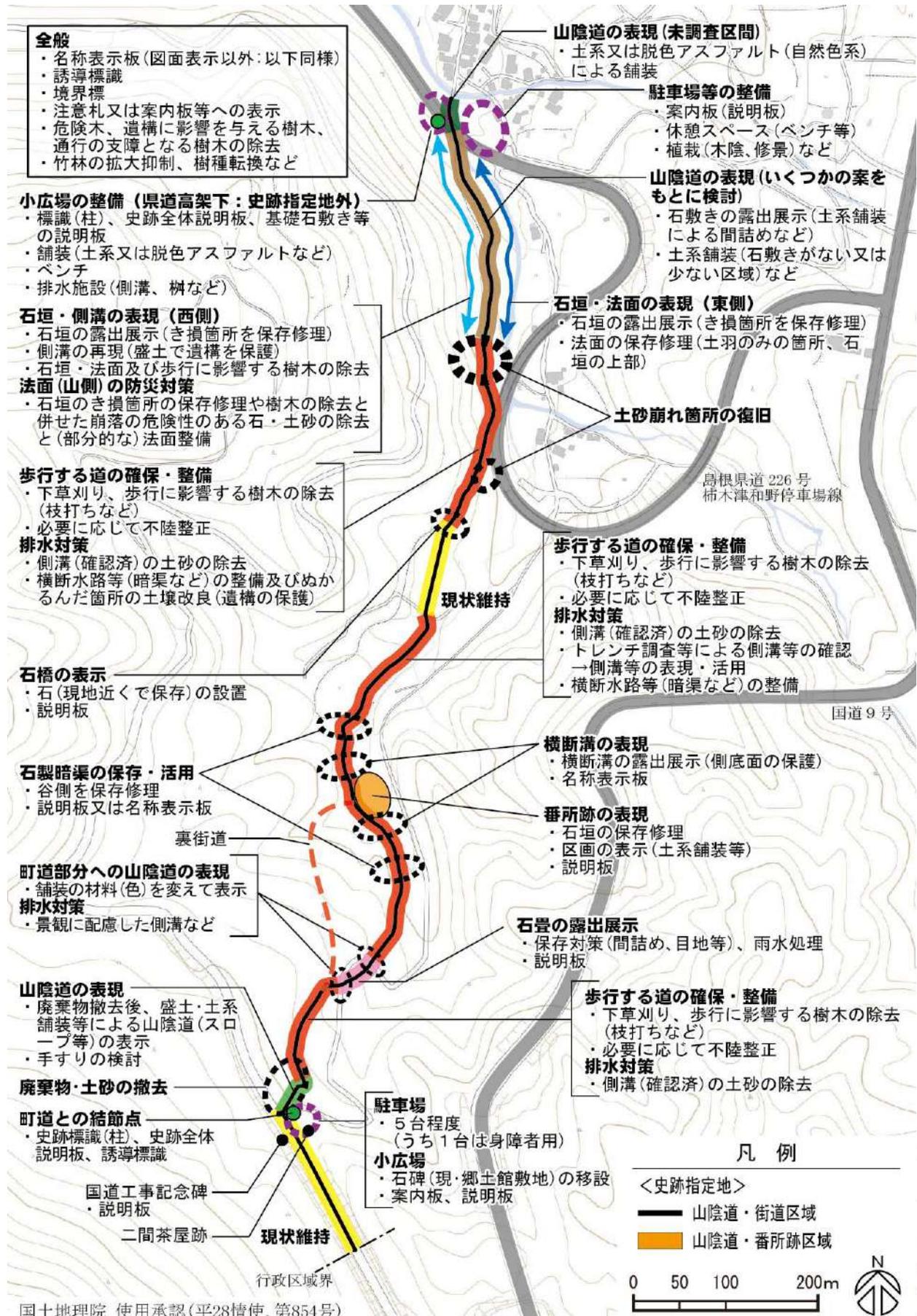


図 5-2 野坂峠越の整備メニュー



图 5-3 徳城峠越の区域区分



図 5-4 徳城峠越の整備メニュー

(2) 区域別整備方針

計画対象区域の区分に基づき、整備方針を設定する。

なお、ICT（情報通信技術）の活用を含めた情報の提供・発信については、本章の「第8節 案内・解説施設整備計画」で記述する。

表 5-2 区域別整備方針

(1/3)

| 区分・区域 | | 整備方針 |
|-------|-------------------|---|
| 野坂峠越 | 史跡指定地 山陰道・街道区域 | <p><遺構整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○野坂峠越の区間の北側にある石垣については、毀損箇所を確認し積み直し等の保存修理を行う。 ○野坂峠越の区間の北側で確認された基礎石敷きについては、露出展示、基礎石敷きの少ない箇所は埋め戻して土系舗装、又は全面的に埋め戻して土系舗装で街道を表示することなどを検討する。なお、街道の両側又は片側にある石垣（石組み）の天端は必要に応じて保存修理し、土系舗装などをその途中で擦り付け、一部が見えるようにする（露出展示）。 ○山側の側溝については、底面を埋め戻してその上で土系舗装などにより側溝を再現し、排水機能を確保する。なお、水路を画する石垣・石積みがある場合は、必要に応じて保存修理し、露出展示する（底面は埋め戻し）。 ○横断溝については、底面を埋め戻した上でその上部に機能を再現する。 ○石製暗渠は、毀損箇所を保存修理し、その機能を維持する。 ○野坂峠越の南側の石畳が確認されている区間では、その保存修理を行い、石畳を露出展示し、実際にその上を歩くことができるようにする。 ○舗装や石畳を露出展示する区間以外では、流出入した土砂等の復旧撤去、路面の整地などを行い、街道のルートと道幅を確保する。→「防災・環境対策区域」と一体的に取り組む。 <p><動線整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記の遺構整備及び「防災・環境基盤整備」により動線としての街道を確保する。 <p><防災・環境基盤整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ぬかるんだ区域の雨水排水対策を行う。 <p><保存施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地籍調査の進捗状況を踏まえ、境界標を設置する。（以下、徳城峠越を含め史跡指定地に関しては同様） <p><案内・解説施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○南北の野坂峠越の入口付近、発掘調査で確認された主要な遺構の場所又はその近くにおいて、説明板や名称表示板等を計画的に設置する。 ○誘導標識を計画的に設置する。 ○史跡利用や害獣・害虫、その他安全確保などに関する注意札の設置又は注意・連絡事項の案内板等への掲載を行う。（以下、徳城峠越を含め史跡指定地内外で適宜対応） |
| | 山陰道・番所跡区域 | <p><遺構整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○番所跡については、周囲の石垣を保存修理し、その範囲が分かるように土系舗装などで表現する。 <p><案内・解説施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○番所跡に関する説明板等を計画的に設置する。 |

表 5-2 区域別整備方針

(2/3)

| 区分・区域 | | 整備方針 |
|-------|---------|--|
| 野坂峠越 | 史跡指定地内外 | <p>防災・環境対策区域</p> <p><樹林整備・修景・景観形成> ○土砂崩れ箇所等で防災対策（工事）を行った区域と調整し、その周辺の森林の保全・管理を行う。</p> <p><防災・環境基盤整備> ○土砂崩れ箇所及びその周辺の防災対策を行う。 ○堆積している廃棄物や土砂を撤去する。 ○必要に応じて雨水排水対策を行う。</p> |
| | 史跡指定地外 | <p>エントランス区域</p> <p><案内・解説施設> ○山陰道の案内板・説明板及び誘導標識を設置する。</p> <p><管理・便益施設> ○公有地を活用し、駐車場を整備する。</p> |
| | | <p>山陰道沿道・環境保全・形成区域</p> <p><保存施設整備> ○史跡指定地の南端及び北端付近に標識（史跡標柱）を設置する。南端付近については、「山陰道・旧国道沿道区域」を含めて設置場所を検討する。 ○標識（史跡標柱）の設置場所については、史跡指定地又はその隣接地において、適地を選定する。</p> <p><樹林整備・修景・景観形成> ○遺構や通行に影響のある樹木等を、防災に留意して適切に除去する。 ○野坂峠越の北側や中央部の周辺に農地のある区間では、街道から棚田や山並み、集落が眺望できるよう、必要最小限の範囲を基本に、樹木の除去、枝打ちなどを行う。</p> |
| | | <p>山陰道・旧国道沿道区域</p> <p><遺構整備> ○石碑（旧国道完成）、石垣（旧国道沿いなど）が毀損した場合は、その復旧を行う。</p> <p><案内・解説施設> ○史跡指定地に山陰道の案内板・説明板及び誘導標識がスペース的に整備できない場合は、必要な案内表示板を設置する。 ○旧国道に関する説明板の設置を検討する。</p> |
| | | <p>山陰道周辺森林区域</p> <p><樹林整備・修景・景観形成> ○町有地における森林の保全・管理に努める。 ○民有地における森林の保全・管理を促進する。 ○竹林については、その拡大を抑制するとともに、適切な樹種転換などを検討する。</p> |
| 徳城峠越 | 史跡指定地 | <p>山陰道・街道区域</p> <p><遺構整備> ○陥没箇所の復旧、流入した土砂の撤去、整地により街道のルート・幅員を確保する。 ○斜面地などにおける街道の点検を行い、崩落の危険性がある場合、実際に街道が毀損している場合は対策を講じる。</p> <p><動線整備> ○上記の遺構整備により安全な動線を確保する。 ○崩落箇所やぬかるんだ箇所に設置されている仮設の木道・木橋を撤去し、安全・快適に通行できるものに整備する。</p> <p><防災・環境基盤整備> ○ぬかるんでいる箇所などにおける雨水排水対策を行う。</p> <p><案内・解説施設> ○既設の説明板を維持管理し、老朽化した場合は補修・更新する。 ○老朽化している茶屋跡の標示（名称表示板）は撤去し、茶屋跡の位置が確認された場合に整備する（史跡指定地外も想定）。 ○誘導標識を計画的に設置する。 ○新たな発見や調査研究が行われた場合には、説明板等の整備を検討する。 ○説明板や誘導標識の設置場所は、史跡指定地の隣接地を含めて検討する。</p> |

表 5-2 区域別整備方針

(3/3)

| 区分・区域 | | 整備方針 |
|-------|-------------------------|---|
| 徳城峠越 | 史跡指定地外 エントランス区域(南・北) | <p><動線整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○南側の柳川、北側の大木川に架かっている歩行者橋を架け替える。 ○大木川の橋については、町道からのアプローチ及び史跡指定地への動線を併せて整備する。 <p><保存施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○南北のエントランス区域において、それぞれ標識(史跡標柱)を設置する。 ○標識(史跡標柱)の設置場所については、史跡指定地又はその隣接地において、適地を選定する。 <p><案内・解説施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○南北のエントランス区域において、それぞれ説明板、誘導標識等を設置する。 <p><管理・便益施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○南北のエントランス区域において、それぞれ駐車場又は駐車スペースの確保・整備に努める。 |
| | 山陰道・茶屋跡推定区域 | <p><遺構整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○茶屋跡の遺構が確認できた場合には、その表現を行う。 <p><動線整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○街道(史跡指定地)につながる峠道を保存・整備する。 <p><樹林整備・修景・景観形成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「山陰道沿道・環境保全・形成区域」や「山陰道周辺森林区域」と一体的に、防災性の確保や自然環境の保存に留意しつつ、眺望の確保のための部分的な樹木の伐採、枝打ちなどを行う。 <p><案内・解説施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○茶屋跡や眺望景観などに関する説明板を設置する。 ○誘導標識を複数箇所整備する。 <p><管理・便益施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ベンチ等を整備する。 |
| | 山陰道沿道・環境保全・形成区域 | <p><遺構整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○石造物(猿田彦大神2基)を保存するとともに、移動・転倒などが生じないような対策を検討する。 <p><樹林整備・修景・景観形成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構や通行に影響のある樹木等を、防災に留意して適切に除去する。 ○「山陰道・茶屋跡推定区域」付近においては、防災性の確保や自然環境の保存に留意しつつ、茶屋跡(推定場所)付近からの眺望の確保のため、部分的な樹木の伐採、枝打ちなどを行う。 |
| | 山陰道周辺森林区域 | <p><樹林整備・修景・景観形成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林の保全・管理を促進する。 ○「山陰道・茶屋跡推定区域」における眺望確保に関して、樹木の部分的な伐採、枝打ち等を必要に応じて行う。 |

第2節 調査計画

1 必要な調査等

山陰道の整備に当たって、今後必要又は要検討の調査等については、次のものが考えられる。

なお、遺構の存在の可能性がある場所の整備においては、整備の内容を踏まえ、原則として考古学的調査（発掘調査等）を実施することとする。

- 測量（用地・地形）
- 地盤調査
- 基本設計・実施設計
- 考古学的調査
- 文献・資料調査、聞き取り（ヒアリング）
- 事例調査
- 樹木・植生等の調査
- 点検・経過観察
- 調査等の成果・情報の適切な公開・活用

2 調査等の内容・実施

山陰道の主として整備を進める観点から、必要又は要検討の調査等の内容、及び実施するに当たっての前提や留意点などを示す。

表 5-3 調査等の内容と実施の前提留意点等

(1/2)

| 調査等の区分 | 内 容 | 実施の前提・留意点等 |
|-----------|--|--|
| 測量（用地・地形） | ○設計・工事のベースとなる測量を、史跡指定地及びその周辺（縁辺部）において必要な区域を設定し実施する。 ○境界標の設置に関しては、地籍調査の進捗状況を踏まえ、それを基本に境界標の設置を行うこととし、必要に応じて補足的な測量を行う。 | ・原則、基本設計の前に、又はそれに併せて行う。 |
| 地盤調査 | ○崩落箇所及びその周辺の地盤の調査を実施し、整備手法（工法）を検討する基礎資料とする。 | ・崩落箇所周辺を含めた崩落の危険性、遺構への影響を併せて調査する。 |
| 基本設計・実施設計 | ○これまでの調査の成果や保存管理計画及び整備基本計画を踏まえ、整備のための基本設計・実施設計を行い、史跡の工事につなぐ。 | ・土砂崩れ箇所以外にも、史跡指定地外における整備内容が含まれることが想定される。 |

表 5-3 調査等の内容と実施の前提留意点等

(2/2)

| 調査等の区分 | 内 容 | 実施の前提・留意点等 |
|------------------------|---|--|
| 事例調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○山陰道の保存・活用・整備の参考となる事例について調査を行う。 ○その他、津和野町に關係する街道等（奥筋往還、津和野廿日市街道等）の保存・活用・整備の状況について調査を行う。 ○調査は、現地調査、文化財担当へのヒアリング調査、資料調査などが考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・山陰道の整備に参考となる事例を取り上げ、整備の手法や内容、事業費などの情報を把握する。 |
| 考古学的調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○整備において発掘調査や遺構確認調査（分布調査）などが必要になった場合は、学識経験者等の意見・指導を得ながら、所要の調査を実施する。 ○主な候補地としては、野坂峠越では番所跡、石畳の区域、徳城峠越では茶屋跡推定地などがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの調査成果を踏まえて、調査の目的・ねらい、内容、箇所を明確にする必要がある。 |
| 文献・資料調査 聞き取り（ヒアリング） | <ul style="list-style-type: none"> ○山陰道の保存・活用・整備の参考となる文献や資料の把握・整理を行う。 ○野坂峠越などでの史実（長州征討、交流の歴史など）をより詳細に調べ、案内・解説等で活用する。 ○地域において山陰道をどのように使い、どんな役割を担ったかなどを、聞き取りを通じて把握し、案内・解説等で活用する。 ○「御茶屋」「茶店」などの表現を学術的に研究し、定義の確立に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史研究などの観点から、文献・資料調査を持続的に行う。 |
| 防災に関する調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災の観点から、地形や地質、樹林・植生に関する調査を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止などの専門家の協力を得る。 |
| 樹木・植生等の調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災や自然環境の保全に留意しながら、山陰道の遺構整備、樹林整備などを検討するための基礎資料となる樹木・植生の調査の実施を検討する。 ○必要に応じて希少な動植物の調査を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木・植生の調査が必要な範囲を検討する。 ・樹木・植生などの専門家の協力を得る。 |
| 点検・経過観察 | <ul style="list-style-type: none"> ○樹林整備（伐採・間伐、枝打ちなど）を行った区域やその周辺において、法面等の変化の有無、樹木等の成長と景観への影響を点検・経過観察する。 ○その他、史跡指定地内及びその周辺において、整備した遺構・施設等の状況を点検・経過観察する。 ○維持管理（下刈り、枝打ちなど）の状況や問題点、体制などを把握・評価する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・点検・経過観察の結果を維持管理や復旧などに反映する。 ・計画的・継続的に行う。 |
| 調査等の成果・情報の適切な公開・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○調査等の結果などについては、適正に情報の公開・発信に取り組む。 ○調査等の成果は、適切に史跡の活用への反映に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画的・継続的に行う。 |

第3節 遺構整備計画

1 野坂峠越

(1) 史跡指定地（野坂峠越）

ア 野坂峠越北側の石垣・基礎石敷き等の保存修理と表現

1) 野坂峠越北側の石垣・土羽の保存修理（復旧）

- 野坂峠越の区間の北側にある石垣については、毀損箇所を確認し積み直し等の保存修理（露出展示）を行う。
- 石垣ではなく土羽（法面）の箇所・区間で毀損している場合は、植生土のうなどで復旧する。



山側の石垣

2) 野坂峠越北側の基礎石敷き・側溝の表現

野坂峠越北側の基礎石敷き・側溝の表現については、遺構の保存、表現の分かりやすさ、印象度、維持管理、事業費等を勘案し、次の3案（A～C案）を基本に、基本設計等の段階において整備の手法・内容等を決定する。

■可能な部分の全体的な露出展示…A案（図5-5）…基本となる案

- 発掘調査で確認できた基礎石敷きのうち、面的に（一体となって）遺存している部分について、必要に応じて目地等で保存処理し露出展示する。
- 基礎石敷きが存在しない又は一部しか存在しない部分・区間については、土系舗装などで保存し、併せて歩行者動線として歩きやすい環境を確保する。ただし、保存上及び歩行上において支障がない場合は、点在して存在する基礎石敷きを露出展示させる。
- 両端又は一方に石垣・石組みがある場合は、適宜、保存対策（積み直し、間詰め、舗装材での固定など）を行い、それらの天端等を露出展示させる。
- 石垣の保存に支障となる樹木については、原則、除去する。…B・C案も共通
- 発掘調査を行った区域で基礎石敷きが確認できていない箇所・区間については、露出展示の部分・区間と調整しながら、保護盛土の上に土系舗装等（脱色アスファルト舗装なども検討）又は整地等（必要最低



川側の石垣



街道の基礎石敷き、左手は石垣、右手は側溝



発掘調査時における街道の基礎石敷き

限の整備)によって歩行する道としての環境を確保する。なお、両端又は一方に石垣・石組みがある場合は、前記と同様にそれらの天端等を露出展示させる。

○側溝を画する(構成する)石垣・石積みがある場合は、原則、保存修理し、露出展示する(底は原則、埋め戻し保存…排水の機能を確保)。

■**全面的な埋め戻し・表現(表示)…B案(図5-6)**

○野坂峠越の区間の北側で確認された基礎石敷きについては、全面的に埋め戻して土系舗装などで表現(街道を表示)する。

○山側の側溝については、埋め戻してその上で土系舗装又は角フリューム(U字側溝)などにより側溝を再現し、排水機能を確保する。

○側溝が石垣・石組みの場合は、C案と同様に側溝の石組み等を露出展示することは可能である。

■**端部の一部を露出展示…C案(図5-7)**

○街道の両側又は片側にある石垣・石組みの天端は必要に応じて保存修理し、可能な場合は土系舗装などをその途中で擦り付け、一部が見えるようにする(部分的露出展示)。

○上記の場合、街道面の両側又は片側には傾斜が付く。

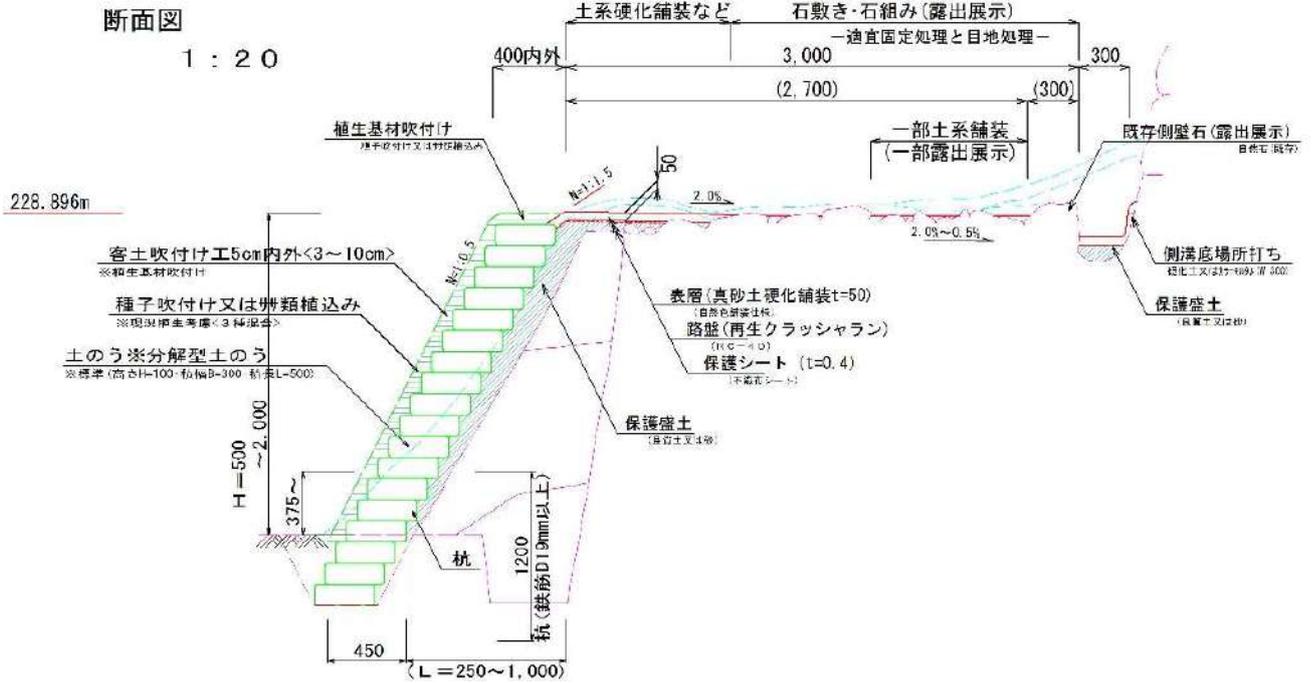
○側溝を画する(構成する)石垣・石積みがある場合は、可能ならば必要に応じて保存修理し、露出展示する(底は原則、埋め戻し保存…排水の機能を確保)。

表 5-4 基礎石敷き等の表現の比較検討

| 整備パターン(案) | メリット | 留意点 |
|--------------------------------|---|---|
| 可能な部分の全体的な露出展示…A案 ※基本となる案 | ○遺構の側や上を直に歩くことができ、歴史的な臨場感が高い。 ○街道の整備(地盤強化等)の状況がより理解できる。 ○説明板等は必要であるが、その内容が実体験と通じてより理解しやすい。 ○写真・動画を情報発信・PRするうえでも効果が大きい。 | △遺構の保護に留意する必要がある。⇒定期的な維持管理・修繕が求められる。 △実際の街道(完成時)は基礎石敷き(表土の下)であったことを説明板等で伝える必要がある。その後、街道として利用される中で、部分的に露出した可能性がある。 △事業費はB案と同等又は若干高くなると考えられるが、間詰め等における施工の精度(丁寧さ)がより求められる。 |
| 全面的な埋め戻し・表現(街道の表示)…B案 | ○歩きやすい歩行者動線が確保できる。 ○事業費はA案より、やや安価になると考えられる。 ○維持管理・修繕の負担は、A案より軽減される。 | △道そのものは、一般的な遊歩道の整備と同等である。 △山陰道がどのような構造であったのか、図、写真を含めた説明が不可欠である。 △発掘調査により良好に遺存している遺構が確認されたが、それが埋め戻されることにより、実体験ができなくなる。 |
| 端部の一部を露出展示…C案(B案で端部に遺構の石がある場合) | ○街道の端部に遺構である石を、確認することができる(説明板等で知らせる必要)。 ※その他についてはB案に準じる。 | ※B案に準じる。 |

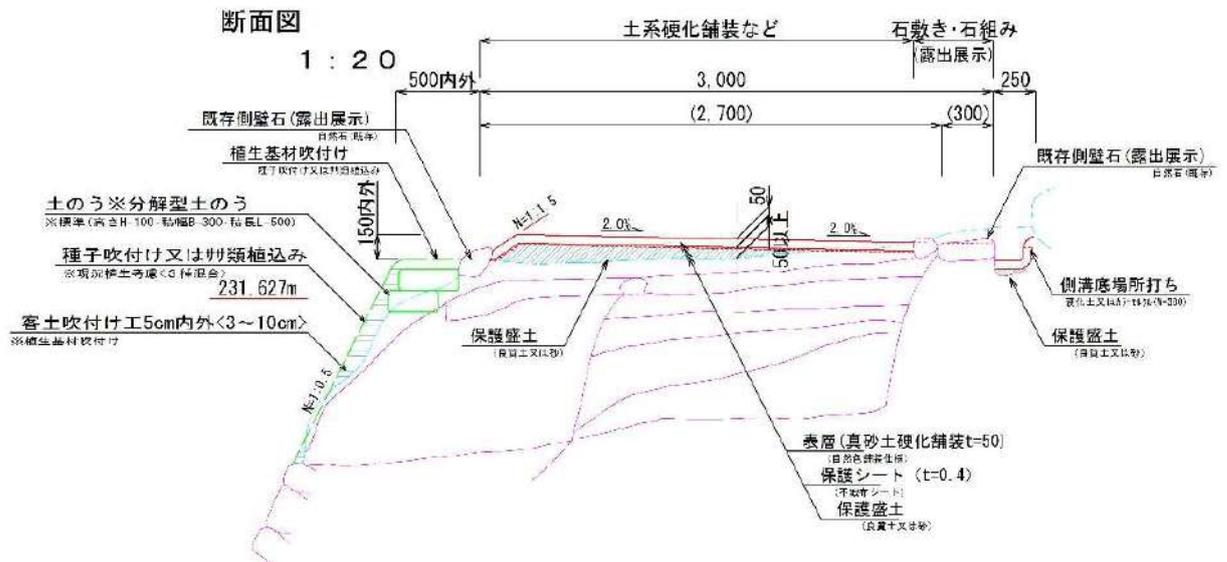
史跡山陰道整備標準断面図（野坂峠越：トレンチ6）

※真砂土硬化舗装（車両通行可：自然色仕様・表層厚50mm）



史跡山陰道整備標準断面図（野坂峠越：トレンチ8）

※真砂土硬化舗装（車両通行可：自然色仕様・表層厚50mm）

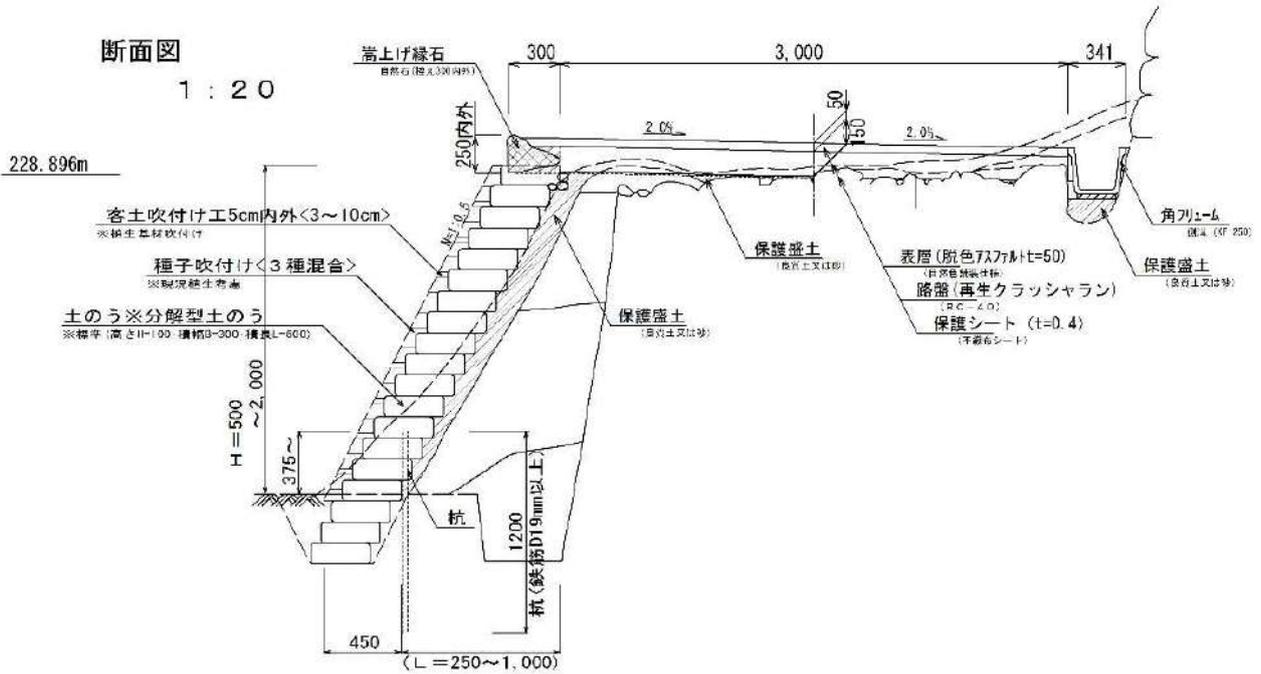


※1/20の図を約50%縮小

図5-5 野坂峠越北側の石垣・基礎石敷き等の保存修理・表現（参考図：A案…基礎石敷き等が確認できている部分は全面的に露出展示）

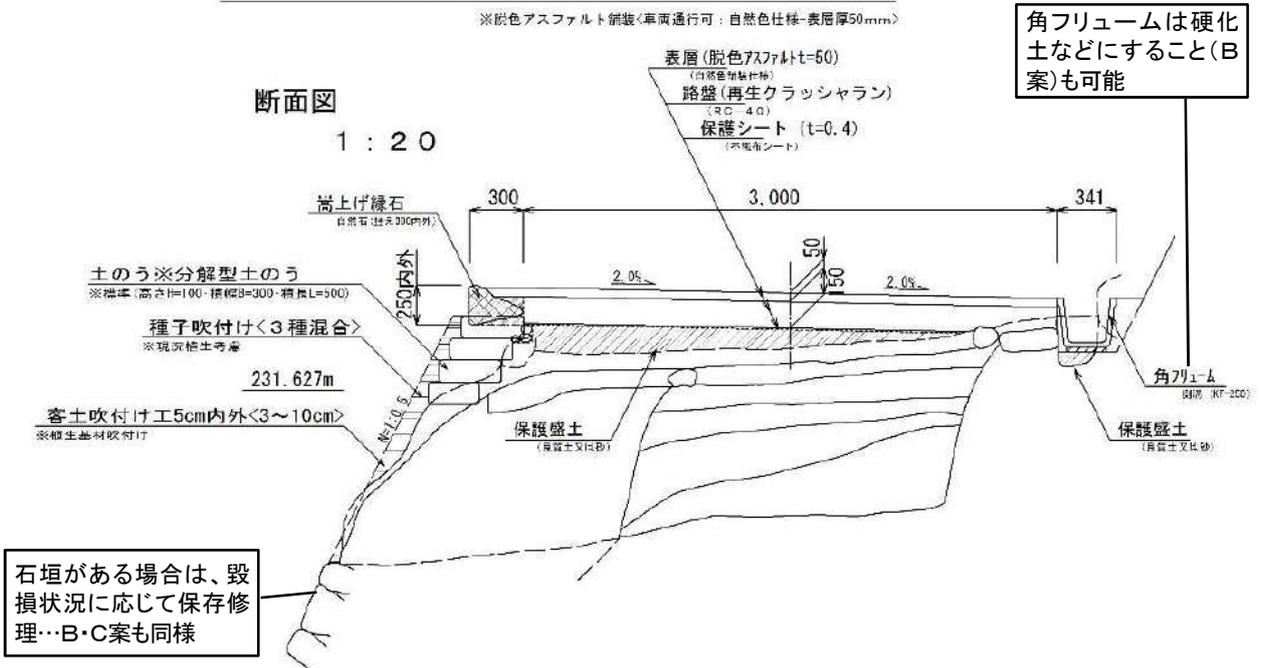
史跡山陰道整備標準断面図（野坂峠越：トンナ6）

※脱色アスファルト舗装（車両通行可：自然色仕様・表層厚50mm）



史跡山陰道整備標準断面図（野坂峠越：トンナ8）

※脱色アスファルト舗装（車両通行可：自然色仕様・表層厚50mm）

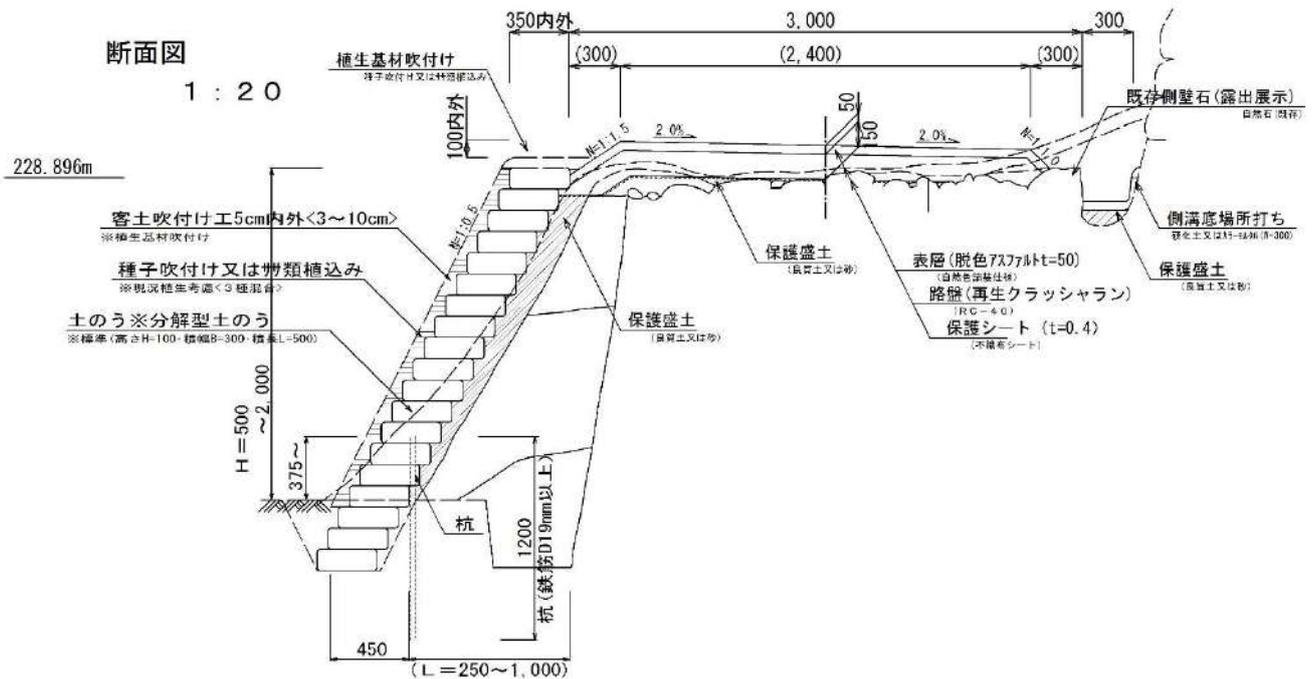


※1/20の図を約50%縮小

図5-6 野坂峠越北側の石垣・基礎石敷き等の保存修理・表現(参考図:B案…全面的な埋め戻し・表現)

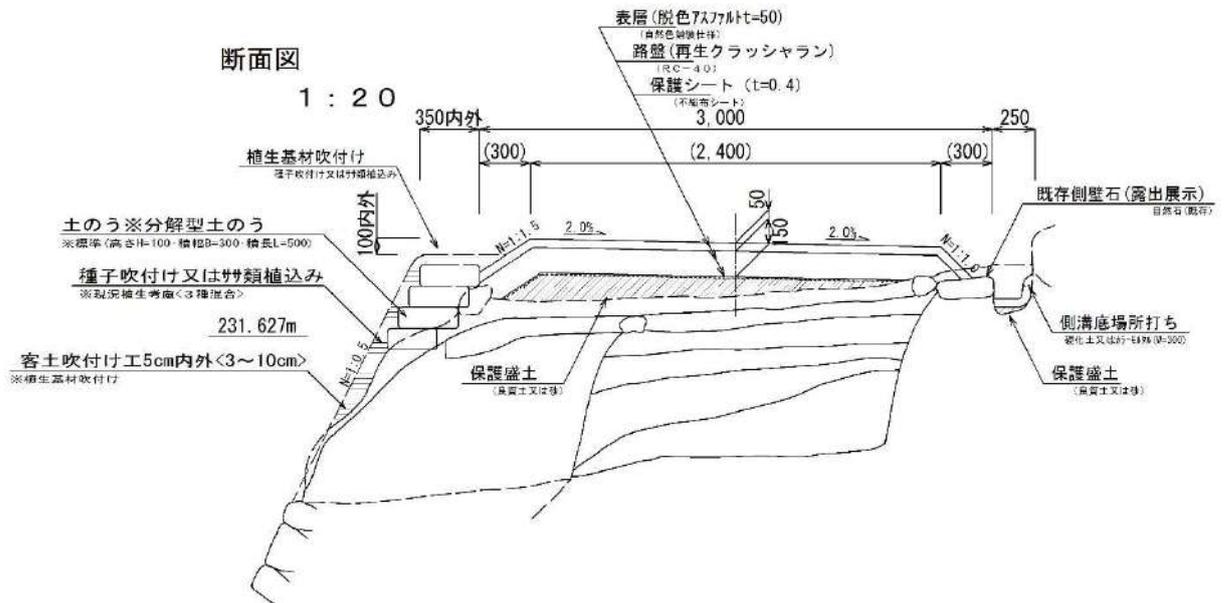
史跡山陰道整備標準断面図（野坂峠越：トンチ6）

※脱色アスファルト舗装<車両通行可>：自然色仕様-表層厚50mm



史跡山陰道整備標準断面図（野坂峠越：トンチ8）

※脱色アスファルト舗装<車両通行可>：自然色仕様-表層厚50mm



※1/20の図を約50%縮小

図5-7 野坂峠越北側の石垣・石敷き等の保存修理・表現（参考図：C案…端部(石がある場合)の露出展示）

イ 野坂峠越中央付近の番所跡・横断溝等の保存修理と表現

■番所跡の保存修理・表現

- 番所跡については、周囲の石垣の保存修理及び樹木の除去等を行い、その範囲が分かるように土系舗装などで表現する。
- 今後の調査で、建物跡などが確認された場合には、その立体表示・平面表示などを検討する。

■横断溝・側溝の保存修理・表現

- 横断溝については、原則として埋め戻した上でその上部に機能を再現する。
- 露出展示が可能と判断した場合には、必要に応じて石組みを固定する処理を行う。また、溝の底に保護土・舗装材を施すなど補強や劣化防止対策を検討する。

■石製暗渠の保存修理と機能の継承

- 石製暗渠は、毀損箇所を保存修理し、その機能を維持する。
- 谷側の出口付近の石垣・石組みの保存修理、土留めを行う。



番所跡



横断溝 (現状)



石製暗渠 (発掘調査時)



石組暗渠 (現状)

建物跡などが確認された場合には、立体表示・平面表示などを検討



※1/100の図を約50%縮小

図 5-8 番所跡の保存修理・表現案 (参考図: 建物跡は確認された場合の想定イメージ)

ウ 野坂峠越南側の石畳の保存修理と露出展示

○野坂峠越の南側で石畳が確認されている区間では、その保存修理を行い、石畳を露出展示し、実際にその上を歩くことができるようにする。

○街道の町道部分については、町道の舗装を周囲と変更して施工し、山陰道を表示する。

○町道部分以外では、両側の雨水排水の処理方法で次の案を提示する(図5-13、5-14)。原則、基本

案を参考にして基本設計段階で詳細に検討し、遺構整備を行う。なお、雨水は町道への側溝等の整備により、近接する川に排水する方向で検討する。



石畳(発掘調査時)

<基本案：両側に土系舗装側溝+砂利敷き等>

○街道の両側に土系舗装側溝を設け、必要に応じ有孔の暗渠管を入れ砂利を敷く。

○雨水排水を計画的に処理することを目指す場合は、町道に柵と排水路を設けることが考えられる。…参考案も同様

メリット

- ・景観的に史跡に馴染む。

留意点

- ・雨水排水能力は、参考案より劣る。
- ・表面劣化の進行や舗装面下への雨水流入を抑制するため、維持管理の頻度を高める必要がある。

<参考案：両側に側溝(コンクリート製品)+砂利敷き等>

○両側にコンクリート製品の側溝(山側：U型、谷側：皿形)を設置する。

○側溝に有孔の暗渠管(網状管)を入れ碎石を敷くことも考えられる。

メリット

- ・雨水が円滑に処理できる。

留意点(問題点)

- ・コンクリート製品の側溝のままだと、景観的には基本案より馴染みにくい。⇒側溝に砂利を敷くと、歴史的景観的に比較的馴染む。
- ・側溝を施工する深さが必要なため、遺構保護との調整が困難となる可能性が大きい。



図5-9 石畳の整備イメージ

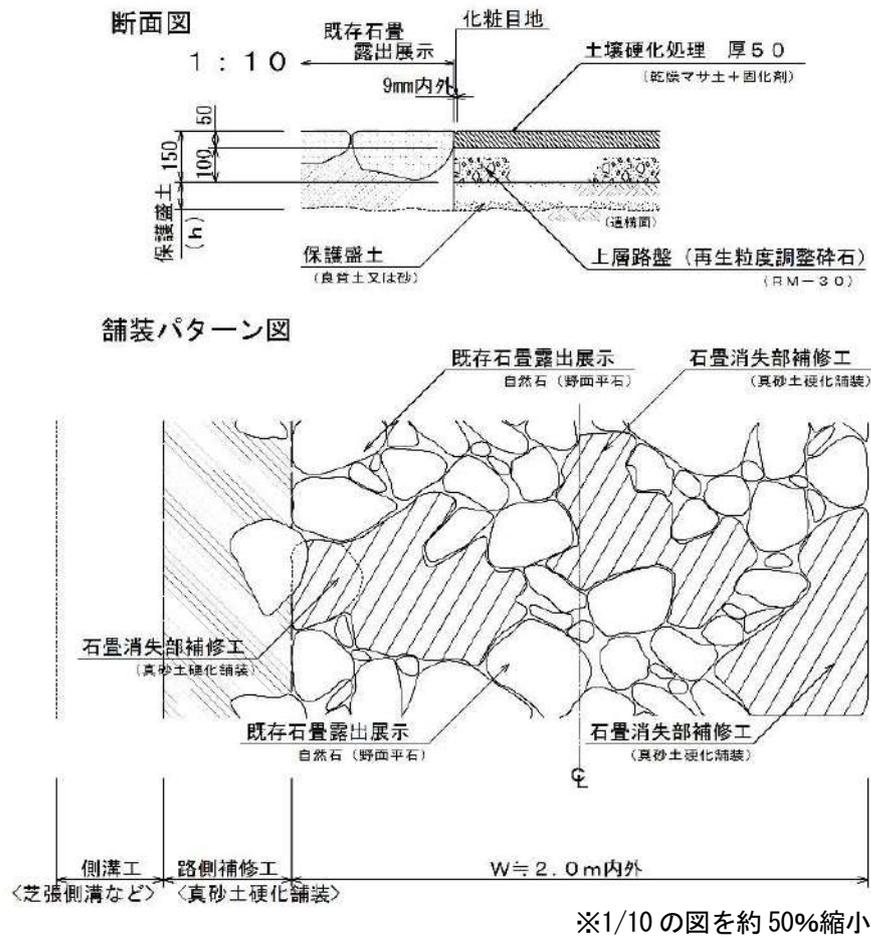


図 5-10 石畳の保存修理と露出展示案 (参考図)

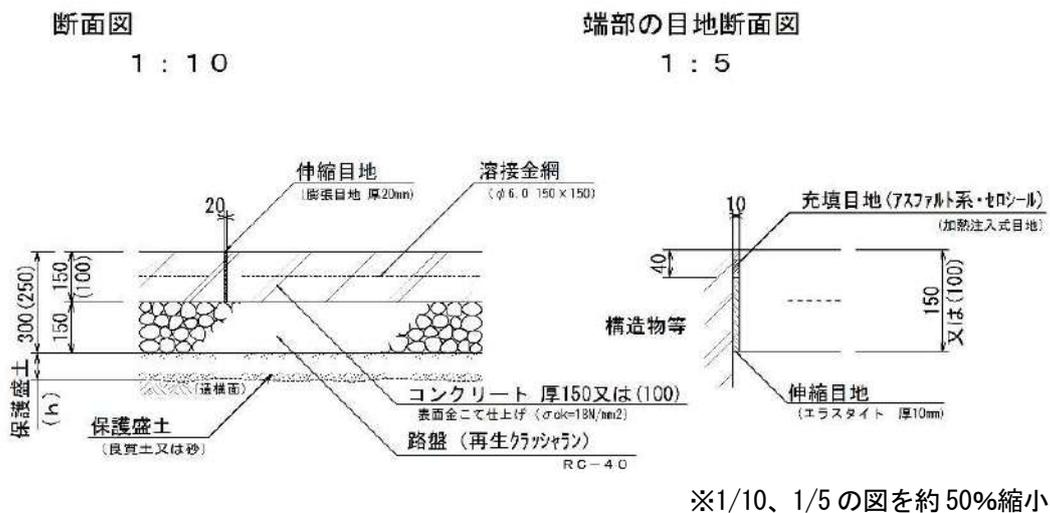
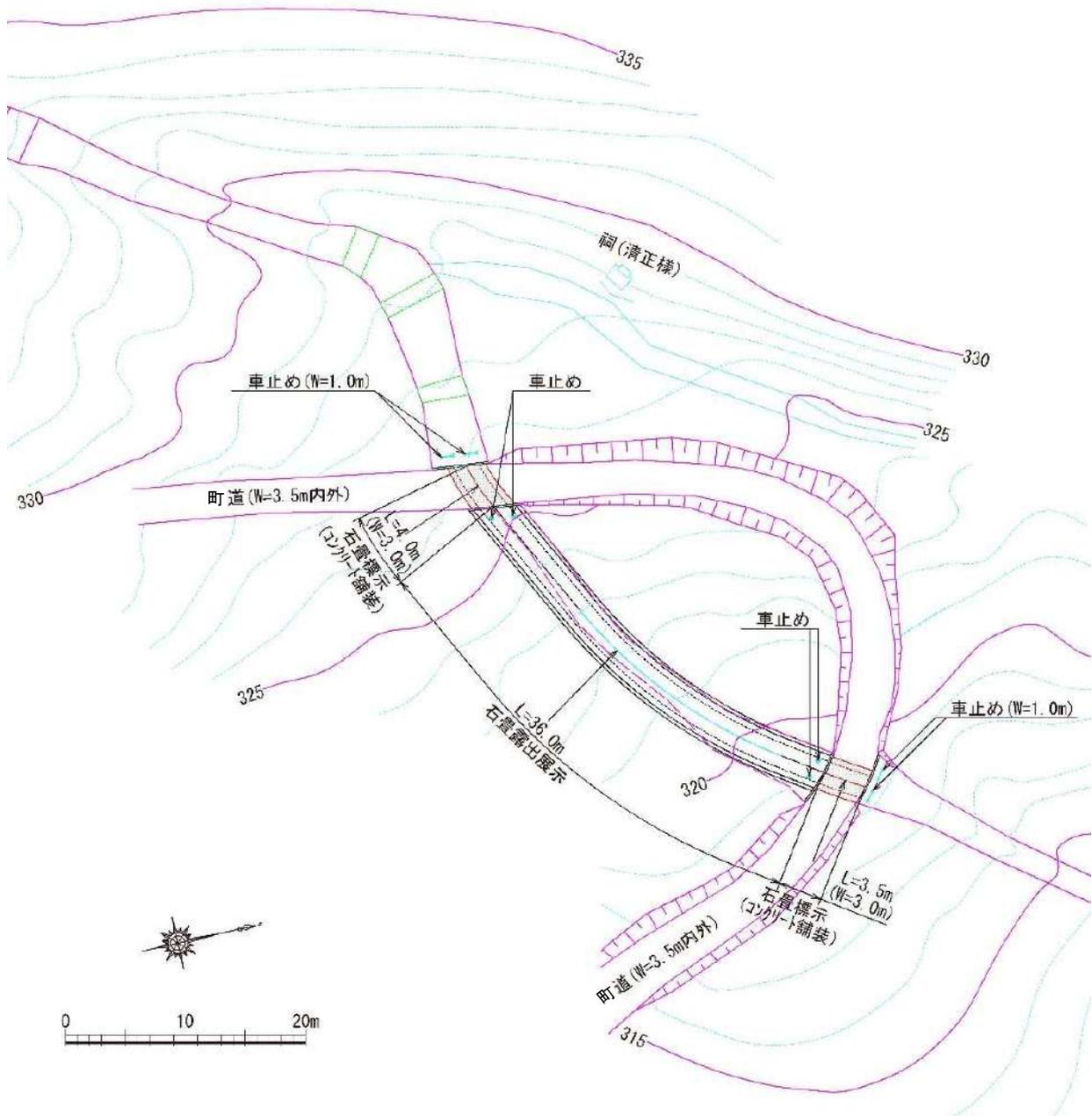


図 5-11 石畳の町道部分の表現案 (参考図)

平面図

1 : 250



※1/250の図を約50%縮小

図5-12 石畳の整備範囲 (参考図)

エ その他山陰道の路面の整地と歩行する道としての整備

- 舗装や石畳を露出展示する区間以外では、流出入した土砂等の復旧撤去、路面の整地などを行い、街道のルートと道幅を確保する。これは「防災・環境対策区域」と一体的に取り組む。
- 山陰道南側の町道とつながる付近については、投棄された廃棄物等を撤去し、スロープ等で山陰道のルートを整備する。…「第4節 動線整備計画」を参照

オ 国境の石碑の移設

- かつて国境付近にあり、現在は津和野町郷土館の敷地にある石碑（縦約1.7m、幅21cm、奥行き19cm）を、野坂峠越の南端付近に移設する。なお、石碑には「従是北津和野領」と記され、また、『津和野百景図』にも描かれており、近世（江戸時代）に設置されたものと考えられる。
- 具体的な場所は、史跡指定地隣接地を含め、関係機関・権利者等と調整しながら選定する。



国境付近に建てられていた石碑。現在は津和野町郷土館の敷地に位置する

(2) 史跡指定地外（野坂峠越）

■二間茶屋跡の遺構整備の検討

- 二間茶屋跡付近で駐車場等を整備する場合は発掘調査を行い、二間茶屋跡等の遺構の確認を行う。
- 遺構が確認できた場合は、その表現又は埋め戻し保存を優先的に方向づけ、表現する場合はその手法を検討する。その際、休憩施設との一体的な整備も選択肢に含める。…「第9節 管理・便益施設整備計画」を参照
- 遺構を表現する場合は、それを優先し、駐車場等の配置を再検討する。

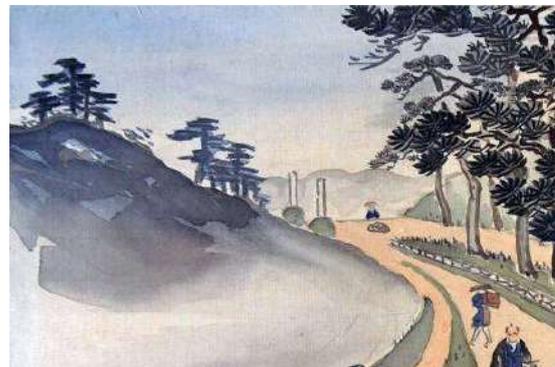


図5-15「津和野百景図 第六十図 野坂」の国境部分の拡大
※碑が2基描かれている

■旧国道関連遺構の保存

- 石碑（旧国道完成）、石垣（旧国道沿いなど）を保存し、毀損した場合は、その復旧を行う。



旧国道（県境方向を見る）



石碑（旧国道完成）と石垣。説明板は老朽化

2 徳城峠越

徳城峠越の街道の状況は、一部、崩落箇所やぬかるんだ箇所などがあるが、全体としてみれば固い地盤が主体で良好に残されており、また、野坂峠越のように基礎石敷き、石畳の区間はなく、土で構成されている。

したがって、基本的には現状を維持・保存し、適宜、軽微な修繕及び毀損した場合は復旧を図ることとする。

(1) 史跡指定地（徳城峠越）

■陥没箇所・土砂流入箇所等の復旧

○陥没箇所の復旧、流入した土砂の撤去、ぬかるんだ箇所の改善・整備、整地による街道のルート・幅員の確保を図る。

○崩落箇所やぬかるんだ箇所については、応急的な歩行者橋や丸太が架けられているが、老朽化しており、安全な歩行者動線として再整備する。…「第4節 動線整備計画」を参照

○街道の点検を行い、崩落の危険性がある場合、実際に街道が毀損している場合は対策を講じる。

■徳城峠越南側の石垣の保存（復旧）

○徳城峠越の南側の一部にある石垣については、その現状確認及び保存状態や構造などを調査し、その結果をもとに保存（保存管理）を行うとともに、毀損した場合には復旧に対応する。

○調査により、石垣の基礎が露出していると確認された場合は、埋め戻すなどして保存を図る。



街道の山側の石垣。石垣の手前（左手）下部は土が流出し、石垣の基礎が露出していると考えられる



茶屋跡推定地

(2) 史跡指定地外（徳城峠越）

■茶屋跡の遺構整備の検討

○茶屋跡の遺構が確認できた場合には、その表現を行う。

○茶屋跡への動線の確保においては、往時の街道遺構の確認・保護に努める。

※茶屋跡（推定地）及びその周辺（史跡指定地は除く）：民有地

■「猿田彦大神」碑の保存整備

○徳城峠越の南北両端付近に位置する「猿田彦大神」碑については、地域住民等と協議し、その保存・活用に努める。

○北側の碑については、碑の保存と安全確保のため、転落防止対策を検討する。



茶屋跡推定地は樹木で覆われているが、一部では眺望が可能（日本海方向を見る）

第4節 動線整備計画

1 野坂峠越

(1) 史跡指定地（野坂峠越）

ア 遺構整備と併せるなどの動線の整備

前記の「第3節 遺構整備計画」で示した街道部分の遺構整備が歩行者動線となる。

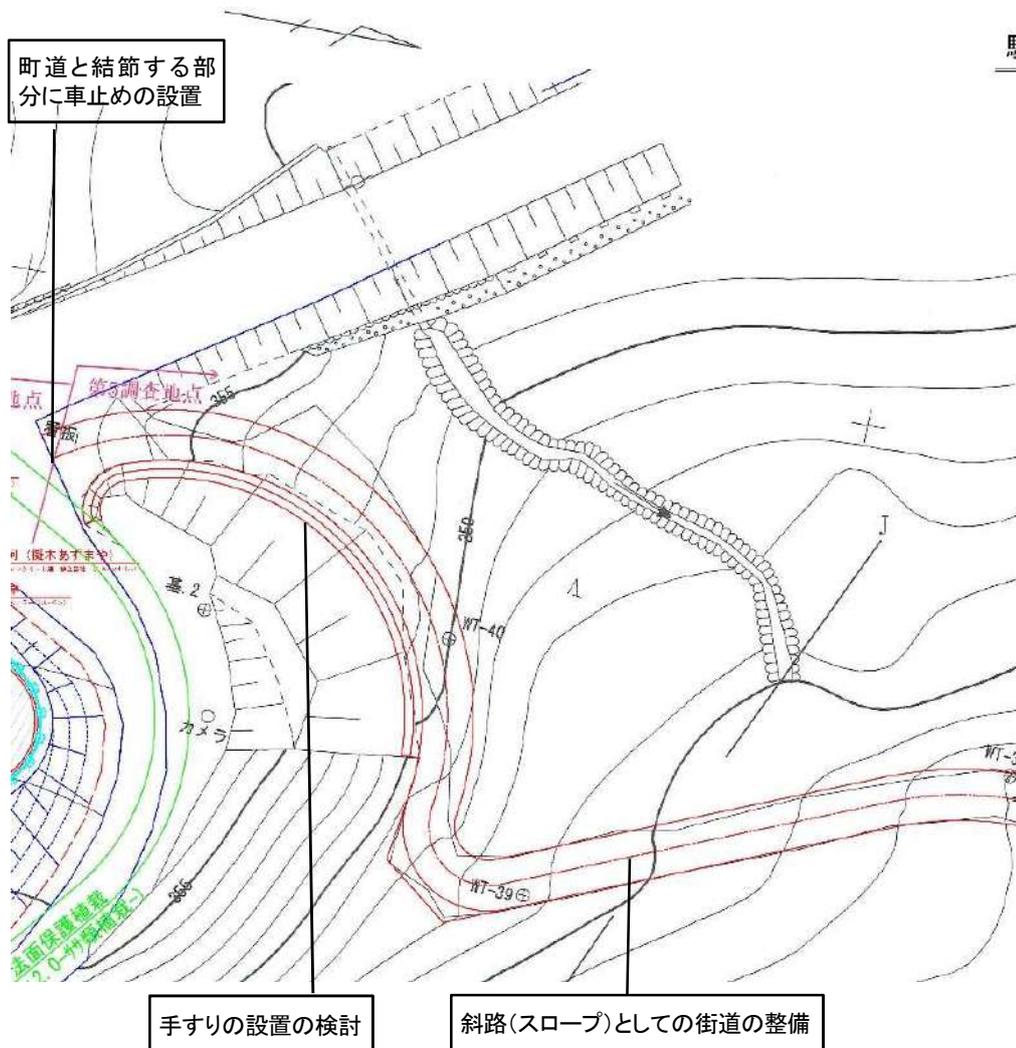
また、遺構整備に併せて又はその前に、整備や通行の障壁となっている倒木や雑草などの除去を図るとともに、適宜、雨水排水対策を講じる。

定期的な街道の点検を行い、歩きやすい道としての環境の維持に向けて取り組む。

イ 野坂峠越南側への傾斜路等の整備

野坂峠越南側で町道につながる付近で、投棄された廃棄物等が堆積している部分については、それらを撤去し、必要に応じて盛土を行いスロープ状に山陰道を整備する。

その際、手すりを設置することを検討するとともに、滑りにくい路面とするなど、安全対策に留意し、町道と接続する部分には車止めを設置する。



※1/200の図を約50%縮小

図5-16 斜路としての山陰道の整備（参考図：野坂峠越南側の一部区間）

(2) 史跡指定地外（野坂峠越）

野坂峠越に関わる史跡指定地外の動線としては、既設の国道9号、県道226号（柿木津和野停車場線）、町道森野坂線、及びそれらと野坂峠越をつなぐ町道となり、新たなアクセスの整備は本計画では設定しない。

ただし、駐車場を2箇所計画しており、それらへのアクセスは「第9節 管理・受益施設整備計画」で図とともに示す。

2 徳城峠越

(1) 史跡指定地（徳城峠越）

徳城峠越は遺構整備としての街道の整備箇所は、陥没箇所等の復旧に限られているが、崩落箇所、応急的な歩行者橋の設置箇所などがあることから、史跡としての価値を守り、高めるよう、遺構整備と連動させて動線の整備を図るとともに、点検と維持管理に努める。

ア 動線の点検・維持管理

前記の「第3節 遺構整備計画」で示した街道部分の遺構整備においては、歩きやすい環境の確保を図る。

また、通行の障壁となっている倒木や雑草などの除去を図るとともに、雨水等により崩落したり、ぬかるんでいたりする区域・箇所等においては、雨水排水対策を検討する（下記「イ」「ウ」）。また、崩落箇所の復旧を図る（下記「エ」）。

定期的な街道の点検を行い、歩きやすい道としての環境の維持に向けて取り組む。

イ 歩行者橋部分の再整備

＜基本案：配水管設置・埋め戻し・街道の再現＞

○雨水等により比較的大きく崩落している箇所に架かっている応急的な歩行者橋は老朽化しており、本来は存在していないものであるため、撤去して街道を再現することを基本に検討する。

○その方法として、大きくは排水管を埋設して埋め戻し、土留め対策などを行い、街道を再現することが考えられる。



単管と板による応急的な歩行者橋

＜参考案：歩行者橋の再整備＞

○参考案として、次のように歩行者橋の再整備が考えられる。

- ・幅員はすれ違いが容易にできるよう、幅 1.2m以上を確保する。
- ・小型重機（幅 1 m程度以下）の通行を検討する。
- ・史跡の景観に馴染みつつ、歴史的なものと誤解を与えないデザインを検討する。

※幅員は基本設計段階で検討・決定
 ※1/20 の図を約 50%縮小

図 5-17 歩行者橋の再整備案（参考図：断面図）

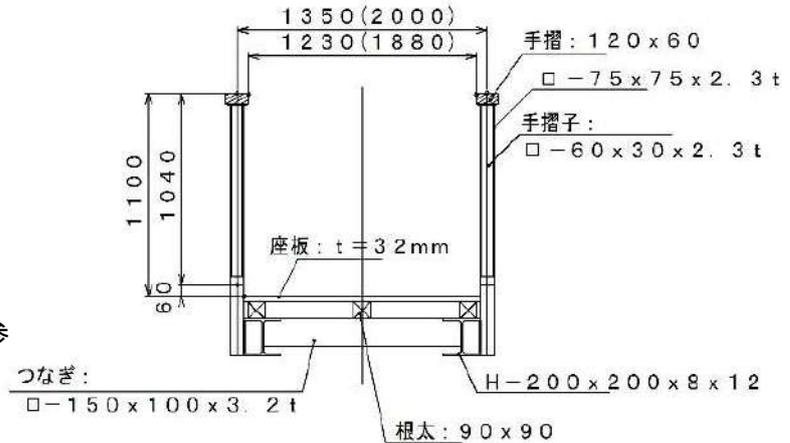


表 5-5 歩行者橋部分の再整備の比較検討

| 整備パターン | メリット | 留意点 |
|----------------------|---|---|
| 基本案：配水管設置・埋め戻し・街道の再現 | <ul style="list-style-type: none"> ○本来の街道に近い姿が再現できる。 ○大災害時がない限り、長期にわたって使用でき、維持管理も容易である。 ○小型重機等の通行が容易である。 | <ul style="list-style-type: none"> △沢の状態、流水の量、周囲の地盤などの確認・調査を行う必要がある。 |
| 参考案：歩行者橋の再整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○仮設的な歩行者橋を含め、整備のバリエーションが多い。 | <ul style="list-style-type: none"> △本来は存在していないものであり、史跡としては来訪者への情報提供が必要である。 △小型重機等の通行のためには、強度のある橋にする必要がある、橋の両端の地盤強化で遺構への影響が懸念される。また、地盤の調査などが必要となる。 △点検・維持管理は基本案よりも負担が大きい。 △転落防止柵が必要であり、老朽化の過程で安全の確保に留意する必要がある（点検・維持管理の負担）。 △将来、再整備が必要となる。 |

ウ 湿潤部分：丸太（現状）

- 小さな沢に丸太が架けられている部分については、沢の状況により、暗渠等による排水路の整備又は砕石、蛇籠の設置を行い、良質土又は土系舗装などで路面を整え、歩きやすい環境を確保する。
- 状況によっては、床版等を置くことも検討する。



ぬかるみ（小さな沢）に置かれた丸太

エ 崩落箇所の動線の整備と安全対策

<崩落箇所>

徳城峠越の一部で街道の土砂が崩落し、通行に支障がある又は従来ルートで歩くことができなくなっている箇所については、復旧することとする（下図を参照）。

また、復旧（原状回復）するまでの間は、来訪者が転落しないよう、注意喚起の注意札を設置する。

<転落防止対策>

上記以外で、谷側が深い急傾斜地となっている場合など、転落の危険性がある場合には、遺構や景観に配慮して転落防止柵や注意札などの設置を図る。



復旧（原状回復）

- ・崩落箇所を植生土のう等を用いて法面を復旧（原状回復）し、街道部分を良質土等で整える。

図 5-18 崩落箇所の整備案

(2) 史跡指定外（徳城峠越）

ア 歩行者橋の架け替え

徳城峠越の南北には河川があり、両方に橋が架かっているが、特に北の大木川の歩行者橋は老朽化が進み、幅が狭く延長が10mほどあるが、手すりがなく危険である。

また、南側の柳川に架かる橋も手すりはなく、木材を渡して盛土したもの（土橋）であり、安全面での懸念がある。

このため、次のように2つの橋の架け替えを計画する。

○歩行者の他、小型の運搬車（クローラー）、ミニショベルカーなどの管理車両・工事用車両が通行可能なように、幅員は1.5m以上確保する。ただし、1tを大きく超える重機は、費用対効果や必要性から計画しないこととする。もし、そうした重機が史跡指定地内に必要な場合は、クレーンで吊って川の向こうに移動させる方法がある。

○大木川の左岸は段差があり、歩行者は階段で橋にアクセスすることになり、その階段の改善・整備（手すりの設置を含む）を図る。また、管理用車両等が渡れるようにするため、川の左岸上流から斜路（スロープ）を設置することを検討する。

○橋の幅員や延長（大木川約9m、柳川約5m）、管理用車両等の重量に応じて、橋桁等（鋼材）の強度を確保する。

○架け替える橋が歴史的なものとの誤解を与えないよう留意しつつ、史跡（山陰道）としての景観と調和し、かつ、街道の存在や誘導性を高めるデザインを検討する。また、手すりを含め安全性・耐久性を考慮して整備する。

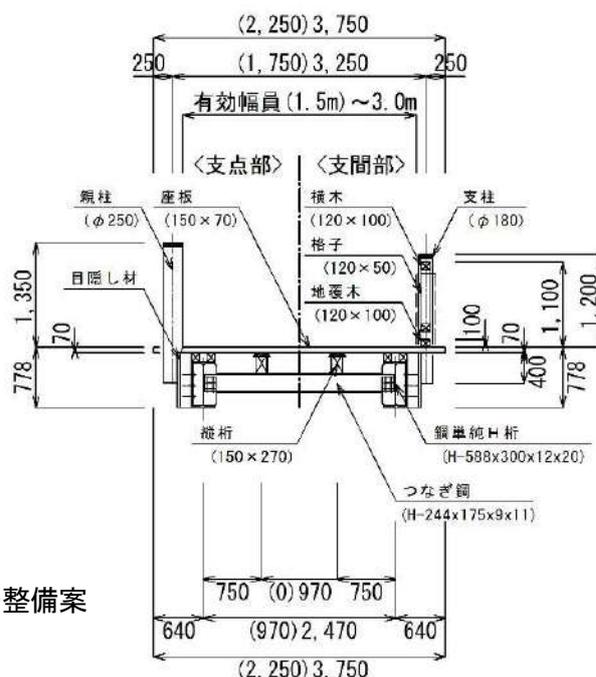
その他、徳城峠越に関わる史跡指定地外の動線としては、既設の国道9号及びそれと徳城峠越をつなぐ町道となるが、その改良や新たなアクセスの整備は本計画では対象としない。



北側の大木川に架かる橋



南側の柳川に架かる橋



※幅員は基本設計段階で検討・決定
※1/50の図を約50%縮小

図5-19 歩行者橋（管理車両通行可）の整備案
（参考図：断面図）

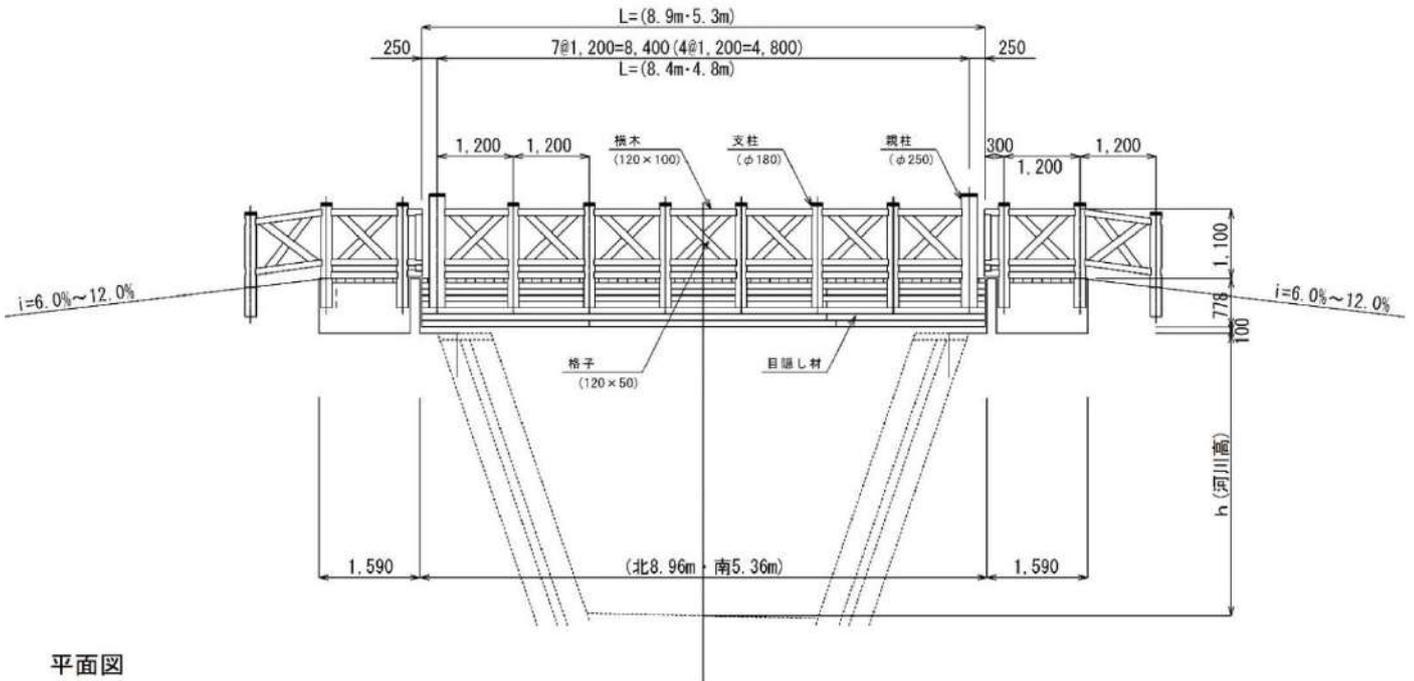
歩道橋詳細図（街道北・南端歩道橋：管理車通行可能）

（歩道橋：延長<北端9.2m・南端5.0m>・幅員<北端1.35m・南端2.00m>—鋼構鉄H桁橋案—）

※延長 8.9mは大木川の橋、同 5.3m柳川の橋

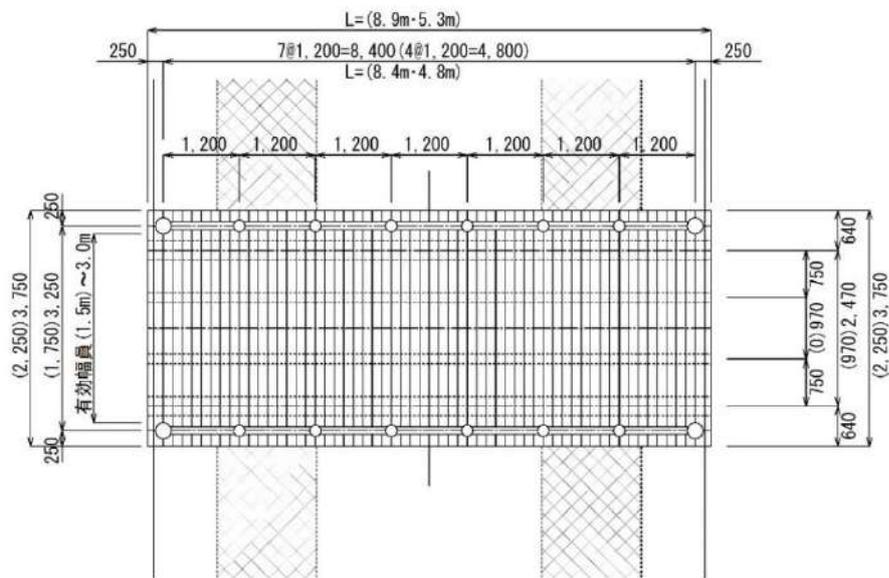
側面図

1 : 50



平面図

1 : 50



※1/50の図を約50%縮小

図5-20 歩行者橋（管理車両通行可）の整備案（参考図：側面図、平面図）

イ 休憩・展望の場への動線の整備：茶屋跡（推定地）

茶屋跡（推定地）一帯において休憩・展望の場を整備する場合には、そこへのアプローチとなる歩行者動線（園路）を整備する。

街道の保存や地形条件及び利用のしやすさから、休憩・展望の場の両側に緩やかにアプローチすることを基本に整備を検討する。

第5節 樹林整備・修景・景観形成計画

1 野坂峠越

(1) 史跡指定地内外（野坂峠越）

■防災対策と併せた樹林の保全・管理

○関係権利者の理解と協力を得ながら、土砂崩れ箇所等で防災対策（工事）を行った区域と調整し、その周辺の森林の保全・管理を促進する。

※「関係権利者の理解と協力」は民有地における取組において前提となる。（以下、共通）

■遺構の保存・整備と街道の通行確保に対応した樹林整備

○番所跡や街道の遺構整備において支障となる樹木等は、原則として除去する。特に番所跡には植林された樹木が多数あり、隣接部分を含め、遺構の保存と整備に併せて樹木の適切な除去及び草刈りを行う。

○街道の沿道（一部、史跡指定地内）においては、遺構や通行に影響のある樹木等を、防災に留意して適切に除去する。

■眺望点と眺望景観の確保

○野坂峠越の北側や中央部の周辺に農地のある区間では、街道から棚田や山並み、集落が眺望できるよう、樹木等で視界が制約されている場合は、必要最小限の範囲を基本に、樹木の伐採、枝打ち、草刈りを行う。



野坂峠越の中央部付近から望む青野山

(2) 史跡指定地外（野坂峠越）

■山陰道周辺森林区域等における森林の保全・管理

○町有地における森林の保全・管理に努める。

○民有地における森林の保全・管理を促進する。

○竹林については、その拡大を抑制するとともに、適切な樹種転換などを検討する。

■津和野町景観計画に基づく景観の保全・形成

○野坂峠越やその周辺は、津和野町景観計画における「中座・大陰景観形成地区」「山並景観形成地区」となっており、それらの景観形成基準等に基づいた景観の保全・形成に取り組む。



野坂峠越の北側付近などでは竹林が広がる

2 徳城峠越

(1) 史跡指定地内外（徳城峠越）

■遺構の保存・整備と街道の通行確保に対応した樹林整備

- 茶屋跡（推定）の整備においては、街道からの園路部分を含め、整備に支障となる樹木の除去及び草刈りを行う。
- 街道の中や沿道においては、遺構や通行に影響のある樹木等を、防災に留意して適切に除去する。



ほぼ全体が樹林で覆われている徳城峠越

(2) 史跡指定地外（徳城峠越）

■茶屋跡（推定）付近からの眺望景観の確保

- 茶屋跡（推定）付近から、日本海や青野山方面などの眺望が確保できるよう、防災性の確保や自然環境の保存に留意しつつ、部分的な樹木の伐採、枝打ち、草刈りを行う。

■周辺に広がる森林の保全・管理

- 徳城峠越の周辺に広がる森林については、前記の遺構の保存・整備、通行確保、眺望確保部分を除き、森林の保全・管理を促進する。
- 一部区域では竹林があることから、その状況を継続的に観察し、遺構等へ影響がある場合は対策を検討する。



茶屋跡（推定）付近では、一部樹間からのみ青野山や日本海が眺望できる

■津和野町景観計画に基づく景観の保全・形成

- 徳城峠越やその周辺は、津和野町景観計画における全町の基準に該当することから、全町を対象とした基準等に基づいた景観の保全・形成に取り組む。

第6節 防災・環境基盤整備計画

1 野坂峠越

(1) 史跡指定地（野坂峠越）

■ぬかるんだ区域の雨水排水対策

○野坂峠越の中央部やや北寄りの区間は、土砂崩れの影響に加え、一部は沢水でぬかるんだ状態で、現状は通行止めとなっており、土砂崩れ箇所の防災対策と連動させ、現状を踏まえて次のような方策を選択し、雨水排水対策を講じる。

- ・暗渠管、側溝等の排水路の整備
- ・蛇籠の設置
- ・砂利等による透水性の路面の整備
- ・雑草対策を兼ねた土系舗装による路面の整備 など



ぬかるんだ状態で雑草が茂っている区域

○必要に応じて史跡指定地周辺を含めた整備を行う。

■堆積している土砂等の撤去⇒動線整備（通行可能な状況の確保）

○街道部分に土砂や石が流れ込み、雑草が生い茂り、倒木も見られる箇所があり、これらを撤去し、適宜、整地などを行い、歩きやすい道としての環境を確保する。

○必要に応じて史跡指定地周辺を含めて対策を講じる。



土砂が流れ込むなどして通行止めとなっている区域

(2) 史跡指定地内外 (野坂峠越)

ア 土砂崩れ箇所の防災対策

○野坂峠越の北側 (中央部に近い部分) の小規模な土砂崩れ箇所においては、遺構の保存や景観に配慮しながら、崩落した土砂を撤去し、防災対策 (斜面保護工) を行う。

○斜面保護工の手法 (工法) は表 5-6~8 に示すように多様にあり、下記の点を考慮して、基本設計段階で具体的な工法は定めるものとする。

- ・測量及び地盤 (地質) 調査: 崩落の状況、地質の状況、地盤の強度、今後の崩落の可能性
- ・求められる斜面保護の強度と工法
- ・工法の遺構への影響の有無、影響の内容
- ・緑化の有無 (できるかどうか)、景観への影響、史跡との景観的な調和
- ・耐久性
- ・施工性の容易性、施工 (工事) における遺構保護等への留意点
- ・維持管理の内容、容易性
- ・事業費

表 5-6 主な斜面保護工の工種と目的

(1/2)

| 工種 | 分類 | | | 目的・特徴 | |
|-------------|-----------------------|------|-------|------------------------|--|
| | 植生工 | 構造物工 | 落石対策工 | | |
| 植栽タイプ | 種子吹付工 | ○ | △ | 浸食防止、凍上崩落抑制、全面緑化、落石の予防 | |
| | 客土吹付工 | ○ | △ | | |
| | 植生基材吹付工 | ○ | △ | | |
| | 張芝工 | ○ | △ | | |
| | 植生マット工 | ○ | △ | | |
| | 植生シート工 | ○ | △ | | |
| | 植生筋工 | ○ | △ | 盛土斜面の浸食防止、部分植生 | |
| | 筋芝工 | ○ | △ | | |
| | 植生土のう工 | ○ | △ | 不良土、硬質土斜面の浸食防止 | |
| | 苗木設置吹付工 | ○ | △ | 浸食防止、景観形成 | |
| | 植栽工 | ○ | △ | 景観形成 | |
| 構造物タイプ | 連続繊維複合補強土工 (ジオファイバー工) | (△) | ○ | △ | 浸食防止、斜面表層部の崩落防止、不良土、硬質土斜面の緑化、景観形成 |
| | 編柵工 (あみしがらこう) | (△) | ○ | | 斜面表層部の浸食や湧水による土砂流出の抑制 |
| | じゃかご工 | | ○ | △ | 中詰が土砂やぐり石の空詰めの場合は浸食防止 |
| | プレキャスト枠工 | | ○ | △ | |
| | モルタル・コンクリート吹付工 | | ○ | ○ | 風化、浸食、表面水の浸透防止 |
| | 石張工 | | ○ | △ | |
| | ブロック張工 | | ○ | △ | |
| | コンクリート張工 | | ○ | ○ | 斜面表層部の崩落防止、多少の土圧を受けるおそれのある箇所の土留め、岩盤はく落防止 |
| | 吹付枠工 | (△) | ○ | ○ | |
| | 現場打コンクリート枠工 | (△) | ○ | ○ | |
| ポーラスコンクリート工 | (△) | ○ | △ | 湧水の多い斜面の浸食防止 | |

注: ○: 該当するもの △: 場合によっては該当するもの (△): 構造物工で植生工との併用が可能なもの
 出典: 埋蔵文化財ニュース 119 2005. 3. 9 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所埋蔵文化財センター

表 5-6 主な斜面保護工の工種と目的

(2/2)

| 工種 | 分類 | | | 目的・特徴 | |
|-----------|-----------------------|------|-------|-------|----------------------------|
| | 植生工 | 構造物工 | 落石対策工 | | |
| 構造物タイプ | 石積・ブロック積擁壁工 | | ○ | △ | ある程度の土圧に対抗 |
| | ふとんかご工・二重ふとんかご工 | | ○ | ○ | |
| | 井桁組擁壁工 | | ○ | △ | |
| | テラセル擁壁工 | (△) | ○ | △ | |
| | ステップウォール工 | (△) | ○ | △ | |
| | コンクリート擁壁工 | | ○ | ○ | |
| | 補強土工(盛土補強土工、切土補強土工) | (△) | ○ | △ | すべり土塊の滑動力に対抗 |
| | ロックボルト工 | | ○ | ○ | |
| | グラウンドアンカー工 | | ○ | ○ | |
| | 杭工 | | ○ | | |
| | 除去工 | | | ○ | 危険石を除去 |
| | 接着工 | | | ○ | 個々の危険石を固定 |
| | ワイヤーロープ掛工 | | | ○ | 個々の危険石を固定 |
| | 根固め工 | | | ○ | |
| | 落石防止網工 | | | ○ | 危険石群の落下を抑止 |
| | 落石防護柵工 | | | ○ | 比較的小規模な落石対策 |
| | ポケット式落石防護網工 | | | ○ | 落石エネルギーが小さく、跳躍する危険が高い場合に適用 |
| | 覆敷落石防護網工 | | | ○ | |
| | ロックシェッド工(危険箇所への覆いの設置) | | | ○ | 落石が跳躍する危険が高い場合に適用 |
| | 多段式落石防護柵工 | | | ○ | 落石エネルギーの大きく跳躍の危険性が低い場合に適用 |
| 落石防護擁壁工 | | | ○ | | |
| 落石防護土堤・溝工 | | | ○ | | |

注： ○：該当するもの △：場合によっては該当するもの (△)：構造物工で植生工との併用が可能なもの
 出典：埋蔵文化財ニュース 119 2005. 3. 9 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所埋蔵文化財センター

表 5-7 植生工の種類と特徴

| 区分 | 工種 | 工種概要 | 適用条件 | | 適用の留意点 |
|------------|---------------------|--|--|----------------|--|
| | | | 地質 | 勾配 | |
| 機械施工による植生工 | 種子吹付工 | ポンプを用いて基盤材を1cm未満に散布する。 | 土砂 | 1:1.0より緩勾配 | 生長が遅く、早期に被覆しない植物の適用は不向き。覆土が必要な種子は不向き。 |
| | 客土吹付工 | ポンプ又はガンを用いて基盤材を厚さ1~3cmに客土を吹付ける。 | 土砂 礫質土 | 1:0.8より緩勾配 | 生長が遅く、早期に被覆しない植物の適用は不向き。 |
| | 植生基材吹付工 | ポンプ又はモルタルガンを用いて基盤材を厚さ3~10cmに吹付ける。 | 土砂。礫質土。硬質土。軟・硬岩。モルタル吹付面。 | 基本的に1:0.8より緩勾配 | 土壌硬度、勾配などによって吹付厚を選定する。 |
| | 苗木設置吹付工 (植生基材併用) | 木本の苗木を設置した後、植生基材吹付工を吹付ける。 | 同上 | 基本的に1:0.8より緩勾配 | 土壌硬度が27mm以上の堅い土壌やクラックの少ない岩盤では苗木の活着は困難である。 |
| 人力施工による植生工 | 張芝工 | 芝を斜面全面に密着するように張り付け、目串で固定する。また目土を施す。 | 粘性土 土壌硬度27mm 以下 砂質土 土壌硬度23mm 以下 | 1:1.0より緩勾配 | 小面積や修景効果が必要である場合に使用する。 |
| | 筋芝工 | 切芝を、土羽打ちを行いながら、30~50cmの間隔で挟み込むように施工する。 | | 1:1.2より緩勾配 | 小面積の盛土に適用。砂質土には不適である。 |
| | 植生シート工 | 種子・肥料等が添着したシートを斜面全面に敷設し、目串やピン、縄で押さえ固定する。 | | 1:1.0より緩勾配 | マットを斜面に密着させる必要がある。肥料分の少ない土質では追肥管理を要する場合がある。 |
| | 植生マット工 | 種子・肥料・基盤等を含んだマットを斜面全面に敷設し、目串やピン、縄で押さえ固定する。 | | 1:1.0より緩勾配 | 緑化目標、土壌硬度、勾配などによってマット厚を決定する。マットを斜面に密着させる必要がある。 |
| | 植生土のう工 | 種子・肥料が装着された植生袋に、土又は改良土壌を詰め斜面に積上げる。のり枠工との併用が一般的である。 | 岩。硬質土砂。肥料分の少ない土砂。 | 1:0.8より緩勾配 | 勾配が1:0.8より急なところでは落下することがある。草本種子を使用する場合には保肥性の優れた土とする。 |
| | 植栽工 | 植え穴を掘って苗木などを植え付ける。又はプランターなどを設置して植え付ける。 | 粘性土 土壌硬度27mm 以下 砂質土 土壌硬度23mm 以下 | 1:1.5より緩勾配 | 植え穴を開けるときは排水を考慮する必要がある。 客土量が少ないと育成が抑制されることがある。 |

表 5-8 構造物工の種類と特徴

| 区分 | 工種 | 目的および工種概要 | 斜面での適用箇所および留意点 |
|------------|------------------------------------|---|---|
| 表層保護工 | じゃかご工 | 金網でできたカゴに玉石等をつめ斜面に設置する工種である。 表層部の浸食や湧水による土砂流出抑制。 | のり面表層部の湧水処理、表面排水および凍上防止等に用いる。 |
| | モルタル吹付工 コンクリート吹付工 | モルタルやコンクリートを材料に吹付機を使用して5～10cm程度吹き付ける工種である。 風化、浸食防止（浸透水の防止による土圧発生の緩和）。 | 大きな面積に適用できる。 景観を重視する場合の適用は注意を要する。 |
| | 石張工 コンクリートブロック張工 | 石・コンクリートブロックを斜面に設置し、多少の土圧に対応する工種である。 風化、浸食防止（浸透水の防止による土圧発生の緩和）。 | 斜面の下部に適用する。 基礎が不安定化する場所では不適。 景観を配慮する場合は石張りや擬岩ブロックなどを選定する。 |
| | 吹付砕工 現場打ちコンクリート砕工 | モルタルおよびコンクリートを斜面に格子状に吹付又は打設する工種である。 岩盤剥離、表層崩壊防止。 | 大きな面積に適用できる。 景観を重視する場合の適用は注意を要する。 1：1.0より急勾配斜面で用いられることが多い。 グラウンドアンカー、ロックボルトの支持工にも適用する。 |
| | 連続繊維複合補強土工（ジオファイバー工） | 砂質土に連続繊維を混合した補強土材で斜面を覆う工種である。補強土表面に植生工を施す。 浸食防止、岩盤剥離防止、表層崩壊防止。 | 大きな面積に適用できる。 緑化することを前提とするため仕上がり勾配は1：0.5より緩勾配。 |
| 大規模崩壊防止工 | ふとんかご工 二重ふとんかご工 井桁工 | 金網や井桁に玉石等をつめ、斜面に設置する工種である。 大量の湧水、流下水により土圧を伴う場合やのり尻の保護と土圧の軽減対策として用いる。 | 斜面下部に適用する。基礎が不安定化する場所では不適。 |
| | テラセル擁壁工 | 展開したテラセル（ジオセル）に現地発生土や碎石を充填し、段積みすることで擁壁を構築し、切土・盛土のり面を保護する工法。 | 斜面下部に適用する。基礎が不安定化する場所では不適。 壁面勾配は1：0.1より緩く、壁高は8mまでの高さに対応可能。 |
| | ステップウォール工 | 盛土のり面に補強材である格子状鉄筋（ステップマット）を鉛直間隔45cm毎に敷設することにより、安定性の高い盛土を構築することができる。緑化が可能で施工が容易。人力組立も可能。 | 斜面下部に適用する。基礎が不安定化する場所では不適。 壁面（のり面）勾配は1：0.5～1：1.2にすることができる。 |
| | コンクリート擁壁工 石積擁壁工 コンクリートブロック積工 | 石・コンクリート製の重量構造物を斜面下部に設置し、土圧に対応する工種である。 のり尻における土圧防止対策。 | 斜面下部に適用する。基礎が不安定化する場所では不適。 景観を重視する場合の適用は注意を要する。 ロックボルトやグラウンドアンカーの支持工として使用される場合がある。 |
| | 大規模崩壊防止工 | ロックボルト工 | 鉄筋をセメントミルクで補強した棒状補強材を斜面に打ち込み安定化させる工種である。 岩盤の崩落、土砂斜面の崩壊のおそれがある場合における抑止力の付与。 |
| グラウンドアンカー工 | | アンカー体に固定した鋼線等を緊張することにより、不安定土塊を斜面に安定させる工種である。 岩盤の崩落、土砂斜面の崩壊のおそれがある場合の抑止力の付与。 | 張工、砕工、擁壁工の安定向上のための工種。 安定計算を実施の上、適用する。 |
| 杭工 | | 地すべり対策など非常に大きな抑止力を必要とする場合に用いる。 | その強度を最大限に発揮させる位置に施工する。 安定計算を実施の上、適用する。 |

参考：斜面保護工の例示

野坂峠越の崩落箇所について、斜面保護工の例として、植栽タイプ、構造物タイプ及び両者を組み入れたタイプをモデルとして示す。

<参考A案：山側緑化ブロック>

○山側は緑化ブロックとし、谷側は植生土のう（共通）とする。

メリット

- ・B案より、土留めの強度は高い。

留意点

- ・緑化ブロックのコンクリート基礎が遺構に抵触する恐れがある。
- ・その場合は、可能な範囲で基礎圧を押さえたり、基礎を史跡境界から離したりすることが考えられる。

<参考B案：山側植生土のう>

○山側・谷側とも植生土のうとする。

メリット

- ・コンクリート基礎は必要なく、遺構に抵触することはない。

留意点

- ・A案より、土留めの強度は弱い。

<参考C案：山側ジオファイバー>

○山側はジオファイバー（下図を参照）とし、谷側は植生土のう（共通）とする。

メリット

- ・コンクリート基礎は必要なく、遺構に抵触することはない。
- ・連続繊維、アンカーにより強度が確保される。

留意点

- ・斜面（法面）の勾配（1:0.5 まで）や地山の強度に留意する必要がある。



※出典：ジオファイバー協会連合会のパンフレット

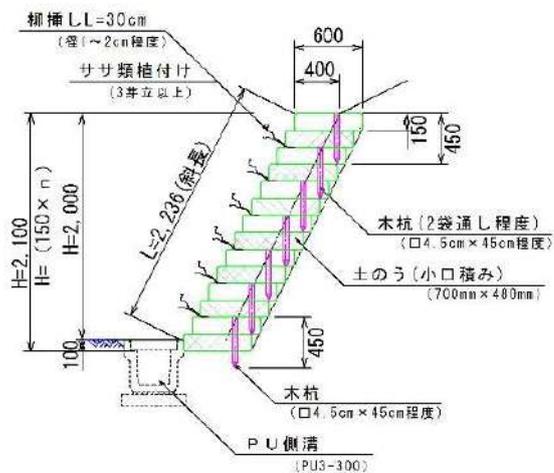
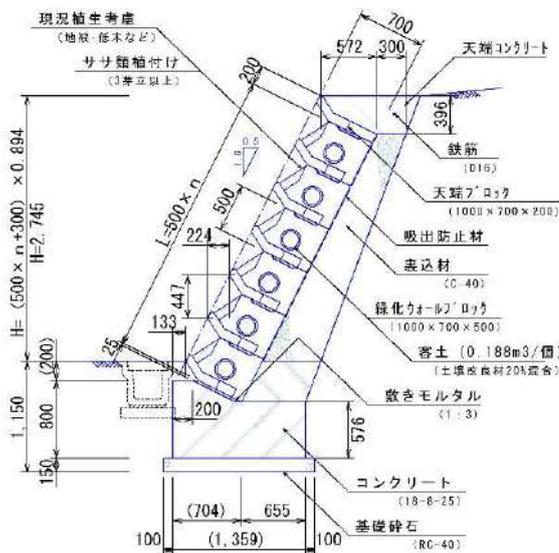
図 5-21 ジオファイバー工法の概要

A案：緑化ブロック積み擁壁（野坂峠土砂崩れ箇所改良など）

B案：土のう積み工（野坂峠土砂崩れ箇所改良など）

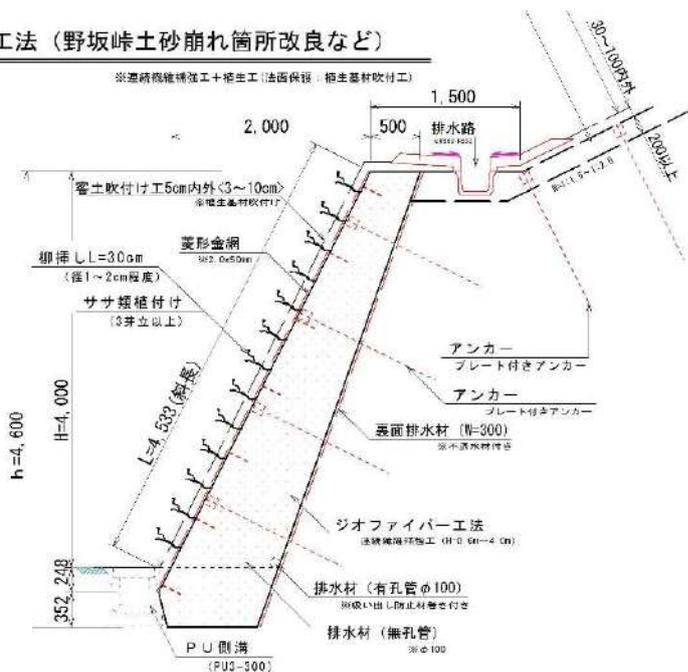
※緑化ウォールブロック(1000×700×500)

※土のう(小口積み)(700mm×480mm)



C案：ジオファイバー工法（野坂峠土砂崩れ箇所改良など）

※透筋補強工+植生工(法面保護：根生基材吹付工)



※1/30の図を約50%縮小

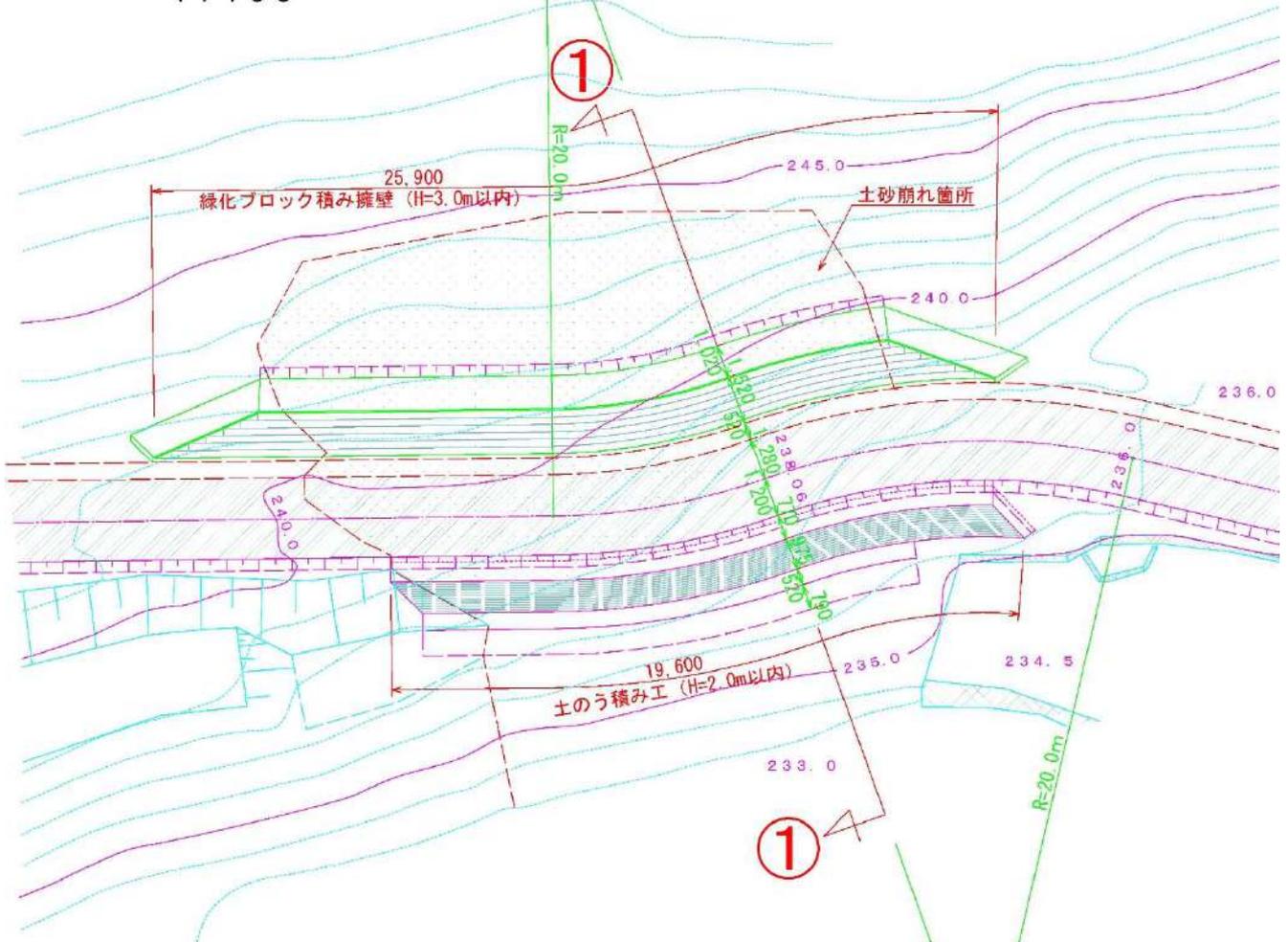
図 5-22 擁壁の断面図（参考図：A・B・C案）

緑化ブロック積み擁壁（野坂峠土砂崩れ箇所改良など）

※緑化ウォールブロック<1000×700×500>

平面図

1 : 100



A案：緑化ブロック積み擁壁（野坂峠土砂崩れ箇所改良など）

※緑化ウォールブロック<1000×700×500>

標準断面図

1 : 50

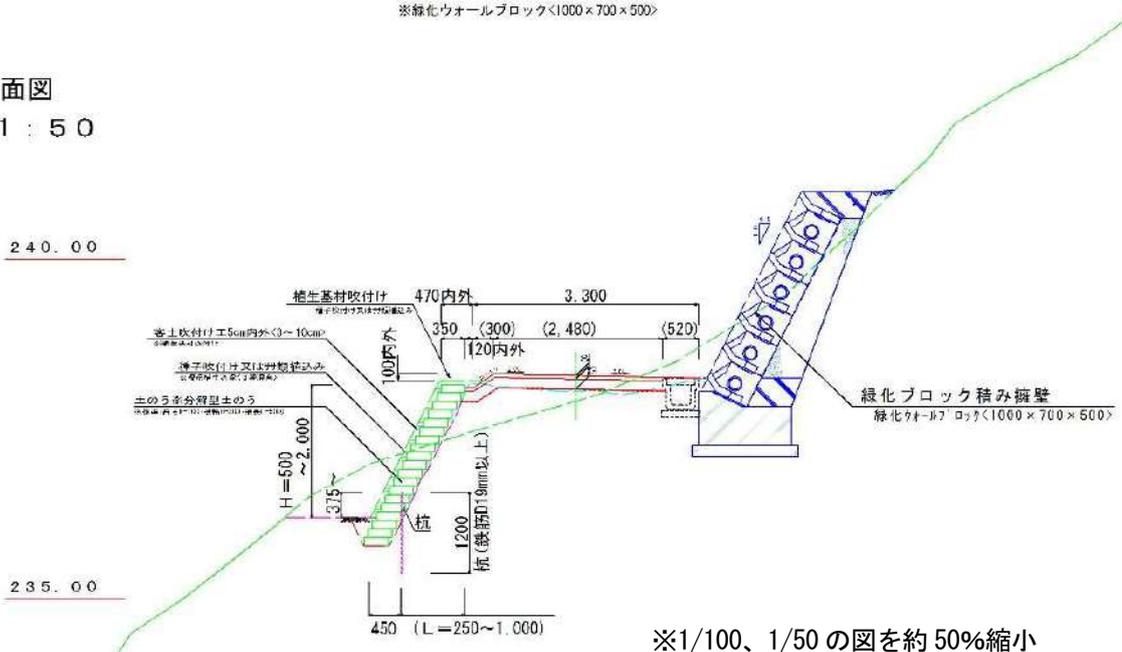
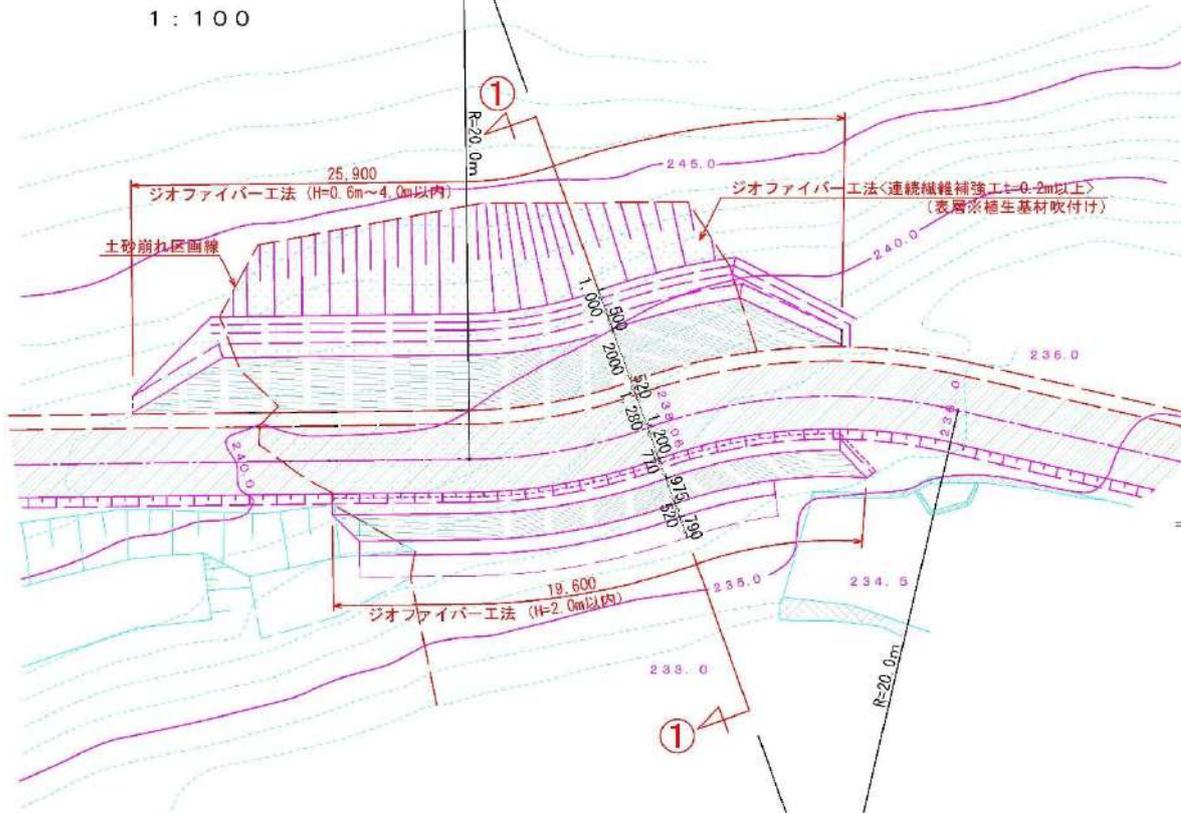


図 5-23 A案の全体断面図（参考図）

ジオファイバー工法（野坂峠土砂崩れ箇所改良など）

※連続繊維補強工+軽集工（法面保護：植生基材吹付工）

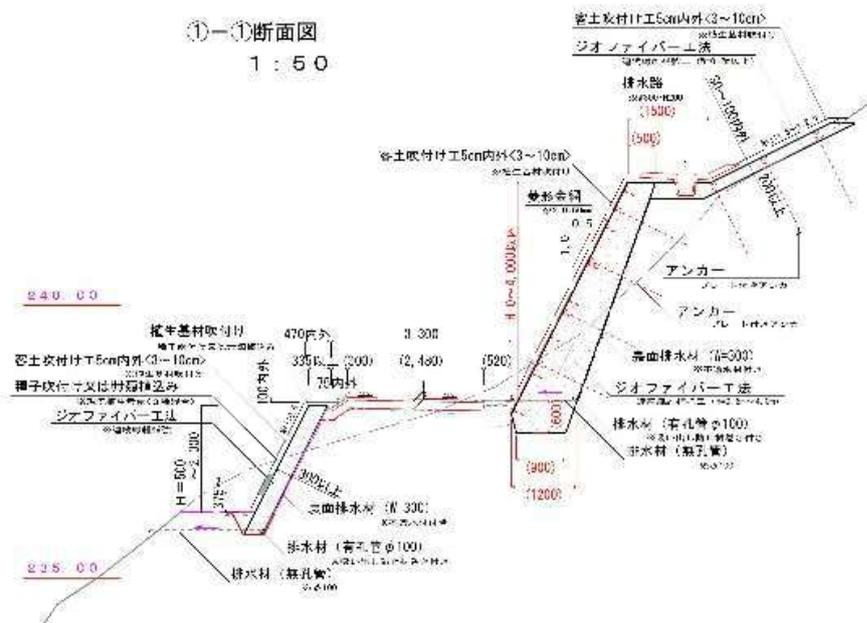
平面図
1 : 100



C案：ジオファイバー工法（野坂峠土砂崩れ箇所改良など）

※連続繊維補強工+軽集工（法面保護：植生基材吹付工）

①-①断面図
1 : 50



※1/100、1/50の図を約50%縮小

図 5-25 C案の全体断面図（参考図）

イ その他環境保全対策

■堆積している廃棄物等の撤去⇒動線（街道）整備

- 野坂峠越の南側にある街道と町道との接続付近（旧国道付近）には投棄された廃棄物や土砂が堆積しており、それらを撤去し、街道の整備を行う。
- 堆積した廃棄物・土砂の区域には樹木が茂っており、これら樹木を伐採する。
- 街道の整備と併せて、史跡の環境・景観に馴染むよう、周辺環境も整備する。



堆積した廃棄物・土砂の区域にも樹林が茂る

※「第4節 動線整備計画」を参照

■森林の管理・竹林対策

- 関係権利者と連携しながら、防災の観点からも、森林の保全・管理に取り組むとともに、竹林の拡大抑制や適切な樹種転換などを検討する。

※「第5節 樹林整備・修景・景観形成計画」を参照

2 徳城峠越

(1) 史跡指定地（徳城峠越）

■堆積している土砂等の撤去⇒動線整備（通行しやすい状況の確保）

○小規模ではあるが街道部分に土砂が流れ込み、通行の障壁となっている箇所があり、土砂を撤去し、整地して通行しやすい状況を確認する。

○必要に応じて史跡指定地周辺を含めて対策を講じる。

※陥没箇所については「第4節 動線整備計画」に記載



小規模ながら土砂が流れ込んでいる箇所

(2) 史跡指定地内外（徳城峠越）

■ぬかるんだ区域の雨水排水対策

○徳城峠越の南寄りでは、かつて田であったところに隣接して街道が通り、ぬかるんだ状態や水路状の箇所があることから、現状を踏まえて次のような方策を選択し、雨水排水対策を講じる。

- ・暗渠管、側溝等の排水路の整備
- ・蛇籠の設置
- ・砕石等による透水性の路面の整備
- ・雑草対策を兼ねた土系舗装による路面の整備
- ・街道とその隣接地の土壌改良（砂、砂利、良質土）など

○必要に応じて史跡指定地周辺を含めた整備を行う。

■森林の管理

○関係権利者と連携しながら、防災の観点からも、森林の保全・管理に取り組む。

○一部に竹林があり、定期的な観察を行い、その影響を確認し、必要に応じて対策を検討する。

※「第5節 樹林整備・修景・景観形成計画」を参照



ぬかるんだ箇所、一部は水路状になっている。左手はかつての農地（田）

第7節 保存施設整備計画

1 野坂峠越

(1) 史跡指定地（野坂峠越）

■境界標

○史跡の保存管理や現状変更の基本となる境界標については、地籍調査の進捗状況を踏まえ、原則、その結果を利用し、必要に応じて補足的な測量を行い設置する。

■遺構保護の囲い等

○これまでの及び今後の発掘調査等の結果を踏まえ、毀損しやすい遺構を露出展示する場合などには、必要に応じて遺構を保護する施設（囲い等）の整備を検討する。

(2) 史跡指定地内外（野坂峠越）

■害獣・害虫被害防止対策

○害獣・害虫から人的被害の防止、及び遺構や整備施設等（植栽を含む）の保護を図るため、必要に応じて柵の設置やその他進入防止対策を検討する。



イノシシ防護柵（名勝常德寺庭園…山口市）



センサーで感知して威嚇音・高周波・フラッシュ点滅（青色LED）を発生させる装置。イノシシ防護柵の開口部（出入口）に設置されている。効果やイノシシの進入状況を確認するため、センサー付きカメラも設置（名勝常德寺庭園…山口市）

■史跡標識（標柱）

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される標識を、野坂峠越の南北の2箇所に設置する（史跡指定地又は隣接地）。

○材質は原則として石を使用し、地域で産出する石などを検討する。

○形状・デザインは、徳城峠越の史跡標柱と同様にする。



シンプルな形状の史跡標識（史跡二子塚古墳：広島県福山市）



地域で産出する自然石を利用した史跡標識（名勝常德寺庭園：山口市）

2 徳城峠越

(1) 史跡指定地（徳城峠越）

■境界標

※野坂峠越と同様

■遺構保護の囲い等

○今後の発掘調査により遺構が確認できた場合、その表現を検討し、毀損しやすい遺構を露出展示する場合などには、必要に応じて遺構を保護する施設（囲い等）の整備を検討する。

○史跡指定地外（茶屋跡推定地など）においても、上記同様に対応する。

(2) 史跡指定地内外（徳城峠越）

■害獣・害虫被害防止対策

※野坂峠越と同様

■史跡標識（標柱）

○野坂峠越と同様の史跡標識を、徳城峠越の南北それぞれの入口付近（2箇所）に設置する。

<史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抄）>

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第15条第1項及び第72条第1項（同法第75条及び第95条第5項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第1条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十五條第一項（法第二百十條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第2条 法第百十五條第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平

易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。
(標柱及び注意札)

第3条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第4条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

第8節 案内・解説施設整備計画

1 野坂峠越

(1) 史跡指定地（野坂峠越）

■説明板

<史跡全体説明板>

- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される史跡全体の説明板を、南北の野坂峠越の入口付近に整備する。設置場所は、史跡指定地の隣接地を含めて検討する。

<遺構説明板（個別）>

- 個別の遺構等の説明板を、基礎石敷きや石畳が確認された付近、番所跡付近などに整備する。
- 移設予定である国境の石碑に関する説明板を設置し、日本遺産の構成文化財である『津和野百景図』に関する説明を入れる。

<共通事項…全体で共通>

- 図面や絵図、写真等を取り入れ、分かりやすい内容とするとともに、外国語（英語）表記を検討する。
- 説明板のデザイン・形状は、津和野町景観条例、津和野町サイン計画を踏まえるとともに、既設の津和野町の各種サインと調整しながら作成する。また、徳城峠越のものと同様にする。⇒案内板、誘導標識なども同様

■誘導標識

- 野坂峠越の入口付近、野坂峠越と町道が接続する付近、街道が折れ曲がる付近、番所跡付近などに、誘導標識を計画的に設置する。
- 設置場所は、史跡指定地の隣接地を含めて検討する。
- 誘導標識には、適宜、主要な目的地等までの距離を入れる。…共通事項

■名称表示板

- 遺構等の名称を伝える名称表示板を、必要に応じて整備する。
- 史跡指定地及び隣接地において、植物（樹木等）の名称表示を検討する。
- 名称表示と併せて、簡潔な説明・写真を入れることも検討する。

名称表示板に説明・写真を付けた例（広島市「アース・ミュージアム元宇品」。広島県立工業高校と市民、区役所が連携して設置



最近整備した説明板（上：西周旧居、下：永明寺）



ポール型誘導標識の例（史跡吉川氏城館跡万徳院跡…北広島町）



(2) 史跡指定地内外

■注意札等

- 史跡利用や害獣・害虫被害防止、その他安全確保などに関する注意札の設置又は注意・連絡事項の説明板・案内板等への掲載を行う。

(3) 史跡指定地外（野坂峠越）

■説明板

- エントランス区域（史跡の北側付近）において、史跡指定地への設置が難しい場合は、史跡指定地外へ史跡全体説明板を設置する。
- 旧国道に関する説明板の設置を、史跡指定地内を含めて検討する。
- 既設の国道建設に関する説明板は老朽化しており、上記の説明板の設置が具体化するまでは、仮設的な説明板として補修又は更新することを検討する。

■案内板

- 津和野町の紹介や山陰道及び野坂峠越の歴史、特徴、周辺の資源などをマップや写真などを含めて紹介する案内板を、南北のエントランス区域（駐車場等）に整備する。
- 史跡の入口付近の説明板又は案内板の側（横）には、パンフレットボックスの設置を検討する。…徳城峠越も共通
- 道の駅「津和野温泉なごみの里」において、山陰道や野坂峠越などの紹介を含めた案内板又はパネルの設置を検討する。

※「第9節 管理・便益施設整備計画」を参照

■誘導標識（道路標識を含む）

<誘導標識又は道路標識（案内標識）>

- 野坂峠越の延長部分が国道9号と接続する付近（山口市）への誘導標識又は道路標識（案内標識）の設置について、関係機関や山口市と協議する。

<道路標識（案内標識）>

- 国道9号と県道226号（柿木津和野停車場線）の交差点、県道226号と野坂峠越につながる町道野坂線の交差点、及び道の駅「津和野温泉なごみの里」西側の県道の交差点付近において、関係機関と調整し道路標識（案内標識）の設置（新設又は既設の標識への付記等）に努める。



国道9号と県道226号の交差点の道路標識。道の駅や「津和野城下町」表示はある。



高岡通り沿いの立面型案内板（津和野町）



斜状立面型案内板（説明板）とパンフレットボックスの例（広島県府中市）



道の駅「津和野温泉なごみの里」付近の道路標識。「堀庭園」の表示はある。

2 徳城峠越

(1) 史跡指定地（徳城峠越）

■説明板（個別の遺構説明板）

- 新たな発見や調査研究が行われた場合には、個々の遺構等の説明板の整備を検討する。
- 説明板のデザイン・形状は、津和野町景観条例、津和野町サイン計画を踏まえるとともに、既設の津和野町の各種サインと調整しながら作成する。また、野坂峠越のものと同様デザイン・形状を同様にする。⇒案内板、誘導標識なども同様

■誘導標識

- 徳城峠越の街道が折れ曲がる付近の複数の地点、街道から茶屋跡（推定地）へ向かう地点に、誘導標識を計画的に設置する。
- 設置場所は、史跡指定地の隣接地を含めて検討する。

■名称表示板

- 遺構等の名称を伝える名称表示板を、必要に応じて設置する。
- 森林に囲まれた街道であるため、立面型を基本に検討する。
- 史跡指定地及び隣接地において、植物（樹木等）の名称表示を検討する。

(2) 史跡指定地内外

■注意札等

- ※野坂峠越と同様

(3) 史跡指定地外（徳城峠越）

■説明板

<史跡全体説明板>

- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される史跡全体の説明板は、現在、徳城峠越の南北の2箇所（史跡指定地外）に設置しているが、劣化等の状況を勘案し、再整備する。
- 旧日原町時代の徳城峠越の保存・活用に関する取組などについても記述を図る。

<遺構説明板（展望説明板）>

- 茶屋跡（推定）に、そこからの眺望の確保（樹林整備）などと併せて、説明板を設置する。その説明板には、日本遺産の構成文化財である『津和野百景図』に関する説明も入れる。

■案内板

- 津和野町の紹介や山陰道及び徳城峠越の歴史、特徴、周辺の資源などをマップや写真などを含めて紹介する案内板を、南北のエントランス区域に設置することを検



徳城峠越の南側入口付近にある説明板



徳城峠越の北側入口付近にある説明板

討する。なお、前記の説明板に、案内板の内容を加え、説明板（案内・説明板）として整備することも検討する。

○道の駅「シルクウェイにちはら」において、山陰道や徳城峠越などの紹介を含めた案内板又はパネルの設置を検討する。

※「第9節 管理・便益施設整備計画」を参照

■誘導標識（道路標識を含む）

<誘導標識>

○徳城峠越の南北のエントランス区域に誘導標識を設置する。設置場所は、史跡指定地を含めて検討する。

<道路標識（案内標識）>

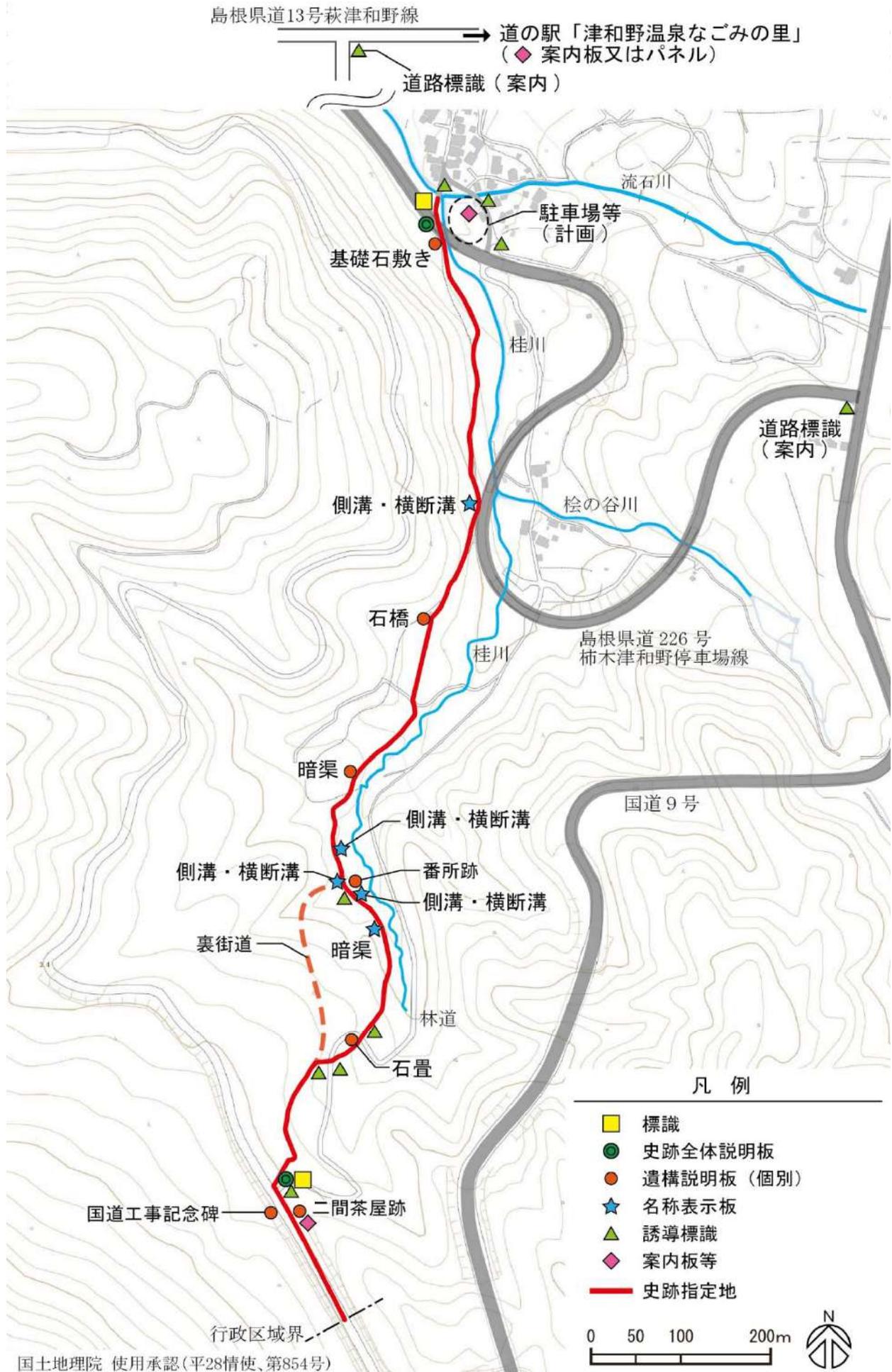
○国道9号と徳城峠越へつながる町道が接続する付近において、関係機関と調整しながら、道路標識（案内標識）の設置に努める。



国道9号の柳方面（徳城峠越の南側）への交差点付近



国道9号の徳城峠越北側（150m程度で到達）への交差点付近



国土地理院 使用承認(平28情使、第854号)

図 5-26 案内表示板(サイン)の配置:野坂峠越



図5-27 案内表示板(サイン)の配置: 徳城峠越

3 ガイダンス・情報提供（発信）機能

ガイダンス・情報提供（発信）機能については、前記の説明板等の整備に加え、次の内容の具体化を目指す。

- 津和野町郷土館や道の駅などの既存施設、津和野文化ポータルや津和野町ホームページ、その他情報通信技術の活用などにより、ガイダンス機能の確保・整備を進める。
- 休憩所・トイレを整備する場合は、案内・説明パネルを作成し、壁面等に設置する。
- 津和野町観光協会（観光ガイドくらぶ）や地元自治会などと連携し、案内・説明などの受け入れ態勢の充実を図る。
- 山陰道や関連する文化財、地域資源などの情報の提供・発信に関して、パンフレットの作成などとともに、QRコードの利用や専用アプリの作成、AR（拡張現実感）など情報通信技術の活用を検討する。
- 地域において山陰道をどのように利用してきたか、山陰道に関わる歴史的な出来事、交流・交易、往来した人々はどうであったかなどについて、様々な調査を行い（本章「第2節 調査計画」を参照）、町内外の人々の関心を高めることも意図しながら、説明板やパンフレット等で伝える。また、こうした内容を生かした体験機会の確保や講演会等の開催につなげ、交流の資源としても活用する。
- 外国観光客等への情報の提供・発信について検討する。



津和野町郷土館



休憩所へのパネル設置の例（三原城跡：広島県三原市）

第9節 管理・便益施設整備計画

1 野坂峠越

(1) 史跡指定地（野坂峠越）

■休憩の場（ベンチ等）の整備（番所跡）

保存管理計画では、番所跡において「番所跡の復元、休憩所整備」とあるが、遺構が把握できておらず、図面・写真がないので、本計画期間での復元は困難である。

こうしたことを踏まえ、番所跡における休憩の場の整備については、次のように考えることとする。

- 遺構の保存を前提にベンチなどの整備を検討する。
- 本計画期間における発掘調査の実施の有無を判断する。
- 発掘調査で建物跡などが確認された場合は、その表現と休憩所機能を兼ねた番所の復元的整備について検討する。



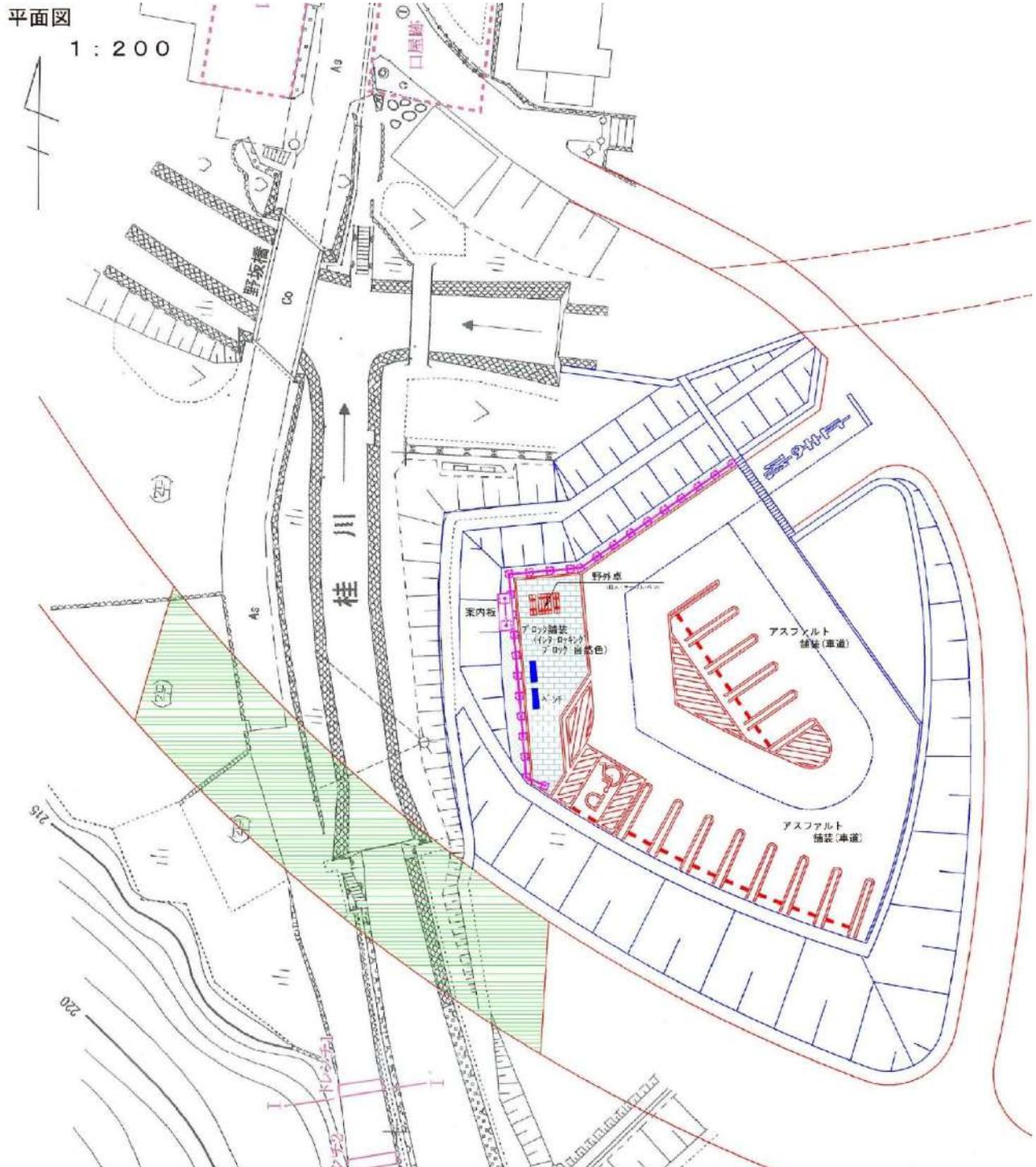
※1/100（平面図）の図を約50%縮小

図5-28 番所跡における復元的整備等の整備案（参考図：想定イメージ）

(2) 史跡指定地外（野坂峠越）

■北側エントランス区域における駐車場等の整備の検討

- 町有地（一部、県有地）を活用して身障者用駐車区画などを確保した駐車場の整備を検討する。また、史跡の説明や交流（イベント等）の場としても活用する。
- 案内板、ベンチ等を整備する。また、史跡の全体説明板の設置を検討する。
- 倉庫（清掃や草刈りの用具など）については、整備の必要性を検討する。
- トイレは道の駅の利用を想定しているが、整備した場合の案（整備案B）を提示し、基本設計段階などで財政面や管理、費用対効果を含めて検討（判断）する。

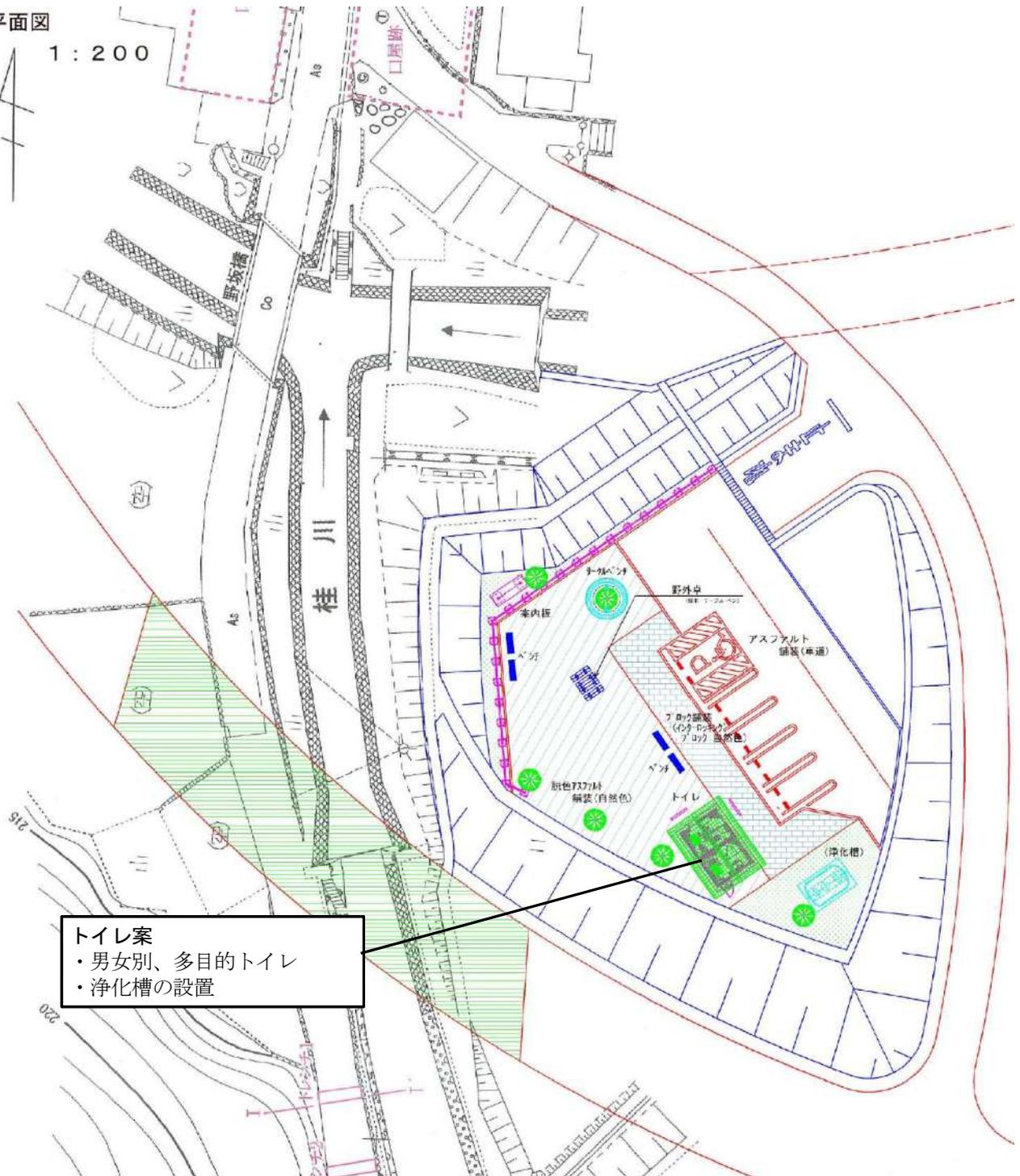


※1/200の図を約50%縮小

図5-29 北側エントランス区域における駐車場等の整備案A（参考図：トイレなし）

平面図

1 : 200



※1/200の図を約50%縮小

図5-30 北側のエントランス区域における駐車場等の整備案B (参考図: トイレあり)

■二間茶屋跡付近における休憩施設・駐車場等の整備の検討

保存管理計画では「二間茶屋の復元」とあるが、遺構が把握できておらず、図面・写真がないので、本計画期間での「復元」は困難である。

こうしたことを踏まえ、二間茶屋跡付近における駐車場等の整備については、次のように考えることとする。

- 土地（現在は私有地）を確保し、身障者用駐車区画などを含めた駐車場、説明板、案内板、ベンチ等の整備を検討する。
- これらの整備においては発掘調査（試掘調査）を実施し、二間茶屋などの遺構が確認できた場合は、調査結果に基づいた基本設計等を行い、遺構の表現を含めて具体化を図る。

■トイレの確保

トイレについては、維持管理や費用対効果を考慮し、原則として山陰道の利用者を主対象としたものは整備しないこととし、野坂峠越は道の駅「津和野温泉なごみの里」などのトイレの利用を想定している。

ただし、前記のように北側エントランス区域における駐車場等の整備の具体化の段階で、そこへのトイレの整備を検討する。

また、山口市の道の駅「願成寺温泉」のトイレの利用も想定できる。行政としてその利用を促進する場合には、山口市及び関係機関との調整・連携のもとに、来訪者等への情報提供を図る。

2 徳城峠越

(1) 史跡指定地（徳城峠越）

■丸太のベンチ等の設置

- 徳城峠越の幾つかの地点においては、地元自治体等と連携し、史跡指定地又は隣接地において間伐材等を加工した丸太のベンチなどの設置に努める。

(2) 史跡指定地外（徳城峠越）

■茶屋跡（推定地）付近における休憩・展望の場の整備

保存管理計画では「峠の茶屋復元、景観確保、休憩所整備」とあるが、遺構が把握できておらず、図面・写真がないので、本計画期間での復元は困難である。

こうしたことを踏まえ、茶屋跡（推定地）付近における休憩・展望の場の整備については、次のように考えることとする。なお、茶屋跡（推定地）及びその周辺は、史跡指定地を除き私有地である。

- 茶屋跡（推定地）付近において、ベンチ等を整備し、休憩の場とする。ベンチ等については、間伐材の活用や手づくりを含めて検討する。
- 暑さや急な雨などに対応するため、あずまやの整備を検討する。
- 樹林整備によって眺望を確保する。
…「第5節 樹林整備・修景・景観形成計画」を参照

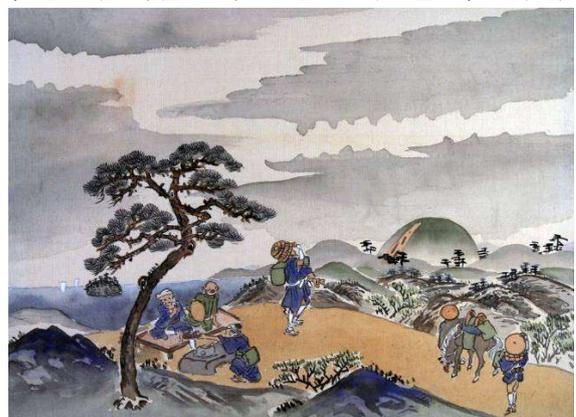


図 5-31 津和野百景図 第八十八図 徳丈の峠（再掲）

- 『津和野百景図』に描かれた景観の再現を目指し、松の植栽を検討する。
- (展望)説明板を設置する。…「第8節 案内・解説施設整備計画」を参照
- これらの整備においては発掘調査(試掘調査)を検討し、茶屋跡などの遺構が確認できた場合は、遺構の表現に努める。
- フィールドワーク等における説明や交流の場、弁当を食する場などとしての利用にも供する。



茶屋跡(推定地)の現状

※アプローチの歩行者動線は、「第4節 動線整備計画」を参照

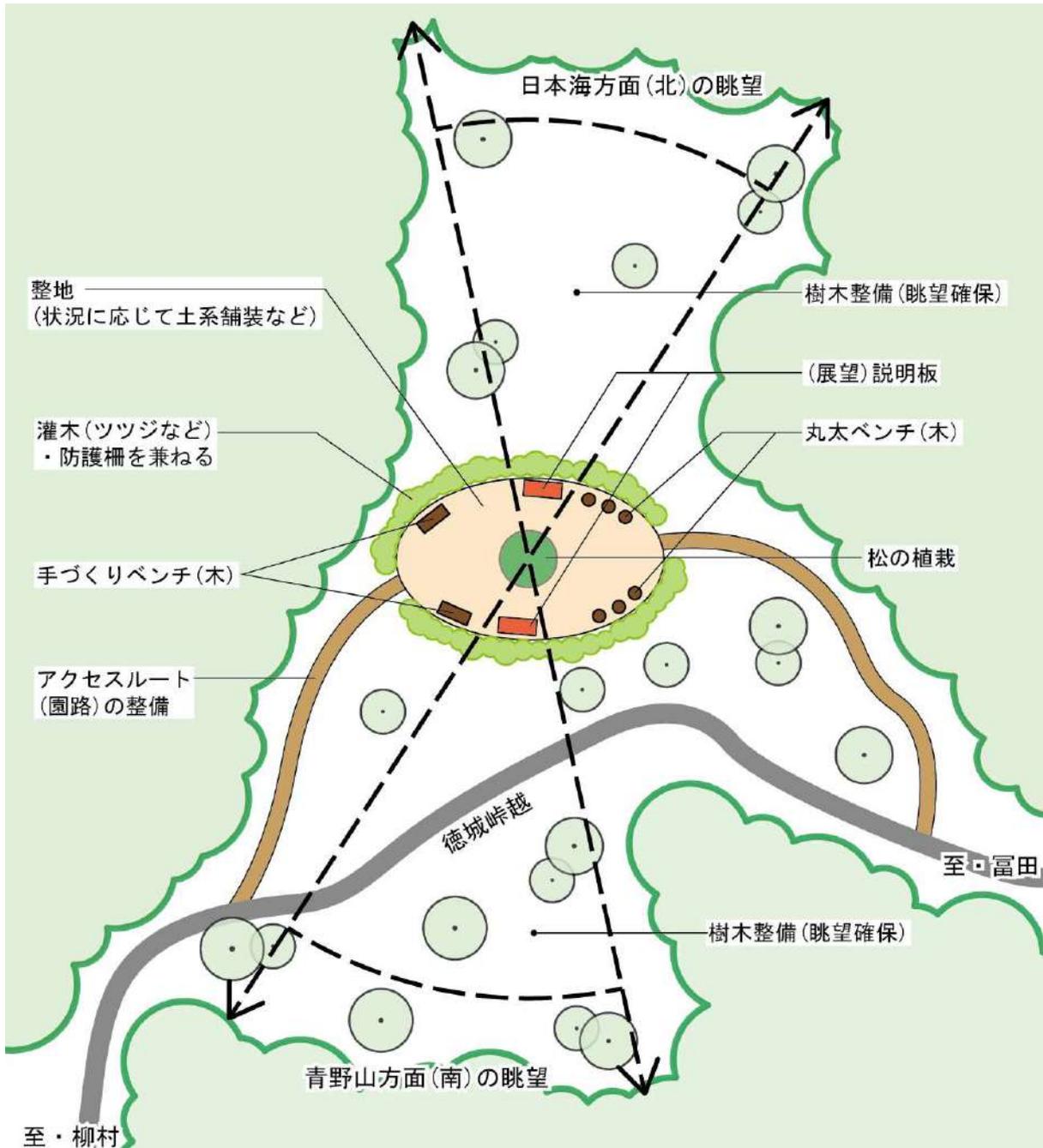


図 5-32 茶屋跡(推定地)及びその周辺における休憩・展望の場の整備イメージ



図 5-33 茶屋跡（推定地）の整備イメージ

■北側エントランス区域における駐車場等の整備の検討

- 土地（民有地）を確保し、身障者用駐車区画などを含めた駐車場を整備する。
 - 説明板、案内板を設置する。
 - 大木川に架け替える歩行者橋（軽量の運搬車などの通行可）への階段を再整備する。
 - 運搬車などが容易に歩行者橋に到達できる斜路（スロープ）などを、左岸上流側から整備することを、必要性や費用対効果を勘案して検討する。
- ※クローラー（運搬車）などは階段でも移動可能。クレーンで吊って対岸に移動あるいは架設橋設置も可能



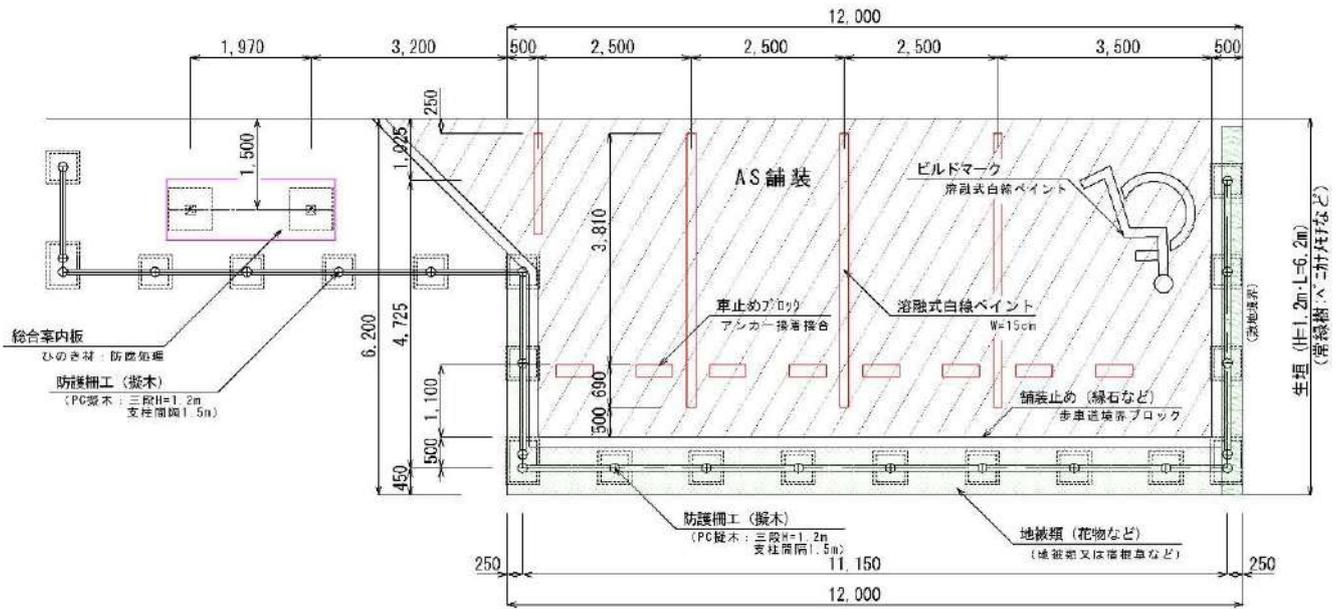
大木川左岸（歩行者橋付近）の現状（手前右が歩行者橋）



国道 9 号と徳城峠越付近につながる町道が結節する付近の現状（手前は国道 9 号、左奥に徳城峠越が位置する）

平面図

1 : 50



※1/50の図を約50%縮小

図 5-34 北側エントランス区域における駐車場等の整備案 (参考図)

■南側エントランス区域における駐車スペースの確保

- 徳城峠越の南側付近には、町道の幅員がやや広がっている場所などがあり、関係機関や担当課と調整し、駐車スペースとしての利用を検討する。
- 南側エントランス区域において、駐車場等の適地がある場合には、北側に準じて駐車場の整備を検討する。なお、史跡指定地南端の近くの町道と柳川に挟まれた場所に、小規模ではあるが平坦面（私有地）があり、駐車場（駐車スペース）の候補地として整備を検討する。



徳城峠越の南端付近にある町道の待避所的なスペース



町道と柳川に挟まれた私有地

■トイレの確保

- トイレについては、維持管理や費用対効果を考慮し、原則として山陰道の利用者を主対象としたものは整備しないこととする。
- 徳城峠越は道の駅「シルクウェイにちはら」の施設の利用を、案内表示板やパンフレット、情報通信技術の整備・活用により促進する。

第10節 周遊ネットワーク形成計画

1 周辺地域及び町域における地域資源活用のネットワークづくり

(1) 地域資源（文化財等）を生かした多彩なコースづくり

津和野町観光協会や文化財関係団体、自治会等と連携しながら、野坂峠越と徳城峠越をつないだ活用とともに、山陰道と他の文化財、自然、景観資源、観光資源などをつなぐ歴史文化を中心とした複数のコースを、次の点に留意し設定する（組合せも検討）。

○時間の多様性

- ・様々な利用者が確保できる時間に配慮し、1～2時間程度から半日、終日、複数日のコースを検討する。

○興味・関心（テーマ）への対応

- ・個々の利用者の興味・関心（街道、町並み、建造物、城跡、鉱山跡、高津川、日本遺産など）を考慮し、多様なテーマのコースを検討する。

○年齢や体力等への配慮

- ・興味・関心と併せて、年齢や体力等を考慮してコースを検討する。

○移動手段への対応

- ・ウォーキング、自転車（サイクリング）、自家用車、公共交通機関の利用、組み合わせによるコースを検討する。
- ・山陰道の史跡指定地は、自転車の乗り入れを禁止する。

○行事・イベントとの連携

- ・地域レベルから全町レベルまで、行事・イベントと関連づけたコースづくりや連携した取組を検討する。
- ・津和野町（教育委員会）が関係する行事・イベントにおいては、参加人数等の状況に応じて、野坂峠越、徳城峠越をそれぞれ踏破した場合のことも考慮して交通手段の確保に努める。
- ・関係団体、地域活動団体等が主催する山陰道を生かした行事・イベントを促進するとともに、必要に応じて交通手段の確保も働きかける。

(2) ネットワークづくりのための施設整備

■案内板・誘導標識等（サイン）の整備

○地域資源を生かしたコース沿いにおいては、案内板・誘導標識等の計画的な整備に努める。

■ICTを活用した情報発信機能の整備及び外国語表記

※再掲…「第8節 案内・解説施設整備計画」を参照

■便益施設（休憩所、トイレ、駐車場など）の確保及び整備・充実

○地域資源を生かしたコース沿いやその近接地においては、休憩や情報提供などに対応するため既設の公共施設の活用を図るとともに、民間事業者等の協力を得ながら、トイレや休憩の場、駐車場などの確保と情報提供に努める。

■サイクリング対応

○地域資源を生かしたコース沿いやその近接地に位置する既設の公共施設の駐輪場においては、サイクリングに対応した駐輪スペース（ロードバイクスタンドなど）の確保・整備を検討する。

○民間事業者と連携し、自転車のメンテナンスの場やコースに関する情報、休憩の場

の提供を促進する。

■情報提供機能の充実・強化と外国人観光客等への対応

○山陰道の本質的価値や特徴・魅力の普及・啓発とともに、関係する文化財、観光情報などを盛り込んだパンフレット等を作成する。

○情報通信技術（ICT）を活用した情報提供に取り組む。

○案内表示板やパンフレット等における外国語併記、ICTを活用した情報提供における外国語対応を検討する。

※情報通信技術（ICT）を活用した情報提供、外国語対応については「第8節 案内・解説施設整備計画」を参照

2 町域を越えた広域的なネットワークづくり

近隣や近隣県の市町と連携し、山陰道を含めた文化財の市町の枠を超えた活用を進めるとともに、それに対応する案内表示板（サイン）や情報提供機能などの整備を検討する。特に野坂峠越については、山口市及び道の駅「願成寺温泉」との連携を図る。

山口市にある長州藩の番所跡（野坂御番所跡）と野坂峠越をつないだルートづくり、及び連携した活用に取り組む。

また、津和野奥筋往還、津和野廿日市街道など広域的な街道・歴史的な道を通じた交流・連携に努め、説明板の設置やパンフレットの作成など歴史文化に関する整備も検討する。

さらに、山陰道を含め津和野の歴史文化や自然などに関係する研究機関や学識経験者・専門家、民間団体などと連携し、広域的な学术交流、住民交流などを進める。



山口市阿東町にある「野坂御番所跡」。石垣の一部（写真の中央やや右）が残る。旧阿東町教育委員会により柵と説明板が整備されている。

第6章 公開・活用及び管理運営計画

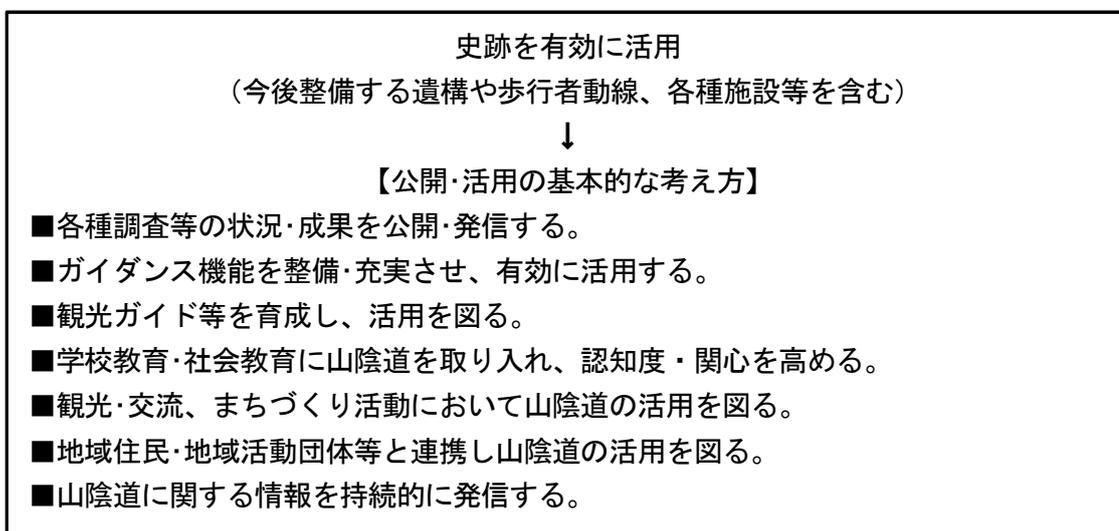
第1節 公開・活用計画

1 公開・活用の基本的な考え方

史跡（文化財）は、整備を行うか否かにかかわらず、原則、公開・活用する必要がある（文化財保護法第1条）。

ここでは、今後整備する遺構や歩行者動線、保存施設、案内・解説施設、便益施設等を含め史跡を有効に活用することを意図し、前章における整備を考慮しながら、山陰道を中心とした公開・活用の基本的な考え方を設定し、「2 公開・活用の具体的な取組」につなげる。

また、今後、公開・活用等に関わる新たな課題や状況が生じた場合には、必要に応じて学識経験者や専門家の指導・助言を得るとともに、地域活動団体等の意見も踏まえ、適切に対応することとする。



2 公開・活用の具体的な取組

前記の基本的な考え方のもとに、公開・活用の具体的な取組を設定し、今後、より詳細な内容を検討し、具体化に向けて取り組む。

(1) 各種調査等の状況・成果の公開・発信

今後、発掘調査をはじめ各種調査等を行った場合には、様々な手段・媒体を利用し、途中段階を含め、状況・成果の公開・発信に取り組む。

- 発掘調査などの途中段階、終了時における説明会の開催
- 町ホームページ等における情報発信
- パンフレット等の作成又は更新
- その他：マスコミの活用など

(2) ガイダンス機能の整備・充実と活用

野坂峠越、徳城峠越の入口付近や途中などにおいて、説明板等の設置及び更新を図り、ガイダンス機能を充実させる。また、町内の2つの道の駅において、山陰道の説明パネ

ル等の設置を検討するとともに、山口市と協議しながら、道の駅「願成就温泉」への説明パネル等の設置を検討する。

地域住民はもとより地域外・町外の人々の関心を高めることも意図し、説明板等の表示内容やボランティアガイド等の育成・活用に努める。

- 野坂峠越への説明板等の設置
 - ・北端入口付近、南側の町道との交差付近への標識、説明板の設置
 - ・番所跡への説明板の設置など
- 徳城峠越への説明板等の設置
 - ・南北端（入口）付近への標識、説明板の設置
 - ・茶屋跡への説明板の設置（眺望の説明などを含む）
- ボランティアガイド又は観光ガイドの育成と活用（下記）

（3）観光ガイド等の育成・活用

津和野町観光協会（観光ガイドくらぶ）や日本遺産センターなど文化財に関わる団体との連携のもとに、山陰道に関する内容を含めた観光ガイド等を養成するとともに、受け入れ体制の整備・充実に努める。

- ガイド養成のための支援・連携
 - ・山陰道に関する学習機会の確保
 - ・専門的な観光ガイド等の養成講座や研修会の開催支援
 - ・観光ガイド等による受け入れ体制づくりの支援（組織づくり、利用方法の明確化）
- 観光ガイド等の情報発信（活用促進）

（4）学校教育・社会教育における山陰道の活用

学校教育・社会教育において、山陰道をはじめ津和野町の文化財をより一層活用し、子どもたちを含め住民の山陰道や地域の歴史文化への認知度や関心を高める。また、山陰道一帯の自然環境を体験し、学び、楽しむ機会の確保・充実に努める。

- 学校教育における山陰道や自然環境に関する学習機会の提供
- 山陰道を含め地域の歴史文化を学習できるリーフレットなどの作成
- 山陰道を含めた地域の歴史文化や自然環境に関する講座、講演会、フィールドワーク等の開催

（5）観光・交流、まちづくり活動における山陰道の活用

観光・交流、まちづくり活動に山陰道を生かすため、地域活動団体等への情報提供や活動の支援に努める。

- 山陰道の観光の場としての活用（観光面を含めた情報発信、イベントなど）
- 野坂峠越と徳城峠越をつないだ活用
 - ・「つわの山陰道ウォーク」（仮称）などのイベントの開催
 - ・両者に共通する及びそれぞれの魅力・特徴の発信など
- 山陰道を生かした交流の促進（街道や自然環境を通じた広域交流など）
 - ※第6章「第10節 周遊ネットワーク形成計画」を参照
- 地域起こし・まちづくりの資源としての山陰道の活用促進
 - ・イベントの実施：歴史探訪（ウォーキング）、フォトコンテスト、街道や眺望を生かしたアートイベントなど

- ・山陰道に関わるものづくり（グッズなど）
- 日本遺産の構成文化財として、他の構成文化財との連携
- 続歴史の道百選のPR・活用
- 夢街道ルネッサンスの検討

（6）行政と住民・地域活動団体等が連携した山陰道の活用に向けた取組の推進

山陰道の道の整備や安全対策を講じ、地域住民等による健康づくり、歴史探訪や自然探勝、交流活動の場、親子での歴史や自然の体験など、多様な活用を促進する。また、津和野町と地域住民・地域活動団体等が連携し、山陰道の活用に向けた取組を進める。

- 健康づくりのウォーキングの場としての活用促進
- 自治会等やグループでの歴史探訪や自然探勝、交流の場としての活用促進
- 親子での歴史学習や自然体験の場としての活用促進など
- 山陰道の活用に向けた体制づくり（必要に応じて維持管理や運営を含める）
- 津和野町と地域住民・地域活動団体等の情報交換（情報の共有化）や意見交換の場の充実

（7）山陰道に関する情報の持続的な発信

住民及び町域外へ山陰道に関する情報を、持続的に提供・発信していく。

- 広報による情報提供
- 津和野町ホームページ及び津和野文化ポータル又はリンクサイトにおける山陰道などに関する情報の提供と充実
- パンフレット等の作成又は更新
- ICT（情報通信技術）による情報発信の検討
- AR（拡張現実感）の整備、その他ICT（情報通信技術）の活用の検討 など

第2節 管理運営計画

1 管理運営の基本的な考え方

山陰道は町役場から離れた山中にあることから、その維持管理及び運営は、行政（教育委員会）だけでは対応できない。

したがって、今後整備する遺構や各種施設・設備などの維持管理等を含め、史跡の管理運営には、地域住民及び地域活動団体等の協力と参加が不可欠となる。

こうしたことを踏まえ、管理運営の基本的な考え方を設定し、「2 管理運営の具体的な取組」につなげる。

また、今後、管理運営等に関わる新たな課題や状況が生じた場合には、適切に対応することとする。

行政と地域住民及び地域活動団体等が連携した史跡の管理運営
(今後整備する遺構や歩行者動線、各種施設等を含む)



【管理運営の基本的な考え方】

- 行政と地域住民・地域活動団体等が連携した管理運営の体制と仕組みをつくる。
- 適正な史跡の利用を促進する。
- 緊急時及び災害時等において迅速に対応する。
- 史跡の保存・活用を前提とした持続的な維持管理に取り組む。

2 管理運営の具体的な取組

前記の基本的な考え方のもとに、管理運営の具体的な取組を設定し、今後、より詳細な内容を検討し、具体化に向けて取り組む。

(1) 行政と地域住民・地域活動団体等が連携した管理運営の体制と仕組みづくり

山陰道は山中にあり、管理運営は管理団体である津和野町だけで対応できるものではなく、地域住民・地域活動団体等と連携して取り組む必要があるため、連携に向けた体制と仕組みづくりに取り組む。

- 行政と地域住民・地域活動団体等が連携した体制
 - ・主体、担い手、連携、役割分担の確立
 - ・相談・連絡体制の充実・強化
- 管理運営の仕組みづくり（管理運営マニュアル等の作成）
 - ・連携の方法、各主体の役割の取組内容（詳細）の明確化
 - ・下記の史跡の利用（管理対策）、緊急時・災害時等の対策、維持管理を含めた管理運営マニュアル等の作成

(2) 適正な史跡の利用の促進

史跡利用の注意事項、マナーの啓発など、利用に関する管理対策を明確にし、適正かつ的確に取り組む。

- 史跡利用の注意事項、マナー（ゴミのポイ捨て・落書き防止、自然環境の保護など）の啓発・情報提供
 - ・案内板や注意札等への分かりやすい表示

- ・パンフレット等への記載
- ・ICTを活用した情報提供（下記「緊急時等の対策」の内容を含む。）

（３）緊急時及び災害等における迅速な対応

史跡利用における緊急時及び災害等で史跡が毀損した場合などの対応を明確にし、適正かつ的確に取り組む。

○緊急時等の対策

- ・来訪者への緊急時等の連絡先の伝達
- ・消防、警察との連携の確保
- ・来訪者の事故や病気、災害時（気象予報を含む）、その他緊急時等（害獣・害虫への警戒、遺構の毀損など）に関する対策の明確化

○災害時等における対策（復旧等）

- ・災害が予測される場合の被害（毀損）防止・軽減の対策
- ・災害等で毀損した場合の点検
- ・地域住民等による被害情報提供を受け取る仕組み・体制の充実
- ・毀損届、復旧への対応

（４）史跡の保存・活用を前提とした持続的な維持管理

史跡の保存・活用の前提となる基礎的な取組である山陰道の維持管理は、定期的な下刈りや樹林の管理など相当の労力が必要であり、自治会等、地域住民・地域活動団体の理解と協力を得て取り組む。

○津和野町と地域住民・地域活動団体等による維持管理の体制の構築

- ・主体、役割、支援、連携の明確化

○維持管理の内容・方法の明確化

- ・遺構や施設・設備の点検
- ・植栽や樹林の維持管理（下刈り、枝打ち等）
- ・清掃美化
- ・住民参加による史跡の修繕・復旧
- ・「管理対策マニュアル等」の作成（再掲）

○維持管理に協力してくれる地域外の住民を含めたボランティアの募集

第7章 事業計画

第1節 事業時期の考え方

本計画に掲げている具体的な取組（施策・事業）は、「第5章 整備基本計画」及び「第6章 公開・活用及び管理・運営計画」で示しており、前者はハードが中心で、後者はソフトが中心である。

これらのうち、整備に関わる取組の具体化に道筋を付けるため、第1章「第3節 計画期間」で示している令和6年度(2024)から令和15年度(2033)の10か年を事業期間とし、下記のように前期及び後期に事業期間を分け、整備プログラムを明らかにする。

なお、整備の具体化においては、「第6章 公開・活用及び管理・運営計画」の取組と連動させることとする。

また、前期事業期間（5か年）における主な取組（施策・事業）については、前期事業期間を年度別とし、より詳細なプログラム（事業計画）を設定する。

【事業期間の考え方】

前期及び後期の事業期間において、大きくは次のように事業を進めることとする。

なお、樹木の保全・管理、景観計画に基づく対応、公開・活用及び管理運営などの経常的な取組は、持続的に行うこととする。また、周遊ネットワーク形成については、原則として後期事業期間から取り組むこととするが、山陰道に関するパンフレットの作成や情報発信などについては、前期事業期間からの実施を図る。

■前期事業期間（5か年）：令和6年度(2024)～令和10年度(2028年度)

<野坂峠越>

○史跡指定地（道）全体を歩行できる環境の整備と遺構の保存・整備

- ・崩落箇所及びその周辺の測量や地盤調査等を行い、防災対策を行う。
- ・堆積している廃棄物や土砂の撤去、ぬかるんでいる箇所の改善など、歩行できる基礎的な条件を整える。
- ・横断溝や側溝、石製暗渠の保存修理及びそれらの活用（実際の雨水排水など）を図るとともに、その他の区間・箇所の道について、適宜、雨水対策を行う。

○基礎石敷き・石畳等の遺構の表現

- ・史跡指定地北側の基礎石敷き、側溝、石垣等が存在する区間、南側の石畳が確認できる区間の一部において、適宜、整備に伴う調査を実施し、遺構の表現を図る。

○保存施設の整備

- ・史跡指定地の南北両端付近に、標識（標柱）や全体説明板の設置を行う。
- ・地籍調査の進捗状況を踏まえながら、境界標の設置を図る。

○公開・活用及び管理運営

- ・整備に併せて、公開・活用を進めるとともに、定期的な点検や維持管理などに取り組む。

<徳城峠越>

○北端付近の歩行者橋の架け替え

- ・史跡指定地の北端付近の大木川に架かる歩行者橋は、特に安全面に問題があることから、架け替えを図る。
- ・上記の歩行者橋の架け替えと併せて、歩行者橋へのアプローチの整備や標識（標

柱)、誘導標識の設置、及び全体説明板の更新を図る。

○安全対策：崩落箇所、害獣・害虫

- ・崩落等の危険箇所については、注意札の設置、転落防止の柵・ロープの設置など安全対策を図る。
- ・害獣・害虫に対する注意喚起のための注意札の設置を図る。

○公開・活用及び管理運営

- ・野坂峠越と同様

■後期事業期間（5か年）：令和11年度(2029)～令和15年度(2033)

<野坂峠越>

○番所跡の遺構の保存修理と表現

- ・番所跡の石垣の保存修理や樹木の除去等を図る。
- ・番所跡の発掘調査等を実施し、遺構の表現を図る。

○北側エントランス区域における駐車場等の整備の検討

- ・町有地等を活用して駐車場等の整備を検討する。

○二間茶屋跡付近の整備の検討

- ・二間茶屋跡付近において、休憩施設・駐車場等の整備を検討する。
- ・発掘調査で二間茶屋跡等が確認できた場合は、その遺構の表現を検討する。

○保存施設、案内・解説施設、便益施設の整備

- ・遺構の表現や駐車場の整備などと併せて、説明板等の設置を図る。
- ・説明板・案内板・誘導標識等の設置を図る。
- ・ベンチ等の休憩施設（便益施設）の整備を図る。

○公開・活用及び管理運営（再掲）

<徳城峠越>

○安全対策：崩落箇所

- ・崩落箇所については復旧を図る。

○歩行する道としての環境改善

- ・堆積した土砂の撤去、応急的な歩行者橋の再整備又は暗渠埋設・盛土整備、ぬかっている箇所の改善など、歩行する道としての環境改善を図る。

○保存施設、案内・解説施設、便益施設の整備

- ・史跡指定地の南端付近に、標識（標柱）を設置するとともに、全体説明板の更新を図る。
- ・休憩・展望の場の整備(下記)においては、説明板の設置やベンチ等の整備を図る。
- ・地籍調査の進捗状況を踏まえながら、境界標の設置を図る。
- ・説明板・案内板・誘導標識等の設置を図る。
- ・休憩・展望の場以外の道沿いの適地において、ベンチ（丸太ベンチなど）の整備を図る。

○休憩・展望の場の整備

- ・茶屋跡（推定地）付近において、休憩・展望の場の整備を図る。

○南端付近の歩行者橋の架け替え

- ・史跡指定地の南端付近の柳川に架かる歩行者橋の架け替えを図る。

○北側エントランス区域への駐車場整備の検討

- ・大木川の歩行者橋付近において、駐車場の整備を検討する。

○公開・活用及び管理運営（再掲）

第2節 整備プログラム

1 全体プログラム

前期事業期間及び後期事業期間に具体化を目指す主な整備に関する取組(施策・事業)について、そのプログラムを設定する。

表 7-1 実施計画の総括表(取組一覧)

(1/5)

| 施策・事業 | | 事業期間：令和6年度から令和15年度 | | | | |
|-----------------|--------------------|---|--|--------------------------------------|-----------------------|--|
| | | 前期事業期間 (令和6～10年度) | 後期事業期間 (令和11～15年度) | | | |
| 調査計画 (調査・設計) | 測量(用地・地形) | 崩落箇所など | 整備に伴い必要になった場合 | | | |
| | 地盤調査 | 崩落箇所 | 整備に伴い必要になった場合 | | | |
| | 基本設計・実施設計 | 野坂峠越：崩落箇所、基礎石敷き・石畳区間 徳城峠越：大木川の歩行者橋、駐車場 | 野坂峠越：番所跡、駐車場など 徳城峠越：柳川の橋、茶屋跡(推定：休憩・展望の広場)など | | | |
| | 事例調査 | 関係する整備事例 | 保存・活用・整備の事例 | | | |
| | 考古学的調査 | 整備に伴う調査 | 同左 | | | |
| | 文献・資料調査 | | 継続的に実施 | | | |
| | 防災に関する調査 | 崩落箇所 | | | | |
| | 樹木・植生の調査 | | | | | |
| | 点検・経過観察 | 定期的な点検 整備箇所の経過観察 | 同左 | | | |
| | 調査等の成果・情報の適切な公開・発信 | 定期的・継続的に対応 | 同左 | | | |
| 遺構整備計画 | (1) 野坂峠越 史跡指定地 | ア 野坂峠越北側の石垣・基礎石敷き等の保存修理と表現 | 野坂峠越北側の石垣・土羽の保存修理(復旧) 野坂峠越北側の基礎石敷き・側溝の表現 | 路面・側溝(下記)と一体的に整備 | 前期で積み残した場合 | |
| | | イ 野坂峠越中央付近の番所跡・横断溝等の保存修理と表現 | 番所跡の保存修理・表現 横断溝・側溝の保存修理・表現 石製暗渠の保存修理と機能の継承 | 基礎石敷き(北側)の整備と一体的に対応 | 歩行する道としての整備と一体的に対応 | |
| | | ウ 野坂峠越南側の石畳の保存修理と露出展示 | | 雨水排水を含めて整備 | 前期で積み残した場合 | |
| | | エ その他山陰道の路面の整地と歩行する道としての整備 | | 堆積している廃棄物の撤去と園路整備 通行止めとなっている区間の改善 | 雨水排水対策を含めた歩行する道としての整備 | |
| | | オ 国境の石碑の移設 | | 移設場所や環境整備の検討 | 適地への移設 | |
| | | 二間茶屋跡の遺構整備の検討 | | | 調査を行った場合 | |
| | | 旧国道関連遺構の保存 | | 現状保存 | 同左 | |
| | (2) 野坂峠越 史跡指定地外 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※実線：着手・実施を目指す時期(継続・拡充を含む)、(適宜、対応できるように)態勢の確保

破線：事業の実施に関する調整・方針決定等の時期、実施時期の可能性、積み残した事業への対応、現状維持

表 7-1 実施計画の総括表（取組一覧）

(2/5)

| 施策・事業 | | 事業期間：令和6年度から令和15年度 | | | |
|----------------------|------------|---|-------------------------------------|--|--------------------------------|
| | | 前期事業期間 (令和6～10年度) | 後期事業期間 (令和11～15年度) | | |
| 遺構整備計画 | 徳城峠越 | (1) 史跡指定地 | 陥没箇所・土砂流入箇所等の復旧 | 復旧 | |
| | | 徳城峠越南側の石垣の保存（復旧） | 現状保存、現状確認・調査 | 同左 | |
| | (2) 史跡指定地外 | 茶屋跡の遺構整備の検討 | | 調査を行った場合 | |
| | | 「猿田彦大神」碑の保存整備 | | 転落防止(北側の碑) | |
| 動線整備計画 | 野坂峠越 | (1) 史跡指定地 | ア 遺構整備と併せるなどの動線の整備 ※「遺構整備計画」を参照 | 基礎石敷き・石畳の区間 石畳区間の北側に接する町道の部分的整備（遺構表示＋排水） 通行止め区間の改善 | 左記以外の区間の歩行する道としての整備（路面、雨水排水対策） |
| | | イ 野坂峠越南側への傾斜路等の整備 ※「遺構整備計画」を参照 | 堆積している廃棄物の撤去と園路（傾斜路等）整備 手すり設置の検討 | | |
| | (2) 史跡指定地外 | ※駐車場…「管理・便益施設計画」を参照 | | | |
| 徳城峠越 | (1) 史跡指定地 | ア 動線の点検・整備 | | 堆積した土砂の除去 陥没箇所の改善 ぬかるんだ箇所の改善 | |
| | | イ 歩行者橋部分の再整備 ※現在、応急的（仮設的）な歩行者橋が設置されている部分 | 劣化している木製の板（歩行面）の補修等の検討 | 応急的な歩行者橋等の再整備又は復旧 | |
| | | ウ 湿潤部分 | | 排水対策など | |
| | | エ 崩落箇所の動線の整備と安全対策 | 注意札の設置等安全対策 | 崩落箇所の復旧 注意札の設置等安全対策 | |
| | (2) 史跡指定地外 | ア 歩行者橋の架け替え（柳川、大木川） | 大木川に架かる歩行者橋の架け替え | 柳川に架かる橋の架け替え | |
| | | イ 休憩・展望の場への動線の整備：茶屋跡（推定地） | | 2方向（両側）からアプローチ | |
| 樹林整備・修景・景観形成計画 | 野坂峠越 | (1) 史跡指定地内外 | 防災対策と併せた樹林の保全・管理 | | |
| | | | 遺構の保存・整備と街道の通行確保に対応した樹林整備 | 支障木等の除去や管理 | 同左 |
| | | 眺望点と眺望景観の確保 | 必要に応じて支障木の枝打ち・除去 | 同左 | |
| | (2) 史跡指定地外 | 山陰道周辺森林区域等における森林の保全・管理 | 関係権利者への情報提供・啓発 | 同左 | |
| | | 津和野町景観計画に基づく景観の保全・形成 | 情報提供・啓発、届出への対応 | 同左 | |
| | 徳城峠越 | (1) 史跡指定地内外 | 遺構の保存・整備と街道の通行確保に対応した樹林整備 | 支障木等の除去や管理 | 同左 |
| | | | 茶屋跡（推定）付近からの眺望景観の確保 | 部分的な樹林整備の検討 | 眺望確保に向けた樹林整備 |
| | | (2) 史跡指定地外 | 周辺に広がる森林の保全・管理 | 関係権利者への情報提供・啓発 | 同左 |
| 津和野町景観計画に基づく景観の保全・形成 | | | 情報提供・啓発、届出への対応 | 同左 | |

表 7-1 実施計画の総括表（取組一覧）

(3/5)

| 施策・事業 | | 事業期間：令和6年度から令和15年度 | | | |
|-----------------|---------------|---|---------------------------------|-------------------|-------------|
| | | 前期事業期間 (令和6～10年度) | 後期事業期間 (令和11～15年度) | | |
| 防災・環境 基盤整備計画 | 野坂峠越 史跡指定地 | (1) めかるんだ区域の雨水排水対策 | 応急的な対策の検討 | 雨水排水対策 | |
| | | 堆積している土砂等の撤去⇒動線整備 (通行可能な状況の確保) | | | |
| | 史跡指定地内外 | (2) ア 土砂崩れ箇所の防災対策 | 2箇所の土砂崩れ箇所の復旧 | | |
| | | イ その他環境保全対策 堆積している廃棄物等の撤去⇒動線(街道)整備 森林の管理・竹林対策 | | | |
| | | | 関係権利者への情報提供・啓発 | 同左 | |
| | | | | | |
| 徳城峠越 | 史跡指定地 | (1) 堆積している土砂等の撤去⇒動線整備 (通行しやすい状況の確保) | | | |
| | | (2) めかるんだ区域の雨水排水対策⇒動線整備 (通行しやすい状況の確保) | | | |
| | 史跡指定地内外 | 森林の管理 | | | |
| | | | 関係権利者への情報提供・啓発 | 同左 | |
| 保存施設 整備計画 | 野坂峠越 史跡指定地 | (1) 境界標 | 地籍調査と連動した設置 | | |
| | | 遺構保護の囲い等 | | | |
| | 史跡指定地内外 | (2) 害獣・害虫防止対策 | ※注意札の設置又は説明板等への併記は「案内・解説施設整備計画」 | 柵の設置、その他進入防止対策の検討 | |
| | | 史跡標識(標柱) | 南北2箇所(場所は指定地を含めて検討) | | |
| | 徳城峠越 | 史跡指定地 | (1) 境界標 | | 地籍調査と連動した設置 |
| | | | 遺構保護の囲い等 | | |
| 史跡指定地内外 | | (2) 害獣・害虫防止対策 | ※注意札の設置又は説明板等への併記は「案内・解説施設整備計画」 | 柵の設置、その他進入防止対策の検討 | |
| | | 史跡標識(標柱) | 北端付近 南端付近(史跡指定地を含めて検討) | | |

表 7-1 実施計画の総括表（取組一覧）

(4/5)

| 施策・事業 | | 事業期間：令和6年度から令和15年度 | | | | |
|------------------|-------------------|---------------------------------|---|---|---|--|
| | | 前期事業期間 (令和6～10年度) | 後期事業期間 (令和11～15年度) | | | |
| 案内・解説施設整備計画 | (1) 野坂峠越 史跡指定地 | 説明板 ・ 史跡全体説明板 ・ 遺構説明板（個々） | 史跡全体説明板：南北2箇所（指定地外を含めて検討） 遺構説明板：基礎石敷き・石畳等の整備に併せた設置 | 遺構説明板：番所跡（遺構整備等と連動）、その他新たな遺構の発見があった場合など | | |
| | | 誘導標識 | 結節点など | 同左 | | |
| | | 名称表示板 | | 遺構整備に併せた設置などを検討 植物の名称表示の検討（史跡指定地内外） | | |
| | (2) 史跡指定地内外 | 注意札等 | 注意札の設置又は説明板等への併記 | 同左 | | |
| | | (3) 史跡指定地外 | 説明板（遺構説明板） | | 旧国道の説明板 | |
| | 案内板 | | | | 駐車場の整備に併せた設置 パンフレットボックスの検討 道の駅：案内板又はパネル | |
| | | 誘導標識（道路標識を含む） | | | 結節点など（道路標識等） | |
| | 徳城峠越 | (1) 史跡指定地 | 説明板（遺構説明板） | | | 新たな遺構等の発見があった場合など |
| | | | 誘導標識 | 結節点など | 結節点など | |
| | | | 名称表示板 | | | 遺構整備に併せた設置などを検討 植物の名称表示の検討（史跡指定地内外） |
| (2) 史跡指定地内外 | | 注意札等 | 注意札の設置又は説明板等への併記 | 同左 | | |
| | | (3) 史跡指定地外 | 説明板 ・ 史跡全体説明板 ・ 遺構説明板（展望説明板） | 史跡全体説明板：南北2箇所に設置（指定地内を含めて検討） | 遺構説明板（展望説明板）： 茶屋跡（推定地） ※休憩・展望の場と一体的に整備 | |
| 案内板 | | | | | 南北2箇所：上記の説明板への案内記載も検討 道の駅：案内板又はパネル | |
| | | 誘導標識（道路標識を含む） | 北端付近（大木川の歩行者橋付近） | 結節点など（道路標識を含む） | | |
| ガイダンス・情報提供（発信）機能 | | | | | | |

表 7-1 実施計画の総括表（取組一覧）

(5/5)

| 施策・事業 | | 事業期間：令和6年度から令和15年度 | | | |
|-----------------------|--------------|------------------------------|--|---|-------------------------|
| | | 前期事業期間 (令和6～10年度) | 後期事業期間 (令和11～15年度) | | |
| 管理・便益施設整備計画 | 野坂峠越 | (1) 休憩の場（ベンチ等）の整備（番所跡） | 番所跡の整備に併せた設置 | | |
| | | (2) 史跡指定地外 | 北側エントランス区域における駐車場等の整備の検討 | 駐車場の整備 休憩・情報提供等の施設・設備の検討 | |
| | | | 二間茶屋跡付近における休憩施設・駐車場等の整備の検討 | 発掘調査の検討 | |
| | | | トイレの確保 | 道の駅等の利用 道の駅等の利用 駐車場（北側エントランス）整備におけるトイレの検討 | |
| | 徳城峠越 | (1) 丸太のベンチ等の設置 | 先行的整備の検討 | 遺構の保存と調整して適地に設置 | |
| | | (2) 史跡指定地外 | 茶屋跡（推定地）付近における休憩・展望の場の整備 | | 樹林整備と併せて整備 発掘調査の検討 |
| | | | 北側エントランス区域における駐車場等の整備の検討 | | |
| | | | 南側エントランス区域における駐車スペースの確保 | 関係課、関係機関と調整 | |
| | | | トイレの確保 | 道の駅の利用 | 同左 |
| | 周遊ネットワーク形成計画 | 周辺地域及び町域における地域資源活用のネットワークづくり | (1) 地域資源（文化財等）を生かした多彩なコースづくり | モデル的なコースづくりと体験機会の確保 | コースの拡充と活用 |
| (2) ネットワークづくりのための施設整備 | | | 案内板・誘導標識等（サイン）の整備 | | 山陰道に関わる（含めた）サインの検討 |
| | | | ICTを活用した情報発信機能の整備及び外国語表記 | | |
| | | | 便益施設（休憩所、トイレ、駐車場など）の確保及び整備・充実 | | コース利用者への対応 |
| | | | サイクリング対応 | 情報発信 | 情報発信 サイクリングに対応した環境整備 |
| | | | 情報提供機能の充実・強化と外国人観光客等への対応 | パンフレット等の作成 外国人対応の検討 | 同左 |
| 町域を越えた広域的なネットワークづくり | | | 山口市との連携 ・道の駅・願成就温泉の利用：トイレ、情報提供 ・山陰道の保存・活用（山口市の番所跡など） | 益田市、山口市等との連携・交流 | |

2 前期事業期間の主要な整備事業プログラム（事業計画）

前期事業期間における主要な整備事業のプログラム（事業計画）を、関連事業を含め年度別に工程表として整理する。

【前期事業期間の主要な整備事業】

<野坂峠越>

- 崩落箇所への復旧
- 野坂峠越北側の石垣・基礎石敷き等の保存修理と表現
- 野坂峠越中央付近の石畳の保存修理と露出展示
- その他山陰道の路面の整地と歩行する道としての整備
- 史跡標識、説明板、境界標等の設置

<徳城峠越>

- 北端付近の歩行者橋（大木川）の架け替え
- 安全対策：害獣・害虫被害の防止、転落防止対策
- 史跡標識、説明板等の設置

表 7-2 前期事業期間の主要な整備事業のプログラム（事業計画）

(1/2)

| 主要な事業 | | 事業期間：令和6年度から令和15年度 | | | | | |
|-----------------------------|----------------------------------|--------------------------|--------------------|-----------------|------------------------------|---------------------------------|-----|
| | | 前期事業期間(令和6～10年度) | | | | 後期事業期間 (令和11～15年度) | |
| | | R6 | R7 | R8 | R9 | | R10 |
| 野坂峠越 | 崩落箇所の復旧 (2箇所) | 測量 地盤調査 整備方法の検討・決定 | 実施設計 | 支障木等の除去 復旧工事 | | 樹林、法面の管理 | |
| | 野坂峠越北側の 石垣・基礎石敷き等の保存修理 と表現 | 測量 整備方法の検討・決定 | 基本設計・実施設計 | 支障木等の除去 | 同左 | 樹林、街道等の管理 | |
| | | | 整備に伴う発掘調査等(必要に応じて) | 同左 | 同左 | | |
| 案内表示板(標識、説明板、誘導標識等)のデザイン…共通 | | | | | 標識、史跡全体説明板、遺構説明板、誘導標識の設置(北側) | | |
| 野坂峠越中央付近の石畳の保存修理と露出展示 | 発掘調査 測量 | 基本設計・実施設計 | 支障木等の除去 | 同左 | 町道における山陰道の表示排水路等の整備 | 樹林、石畳等の管理 前期事業期間で完了しない場合 | |
| | | | 石畳の露出展示・側溝の表現 | | | | |
| | | | 遺構説明板、誘導標識の設置 | | | | |

※実線：着手・実施を目指す時期

破線：実施時期の可能性、積み残した事業への対応

表 7-2 前期事業期間の主要な整備事業のプログラム (事業計画)

(1/2)

| 主要な事業 | | 事業期間：令和6年度から令和15年度 | | | | | 後期事業期間 (令和11～15年度) |
|-------|------------------------------------|----------------------------|--------------|------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|
| | | 前期事業期間(令和6～10年度) | | | | | |
| | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
| 野坂峠越 | その他山陰道の路面の整地と歩行する道としての整備 | 廃棄物の撤去 | | | 支障木等の除去 | 同左 | その他毀損箇所・区間の復旧、排水路の整備など |
| | | | 測量 | 整備に伴う発掘調査等(必要に応じて) | 同左 | | |
| | | | | 廃棄物撤去部分の実施設計(斜路、手摺りなど) | 斜路、手すり等の工事 | 標識、史跡全体説明板、誘導標識の設置(南側) | |
| | 境界標の設置 ※史跡標識、説明板等は前記のとおり | | 地籍調査の進捗状況の確認 | 同左 | 境界標の設置 | 同左 | 前期事業期間で完了しない場合 境界標の管理 |
| | | | | | | | |
| 徳城峠越 | 北端付近の歩行者橋(大木川)の架け替え | 測量 整備方法の検討・決定 | 実施設計 | 橋の架け替え、アプローチ(階段等)の整備 | | 標識、史跡全体説明板、誘導標識の設置 | 橋等の管理 |
| | | | | | | | |
| | 安全対策:害獣・害虫被害の防止、転落防止対策 | 点検:危険箇所の把握 注意札等の設置箇所の決定 | 注意札等の設置 | | 害獣の進入防止対策の検討 | 同左 | 注意札等の管理 同左 |
| | | | | | | | |
| | 史跡標識、説明板等の設置(南端付近) ※北端付近は前記のとおり | | | | 史跡標識、史跡全体説明板、誘導標識の設置(南側) | | 案内表示板の管理 |
| | | | | | | 北端付近は上記の歩行者橋の架け替えに併せて設置 | |

第3節 計画の推進

1 計画の推進に向けた協力・連携～体制（態勢）づくり～

本計画の推進においては、津和野町と地域住民、地元自治会等及び関係権利者との協力・連携が不可欠であるとともに、施策・事業を効果的に具体化するためには、関係機関及び関係部局の連携が求められる。

このため、協力・連携の体制（態勢）作りの観点から、計画の推進に向けた具体的な取組を整理する。

（1）整備や公開・活用、管理運営における連携体制（態勢）の構築

公開・活用及び管理運営（維持管理など）において、津和野町と地域住民及び地元自治会等が連携した体制の構築を図る。

また、土地の公有化や事業用地（駐車場等）の確保においては、関係権利者の理解と協力が得られるようにする。

（2）住民・地域活動団体等への情報の周知・共有化

地域住民、さらにはより多くの住民が山陰道（野坂峠越、徳城峠越及びそれ以外のルート）の存在を知り、その価値や特色を理解することが、保存・活用・整備に係る施策・事業の推進力となる。

このため、山陰道をはじめ文化財に関する啓発や情報提供を、様々な機会を通じて行う。

また、学識経験者、山陰道や街道に関心のある人、まちづくり活動に関係する団体・人材など、町内外の人々・団体等への情報提供（発信）に努め、協力体制や人的ネットワークづくりを進め、保存・活用への理解や支援が得られるようにする。

（3）関係機関及び関係部局との連携

山陰道（野坂峠越、徳城峠越）は国指定の史跡であることから、国（文化庁）、島根県との連携を図りながら、その保存・活用を進める。

また、山陰道の保存・活用においては、庁内において文化財部門と学校教育、社会教育、観光、建設、まちづくり、景観などの部局との間で情報の共有化を図るとともに、協力・連携した事業の実施に取り組む。

（4）調査や整備及び活用に関する組織づくり

山陰道（野坂峠越、徳城峠越）の整備を具体的に進めるにあたっての指導・助言等を受けるため、「史跡山陰道整備検討委員会」を継承する形で、新たな専門家・学識経験者等の参加を得て組織の設置を図る。

2 施策・事業の実施への対応～事業費等の確保と効果的な取組展開

山陰道（野坂峠越、徳城峠越）の整備には、多額の費用が必要であり、その財源確保について検討し、実現可能性や優先順位などを考慮しながら、事業の具体化を目指す必要がある。

また、実際の工事に入った段階で当初予想していなかった状況が生じる可能性もある。こうしたことを踏まえ、施策・事業の実施段階における留意点・課題を整理する。

（1）必要な事業費や支援の確保

山陰道（野坂峠越、徳城峠越）の保存・活用、とりわけ整備を計画的に進めるためには、事業の効率化などに努めながら、国、島根県と連携して、必要な事業費及び技術的な支援などの確保に努める必要がある。

また、山陰道の維持管理や活用は、地域住民・地元自治会等の協力と参加が不可欠であり、財政面を含めた活動支援が求められる。

さらに、地域における活動においては、民間の助成制度やインターネットの活用（クラウドファンディング）などを含め、広く資金の確保について検討する必要がある。

（2）優先順位と効果的な事業実施の検討

山陰道（野坂峠越、徳城峠越）の整備に関わる施策・事業は、多岐にわたっており、これらの優先順位を検討し、効率的かつ効果的に実施することが求められる。

また、今後の町の財政状況や事業の進捗状況などを踏まえ、適宜、整備プログラムやスケジュールを見直ししながら、効果的・効率的な事業展開を図る必要がある。

（3）計画・事業の進行管理

施策・事業を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

その際、事業の中間点、終了時点又は毎年度において、施策・事業の達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、適宜、当該施策・事業の改善・見直しに努めることが求められる。

また、各種事業等の検証・見直しに関しては、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方を取り入れ、施策・事業の推進や適切な見直しを行うとともに、本計画の見直しにも柔軟に対応する必要がある。

史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）

整備基本計画

令和4年（2022）3月

発行・編集 津和野町教育委員会

〒699-5605

島根県鹿足郡津和野町後田口64番地6

Tel: 0856-72-1854

Fax: 0856-72-1650

E-mail: kyouiku@town.tsuwano.lg.jp
